

◇第一〇二号 丑三月五日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 丑二月中

南部弥八郎

一 子十一月十一日於芸州草津長州家老兩人江鑑察戸川

鉦三郎申渡

(一〇一)

今度主人毛利大膳父子末家ニ至迄御征伐被仰付候付、

尾張前大納言殿より改而被仰渡候御趣意有之、拙者

より申渡候様と之儀ニ付、則今日申渡候間、御趣意

之趣大膳父子家来末々迄<sup>(實)</sup>威徹いたし候様、

(一〇二)

申渡之覚

一 毛利大膳儀兼而入京を禁する処、陪臣福原越後を以

右之歎願ニ托し其意強訴、国司信濃・益田右衛門介

等追々差出候処、寛大仁悲を以雖扱之、更に悔悟之

意なく、言を左右ニ寄不容易意趣を含、既みつから

兵端を開き対

禁闕発砲候条、其罪不輕、加之父子黒印之軍令状国

司信濃ニ授る由、全軍謀頭然ニ候旁、防長江押寄速

ニ可令追討之旨從

御所被 仰出、惣督尾張前大納言殿・副将松平越前

守

朝廷・幕府之命を奉し、諸軍を率ひ長門・周防ニ打

向ひ、罪を正すもの也、

十一月十一日

二

一 丑十一月十九日達之趣

(一〇一)

先達而戸川鉦三郎より申渡候追討之御主意之趣、以

吉川監物申出候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膳父

子恐入之次第自判之書面を以早々可申出候、

一 三老臣之首級は勿論、参謀之輩斬首之儀も承届、五

卿之儀も申出候通無延引可差出候、且右ニ付附屬之脱藩人之始末も早々可申達事、

一山口之儀は、新規修<sup>(兼)</sup>筈之事ニ付早速破却可有之事、

一益田右衛門介始三首級、吉川監物江差遣筈ニ付而は、即刻監物江引合渡遣方宜取計候事、

但右之次第国泰寺警衛之輩江談置候事、

右達書之趣大膳父子江申達仕候段、吉川監物より

御請書式通差出、夫ニ付大膳父子并未家中より差

出候書面、如左、

(1162)  
三家老云々、

一山口之儀云々、

右之廉々吉川監物江被仰渡之趣謹而奉畏候、以上、

十一月廿六日

毛利大膳

(1163)  
一私家老益田右衛門介・福原越後・国司信濃、去七月

於

輦下騷擾之始末深奉恐入候、就而右三人之者禁錮申

付御差凶奉待候処、却而過慮ニ相当之儀奉存、此度敵刑ニ処し首級奉備御実檢候、并參謀之者共一同斬首申付、委細吉川監物を以申上候通ニ御座候、私父子平常之緩せ罪科難遁、依之寺院ニ蟄居恐惶罷在候、以上、

元治元年甲子年十一月廿六日

毛利大膳判

毛利長門判

(1164)  
一私本家毛利大膳家来益田右衛門介・福原越後・国司

信濃、去ル七月於

輦下騷擾之始末深奉恐入候、右ニ付三人之者禁錮申付

御差凶奉待候処、却而過慮ニ相当候儀と奉存候付、

此度敵刑ニ処し首級奉備御実檢候、并參謀之者同斬

首申付、委細は吉川監物を以申上候通ニ御座候、全

平常之緩せ罪科難遁、依之寺院蟄居恐惶罷在候、何

分御沙汰謹而奉待候趣大膳父子奉歎願候処、右件ニ

付而は末家之私儀彼是と輔翼筋不束之儀共、於私多

罪重科奉恐入候、寺院閉居罷在候儀、実ニ私身等如

何様之殿科被仰出候共、其分御請可奉申上候念願ニ

御座候間、何卒格別之

御(七)仁怒を以大膳父子罪科一等

御寛大之御仕置被仰付候様泣血奉懇願候、誠惶恐頓

首敬白、

元治元甲子年十一月廿四日 毛利淡路判

(二の五)

一去七月本家大膳父子家老益田右衛門介・福原越後・

国司信濃於

輦下及騷擾候段深奉恐入候、就右三人之者所置殿刑首

級奉備御実檢并参謀之者一同斬首申付候、是全父子

兼而示方不行届ニ付罪科難遁、依之退城謹慎罷在候、

此上之

御沙汰奉待候次第、於私も深奉恐入候、右等之趣篤

被

聞召分、寛大之 御沙汰被 仰出候様、謹而奉歎願

候、以上、

元治元甲子年十二月朔日 毛利左京判

(二の六)  
一右同文言

年号月日右二同

毛利讚岐判

一三

丑二月二日尾州より關老江差出  
前大納言殿去月廿四日京都江被致到着候、此段申達

候様被申付越候、

一前大納言殿

公方様御上坂之儀更被 仰出候付、御用有之候間暫

滯京候様被 仰出候段、伝 奏野宮中納言殿御達有

之候付、御請被仰上候、此段申達候様被申付越候、

二月

四

一丑正月廿四日芸州候より關老江差出  
(四の一)

別紙御届仕候趣ニ付、兼而西口出張罷在候人数旧臘

廿八日悉為引払、尤口々要所江は警衛之者差置申候、

此段御届仕候、以上、

正月四日

松平安芸守

(四の2)  
別紙

一 毛利大膳父子追々致伏罪西国鎮靜之趣ニ付、為御見届  
尾張前大納言殿御名代石河佐渡守・御目付戸川鉾三郎、  
旧臘当所発足、長防江入込、同廿七日帰着被致、兩國  
鎮靜異儀無之旨ニ而、同日討手之面々陣払可致旨、前  
大納言殿より御達ニ付、諸家之人数追々引揚、前大納  
言殿ニは今日当所御発途ニ相成、其後長防相変儀無御  
座候、此段御届仕候、以上、

正月四日

松平安芸守

五

一 同月廿六日關老江  
(五の1)  
今般尾張前大納言様より別紙之通御達御座候旨国許よ  
り申越候ニ付、此段申上候、以上、

正月廿四日

松平安芸守内  
福永助左衛門

(五の2)  
別紙

一

毛利左京

毛利淡路

毛利讃岐

吉川監物

毛利大膳

家老共

此以後督府江申達候儀は、芸州家江申出有之候得は  
督府江相達筈候間、得其意宜取計候事、

正月

一六

丑正月十日京都所司代より達

間部平治

伏見より宇治橋辺迄御警衛、市橋老岐守・小出伊勢守  
代厚可相心得候、尤戸田采女正江も同様被仰付候間可  
被申合候、

一七

丑正月十日右同断

佐竹右京大夫

朔平御門井伊掃部頭代被仰付、

中川修理大夫

猿ヶ辻御警衛被成御免、稻荷山宝塔寺門前御固被仰付、

戸田采女正

同門前御警衛御番所大久保加賀守代被仰付、

一八 子十二月十二日大坂御城代より達ス、

建部三二郎

一柳对馬守当分尻無川御警衛被仰付、市中廻り被成御

免候、依之同人跡持場之儀暫之内一手ニ而請持候様達

之、

一九 正月廿八日閨老より達

牧野越中守

松平中務大輔御役中其方永田町中屋敷家作共拜借被仰

付旨、中務大輔江相達候間、得其意可被談候事、

一〇 正月廿六日

井伊掃部頭

其方家之儀は、前々日光山 御神忌 御法会之節々

御名代被仰付候付、此度 御神忌 御名代可被仰付候

処、先達而御進発之節御先手をも被 仰付候付、酒井

雅楽頭江 御名代被 仰付候、此度毛利大膳父子悔悟

服罪いたし候付、御進発は不被遊候得共、時宜ニ寄尚

被仰出候儀も可有之候旨被仰出候趣も有之候付、此度

御法会之節 御名代は不被 仰付と之 御沙汰候事、

一一 丑正月十日所司代より達彦根侯江

朔平御門御警衛被 仰付置候処被成 御免、石薬師御

門加賀中納言代并山崎表御警衛酒井雅楽頭代被

仰付候、厚可相心得候、

正月

一二 丑正月廿六日閨老江内意伺

戸田土佐守様御儀、御同姓越前守様御家御相統被仰出、

此程御差扣中ニ被成御座候得共、越前守様御方江夜中

密々被成御引移候方ニ可有御座哉、御差扣中ニ付、此

段各様迄私を以奉伺御内慮候、以上、

正月廿六日

秋元但馬守家来

押田五兵衛

朝命難黙止一旦入京仕、早々参府可仕と奉存候、依之申達候、以上、

正月廿一日

尾張前大納言

一三  
尾州老臣丑正月廿八日差出

毛利大膳父子服罪仕長防及鎮靜申候付、入京件々之次第 奏聞之上参府可仕之処、旅中江向ケ御沙汰之趣も御座候付、帰路之節上京不仕、為名代成瀬隼人正を以関白殿下迄言上為仕、一旦帰国之上早々参府可仕旨申上置候処、大膳父子服罪之趣等隼人正を以言上可仕旨被 聞食、御不安堵ニ 思食候間、帰路之節上京参内之上言上可仕様被 仰出候旨、伝 奏野宮中納言相達、於旅中承知仕候処、兼々所勞罷在、押而旅行仕猶以相勝不申候ニ付、無勘大坂表ニ逗留手当仕罷在申候、然処前願之次第ニ付未病中ニは御座候得共、押而明廿三日当表発途、一旦入京可仕奉存候、右は御沙汰之趣は御座候得共、

一四  
正月廿九日京都所司代松平越中侯江閣老中より申越

之趣、左之通  
当四月(一四の1) 権現様二百五十回御忌於日光山 勅会万部御執行ニ付、参向之面々途中警衛之儀大略申進候、其後方今之形勢ニ而は野州浮浪之賊徒共降伏いたし、世上稍鎮靜ニは候得共、脱走之脱字いまた何方江潜伏之徒有之間敷哉も難計、殊ニ日光山近辺之儀は賊徒巢穴之地ニも有之、不都合之儀有之間敷とは存候得共、万一不慮之儀等有之候而は不相成儀ニ付、旅中為護衛被通行候途中ニ、領分有之面々より人数差出嚴重ニ取計候様相達、猶大御番頭始御簾本之面々、別紙之通堂上方其地発足以前上京有之候様申渡候、此段伝 奏衆江為心得被達置候様存候、且亦年頭 勅使之儀いまた被 仰出無之候得共、定例之通

勅使参向之儀ニ候得は、堂上方より先達而其地発足之  
事ニ可有之候間、右警衛之儀は罷登候大御番頭始之内  
配分付添之儀、其地ニおゐて御自分より御達可有之候、  
領主々々之警衛之儀は被

仰出次第於当地相達ニ而可有之候、此段為心得申進候、  
以上、

正月廿九日

関老連名

松平越中守様

(一四の2)  
別紙

大御番頭一人 組共

御書院番頭一人 組共

御小姓組番頭一人 組共

新番頭一人 組共

御持之頭一人 組共

御先手二人 組共

小十人頭二人 組共

当四月 御神忌ニ付、参向之撰家・門跡方始途中為警

衛被遣之、

一五  
一 丑二月五日関老より達

井伊掃部頭

其方儀、御進発之節御先手被仰付置候間、此度は日  
光御法会ニ付御名代は不被仰付、酒井雅楽頭江被仰付  
候間相達置候処、雅楽頭儀、今般大老職被仰付候ニ付  
而は、外々江代りも可被仰付処、其方儀は家柄之儀ニ  
も有之候ニ付、家例之通 御名代被仰付候事ニ候条可  
被存其趣候、此段可申聞と之 御沙汰ニ候、

一六  
一 仙台候より関老江差出

松平陸奥守去子十月中出府之上、此度毛利大膳為御征  
伐 御進発之節御留守罷在、折々登城仕候様被仰付、  
同十一月十五日登城之折 思召之御旨も被為在候ニ  
付、一ト先御暇被下置候、尤 御進発御頃合被仰出候  
ハ、早々出府可仕旨被仰出、帰国仕候ニ付而は為御警  
衛人数相留置候様、牧野備前守様より陸奥守江御直話

ニ付、相留置候処、此度長防共鎮靜ニ付 御進発は不被遊趣御触達も御座候間、右相留置候人数は一先国許江指下申候間、此段御届可仕旨役人共より申聞候、以上、

松平陸奥守内

大童信太夫

正月廿一日

一 丑十二月中尾張総督より被遣候長防探索之儀畑作之

右衛門申出候書面

(一七のし)

防長之内山口・萩之人氣并当時之模様如何哉、内密

承合早速可申出旨被仰渡奉畏候、則彼地江罷越内密

承合申候処、左之趣相聞申候、

一 山口之儀は、大膳父子先達而萩江引移候後、浦鞆負

始相詰鎮靜方専ら取行候由、且三条殿初は山口より

一里程へたゞり湯田と申処に住居被致候処、三条殿

始江付属之隊百人程、其隊三田尻下関辺江屯集致居

候内、御楯隊・奇兵隊・膺隊・八幡隊・擊隊ととな

へ、五隊に而凡千五百人程有之候処、歎願筋有之趣

ニ而、先月中旬三条殿初一同長府江相越、夫々寺院

之内罷在候哉之由ニ付、萩藩中家老之内熊谷式部・

粟屋帯刀はしめ役々右諸隊鎮靜方ニ長府江出張罷在、

山口・萩共惣藩之儀は何れも相慎穩ニ有之、尤前頭

五隊之儀は如何様共萩より鎮靜方行届御座候処、三

条殿始并右之付属之隊百人程は諸藩脱士等にて、鎮

靜方十分ニも行届兼心配之様子ニ相聞得候由、

一 萩藩中之儀は、益田右衛門介在勤之節同人江隨身之

輩は夫々所置行届、当時一和二而いつれも恐入相慎

ミ居候由之処、長府家中之儀は、家老三好内蔵介儀

右衛門介同意之志有之、右内蔵介付と鎮靜方と二立

ニ相成居候由ニ而、藩中之内未一和と申場合ニ無之

由、鎮靜方氣立居候由ニ而、旁三条殿始諸藩之輩山

口より立開キ、長府ニ便り私意申立候由ニ付、長府

清末より領主家老等右五隊之内頭立候者召連萩表江

罷出候由ニ而、いまた防長惣体一和之訳無之様相聞

申候、

一 萩ニ於て往古より年々拾八万三千石余武司米ととな

へ積金ニ相成居候由之処、右衛門介儀執権ニ而右金



子を以諸隊を引入、并同意之者江禄を与へ昇進等為致恣に取計候由之処、今般右衛門介初右徒夫々所置相成、形勢相変申候、是迄埋れ木之輩役付申付居候由候得共、諸論し方届居候哉、益田・福原・国司之

家来共鎮靜相成居候由、

(撰注)「△脱アルヘシ」

一防長宮市駅より山口江之街道毛利筑後領分佐波川際

右田市と申処ニ関門有之、并鑄山峠登り坂口此郭大

岩欵

手同様石垣組立、前後ニ木戸有之、関門嚴重ニ而、

左右台場相構、他国之者承糺し通行不為致由、右辺

ニ相見得候人は当時之姿ニ而は右用意筋は打捨候体

ニ相見得、先鎮靜之由相見え申候、

一去年上使中根殿致殺害候藩士等追々仕置相成候由之

処、右之内其砌奇兵隊之惣督相心得居候高松新作と

軟申者、去ル頃脱走いたし、当時九州辺ニ逃去居候

由ニ付、捕方手当中之由、

右之趣ニ而防長在市共表戸シメ半部おろし相慎ミ

罷在候、就中徳山領分之儀は格別慎方宜哉ニ相見

得、御惣督公御寛大之御所置を相願居候由相聞申

候、以上、

子十二月

(二七の?)

萩藩中仕置

大和国之介 前田孫右衛門

毛利登人

邪田次郎三郎

波多野金吾

渡辺内蔵太

天野謙吉

松崎弥八郎

中村文右衛門

渡辺伊豆

高松和助

松崎岡藏

山田宇右衛門

山田文助

山田七郎兵衛

山県半藏

小田村文助

右之輩親類預ケ、

安戸九郎兵衛

竹内庄兵衛

佐久間佐兵衛

中村九郎

右之輩切腹、其外ニも有之候由、

一八

丑正月廿三日閣老水野泉州江差出、廿九日付札

備後守名代同氏玄蕃頭儀芸州広島表江出陣為仕置候処、

長防御鎮靜相成候間陣払可仕旨、尾張前大納言様依御

達、去ル朔日同所引払、同九日帰着仕候嫡子等之儀ニ付而は、先般被仰出之趣も御座候付、支度次第参府可為仕儀と奉存候得共、格別之御用筋不都合無之様精々<sup>(總)</sup>操合人数召連数日之在陣、殊ニ備後守病氣も不相勝彼是繁雜罷在候間、急速旅行之手当向も相整兼候、依之不苦儀ニ御座候ハ、当春中之内参府為仕度奉存候、此段御内慮奉伺候様申付越候、以上、

正月廿三日

三浦備後守家来  
鳩山十右衛門

一九  
一丑二月三日閣老より阿部主計頭・酒井大学頭・松平山

城守之三侯江相達候趣

土井大炊頭

秋元但馬守

秋田安房守

日光表御警衛兼而被仰付置候付而は、当四月 御神忌之節宮門跡堂上方等数多登山も被致候間、不作法無之様取計、 御法会中は先般勤番被 仰付候阿部主計頭・

酒井大学頭・松平山城守家来共同様申合、御規式ニ而勤番可被致候、尤委細之儀は掛御目付江可被承合候、

右之通相達候間、可被得其意候、

二月

二〇  
一 丑正月五日閣老江会津侯より再願

肥後守在京人数取賄方統兼候ニ付、月々壹万両宛御手当被成下度旨歎願仕、当九月中稻葉民部大輔様より江戸往復中於当地一ヶ年壹万両宛、其余壹万俵年内月渡ニ而御渡可被下旨御沙汰ニ付、右ヲ以相補来、何と欵經濟之道も相立、一統難有罷在候処、今般於江戸表先願之趣は難被及 御沙汰、是迄御渡来米金之儀は、御役知物成ヲ以追々返納仕候様 御沙汰被成下奉畏候、然処肥後守貧窮之国柄、数十年前より所々御固等ニ而積弊之余、一昨年中過分之御大職被仰付、遠境詰切罷在、鴻大之入費所詮行届可申見詰無之、依之勝手經濟筋精々相詰、御役知五万石、其他自国物成は勿論、諸物産之余計并大坂蔵元銀主調達万等成丈指配り、一歳

之額計何程と見積夫々分賦仕候而何共出目無之、不足之分無是非歎願仕候義ニ御座候、近來時変突出案外之入費相立、如当年七月中騒擾間も無之、常野脱走浮浪之徒討伐として一橋様御出陣ニ付、肥後守人数も指出候儀、右は割詰置候用途故殆と差支候程ニ有之、此後時変重り候得は如何可仕哉、日夜苦心罷在候、下々右様御沙汰被成下候而は、家臣共一統手当不行届顯然之儀、元來常人之情衣食足て礼節を知之習ニ候得は、生産方々間ニ合候様いたし遣し不申候而は家臣共之制度も不立、至然と萎靡不振武備相緩ミ候様相成、則肥後守職掌不立、則 幕命を辱之段ニ相至り、実ニ奉恐入候義ニ御座候、申上候迄も無之候得共、当職被仰付候節再応御詫申上候も、ケ様之際ニ相至り進退行迫り曠職之段ニ相至り候而は、

官武御一和之道も貫き兼、畢竟御守衛大切と之 幕命を奉汚候儀ニ而、奉恐入候儀ニ御座候、然勿体なくも 御上より御頼思召と之御内意も被為在、其余御老中様より強而御移有之、尤失費之儀は此末於 公辺如

何体ニも御始末可被成候間速ニ致御請候様、尚又松平大蔵大輔様肥後守方迄御越御懇切ニ御密談有之、此上御詫申上候様も無之、忠憤之余大義ニ立居、悉皆 公辺江御（編之）頼り申上候心得ニ而御請申上候儀ニ御座候、今更先願不被為任候而は始終之策算悉く相違いたし、抑も此先き奉職之見詰必死と無之候間、幾応も申上候は奉恐入候得共、肥後守職掌不立 幕命を奉汚、殊ニは 幕廷

天朝を重んじ思召候義も不相貫候儀ニ相至り、不容易次第御座候付、不願蔽責尚亦先願之通被仰付被下度、偏ニ奉歎願候、以上、

松平肥後守内

石沢武兵衛

子 十二月

一一一 子十月十八日於加州藩士刑罪之書付

前田監物御預人

不破富三郎

右富三郎儀、長藩江立交堂上方之内江取入候而不容易

取扱之趣、不届千万ニ付、切服被 仰付之、

竹内織部御預人

千秋順之助

右順之助儀、正邪紛失之説を以彼是御国事周旋いたし、  
不容易御国難を引出し、御国典を犯し、海津江罷越黒  
子建三郎等江越路探索之儀及差図候趣、不届至極ニ付、  
切腹被 仰付之、

同月十九日申渡

玉井勘解由御預人

大野木将人弟

同姓仲三郎

右仲三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、長藩江立交、  
叛逆之徒小島弥十郎を匿し候趣、不届至極ニ付、切腹  
被 仰付之、

篠原猪三郎御預人

青木信三郎

右信三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、且不破富三郎  
同様長藩江取組、堂上方江取入不容易取組、小島弥十  
郎を匿し、不届至極ニ付、切腹被 仰付之、

大徳伝兵衛

御手前儀、不破富三郎江不容易紙面を遣し候為体ニ而

は、外ニ不容易取組も可有之、急度御糺問も可被仰付  
候得共、此度は御用捨能登島之内流刑縮小屋入被 仰  
付、配所出来迄是迄之通一類江御預可被成段被仰付之、

千秋順之助俣

賢三郎

十四才

青木信三郎嫡子

雄三郎

三才

同人実弟

源三郎

十一才

堀四郎左衛門嫡子

重之助

十七才

西尾隼人江御預人

大野木源藏

右源藏儀、聞届滞過被仰付候以後過激之説を取用候儀  
は無之候得共、大野木仲三郎儀小島弥十郎を匿し候儀  
ニ付、差図は不致候共、其假聞捨ニ致置、且仲三郎他  
藩江出会之儀、彼是仲三郎より申聞候旨一々源藏承知  
之由、彼是疑敷相聞、右之趣不届至極ニ付、能登島之  
内江流刑縮小屋入被仰付之、配所出来まて是迄之通西  
尾隼人江御預、

青山将監与力

福田惣助

右惣助儀、国典を犯し京都表江罷越、長藩浪士等江立交はり、宮様等江立入不容易取組、浪士等ニ文通、偽之書白密物を送り、右ニ付書物等を取上ケ、上をも不恐谷中他藩浪士等引入、且他藩ニ対し御国事を誹謗いたし、此表におゐて正邪紛乱之説を以同志を語り、御咎中も毎度面会いたし候趣、不届至極沙汰之限ニ付、生胴被仰付之、

定番御奉行

小川幸三

右幸三儀、予め浪士江深取交り、過激之説を以多く同志を語り、終には御国難を醸し、且国禁を犯し海津江罷越等之儀、元来過激之説を唱へ候根元之者ニ而、不届至極、刎首被仰付之、

御家老四千三百石  
 松平大弐  
 御年寄三万石  
 奥村伊与守  
 御家老七千五百石  
 山崎庄兵衛  
 人持三千石  
 遠田誠鷹  
 定番六百五十石  
 藤田庫吉  
 同  
 同六百石  
 湯島平馬  
 同

流刑

役儀御免

急度差扣

同

同

同

急度差扣

同

同

同

同

同

切腹

組頭聞届兼帯三百石

大野木源藏

側小頭番頭三百石

小川寛兵衛

御手先物頭

山崎九郎兵衛

同

嶺平左衛門

表小姓番頭

原又右衛門

御步行頭

杉山隼太

頭取

山崎九右衛門

使番

山崎幸十郎

側小姓横目

奥村助三郎

御先手物頭

篠原勘右衛門

番頭

原口左近

大小姓

沢田岡内

正木次男

大野木仲三郎

儒者

千秋順之助

大小姓

不破富三郎

定番

青木信三郎

大徳伝兵衛

一類預

同

禁牢

同

急度差扣

一類預

三三

○

新撰妄子

不遠千里而來  
有仁義而已矣(七)

堀田与三衛門

大野木源藏

田 辺 某

儒者

町医

石黒圭三郎

御側医

名村 慶伯

内藤 宗順

青木良左衛門

岡 本 勘平

同 幾 市郎

沢 村 甚六

広瀬勘左衛門

上下交征利而国危

狭泰山以越北海

為長者折枝

凡我同盟之人既盟之後言歸于好

以牛易羊

有如時雨化之者

有成德者有達財者

戎狄是膺荆舒是懲

大哉言矣

速於置郵而伝命

仰不足以事父母俯不足以畜妻子

城郭不完兵甲不多

不日成之

猶以一杯水救一車薪之火也

猶緣木而求魚也

出入無時

撫劍疾視日彼惡敢当我哉

當時形勢

攘夷家之說

攘夷なしかたといえる人

条約

横浜交易

外国方之小吏

横浜の商人

勅書

御請

上洛の軍鑑(ママ)

諸色高価

江戸

西城

触事

鎖港の使節

勤仕并役替

別手組

時記集註

異国

皇国

邪説暴行

諸浪士

其至爾力也其中非爾力也

歩兵

不舍昼夜

巡邏

其酒也可立而待也

水浪

浩然有婦志

京師の見廻役

無恒産因無恒心

浪人仲間

関譏而不征

所々柵門

不知足踏之手舞之

京師騒動

安其危而利其菑

武田党

如以朝衣朝冠坐於塗炭也

参内の公卿

馳馬試劍

後室

寇至盍去諸

御立退をすゝめし公卿

天時不如地利

太平筑波の浪士

膚不撓目不眩

薩州勢

地利不如人和

水浪の仲間われ

不動心

御立退を止めし人々

過則改之

水藩朝比奈等

戦必勝矣

会津勢

猶杞柳

柳連

兵刃既接棄甲曳兵而走

越前勢

雖欲耕得乎

野州辺の百姓

猶水勝火

彦根勢

遅々我行也

田沼

有不虞之誉

大垣勢

飢者弗食

下妻出張役人歩兵等

父子不相見兄弟妻子離散

京市中焼出され

勞者弗息

同く人足

欣々然有喜色

御救ひ米

曠安宅而弗居舍正路而不由哀哉

穴戸松平大炊

勇士不忘失其元

会藩松平将監

視君如寇讎

穴戸百姓

天作孽猶可違自作孽不可活是之謂也

長州父子

儒夫有立志

野州出陣の旗下

人皆掩鼻過之

京の死体

我善為陣我善為戰

歩兵方の吏

謂失其本心

有栖川其外

弓矢斯張

又弓の稽古

有採薪之憂不能至朝

加州世子の遁辞

其進銳者其退速

芙蓉間官吏

此亦妄人也而已

福益国三人

不奪不厭

ひとつの橋

時日害喪

長防の人民

不能令

水戸

二物不可得兼

毛利分家吉川等

事君無義進退無礼

春嶽

願比死者一洒之

討洩されの長藩

惡莠恐其乱苗

今度惣督ニなりし人

出乎爾者反乎爾者也

長州異船の仕返し

雖大國必畏之

庄内

如崩其角稽首

同く異人江頼て和睦

天下莫強焉

熊本

決諸東方則東流決諸西方西流

中川宮

有求全之毀

加州

亦終必亡而已

長州一味諸侯三家

不能平治天下

閩老

天下惡乎定

どちらつかずの大名

猶七年之病求三年之艾

政事

久則難變也

徳川

天下之生久矣一治一乱

時節到来

賦粟倍他日

御進発御供旗下

草尚之風必偃

大樹

夜以繼日

武器支度

天下無敵者天吏也

天下に一人

天下之口相似也

御進発之有無

尽信書不如無書

此新撰妄子

大早如望雲霓

江戸江帰る奥方

事齊乎事楚乎

小諸侯

小有才

山陵奉行

何可廢也

朱子学

二三

日本貿易新聞 第九十三号



西曆一千八百六十五年二月十五日

横浜開版

元治二年乙丑正月廿日

一千八百六十四年第一月<sup>去年</sup>十二月<sup>英</sup>のイゲリヤ名号船松

前の海岸にて難船したる時、其地の諸侯松前志摩守の懇切なる取扱は我政府の満足せる事にして、余等の知る所なり、故に我政府より之を謝する為に金製のコロノメートルを呈進し、且つ之に其諸侯の紋并其丁寧なる取扱を謝するの字を鐫付たり、此のとき我政府の処置ハ諸の大名と外国人との懇切を求る手段となり、且つ我船いつの地にて困難におふといえとも之をすくひたる時は、必ず此のとき丁寧の謝礼を為すを知るへし、イゲリヤ船難におふたる時、其地の諸侯其窮困せる者を最も懇切に取扱ひ、且つ食料および欠乏せる諸品物を十分に給し、其地我等の為に小舎を設け、損害をまぬかれたる荷物を納れおくへしと命せり、之に因て我等皆右の諸侯の人物貴き事をしれり、

消防規則

第一 出火のとき監督師直に其地に至るへし、

第二 出火あれハブリガーデの各隊猶予なく器械所、若くは其器械を收藏したる地にいたるへし、

第三 甲必丹はつとめて急速に器械を火事場に送るへし、

第四 各甲必丹は監督師の命に従て事を司とり、若し甲必丹不在の時は、副甲必丹之に代りて動作し、又ホースメン龍吐水を掌とる者六名は吐水管を火事場の方に輸送し、且つ之を損害せさらしむるに注意し、并に吐水管を保持して其方向を定むるを掌るへし、

第五 甲必丹并に副甲必丹及び彼等の下役の監督を受けるに非されは、器械を一切貯所より取出さるへし、但しホースメン一二名、右の代役となることあるへし、

第六 出火のとき不羈消防隊は、器械を取扱ふ任に当れる監督師甲必丹若くは其代役の指麾を待つへし、

し、

第七 各器械に付属の旗と異なる旗章をブリガード隊各員の帽子の前面に携持すへし、

第八 ブリガード隊は少くとも毎月兩度、又は都合よきときは屢々消防の操練を為すへし、但し其時

日ハ監督師之を定むへし○諸員嚴重に消防操練及び防火を為すへし、而して其時に臨まハ各地の監督師若くは甲必丹の諸号令に従ふへし、

第九 某員ブリガード隊を免れんと欲する時は、書面を以て甲必丹に十日の暇を願ふへし、

第十 六名の人員に命じて監督師の輔佐とす、其職務ハ、火発るいなや直に馳て監督師のもとにいたり、其命令を諸所の器械所に通達するにあり、

二四  
日本貿易新聞 第九拾壹号

西曆一千八百六十五年二月一日  
元治二年乙丑正月六日 神奈川開板

上海より出帆せし英国の蒸氣船船号ボルモサ、去月廿五日去年十二月廿八日当港に到着せり、此船去年十一月廿六

日十月廿八日迄の西洋書信并第十二月三日十一月十五日迄之伝信機便を帶來りしに依て、林砲君合衆国大統領として重任せられしとの新報告を得たり、其他緊要の事件に非ざれハ茲に記載せず、

○ 蝦夷出産の木材及び日本国東西海浜未開の各港に在る貿易適応物品の記

堅実の木材は蝦夷より来る、其諸品は檜ヒノキ、タモスリ不詳、蝦夷等なり、其長さ二丈より三尺六尺、太さハ語款、可考二十英寸一尺六寸余より二十八英寸二尺三寸余にいたる、猶是よりも長大なる材なきにあらずと雖とも、国民の緊要に非ざる故に、敢て此のとき大木を伐出す事なし、蝦夷の櫛材は其質堅実にして能く久遠に堪る事、恰も英国政府にて軍艦製造に用ゆる不列顛櫛材と同じ、或る役人の話に、蝦夷地方には檜櫛の樹林夥多叢生繁殖せり、就中仙台侯の領地なる火山の辺及びエゾ湾には最夥多なりといえり、  
ホルガル

津軽は木材を出す好港の一なり、又蝦夷と相對する秋

田・南部の地は夥しく柔質木材の板類及び丸太を産す、丸太の長さ三丈乃至四丈、或は六丈乃至七丈あり、板の長さハ一丈八尺乃至二丈四尺、或は四丈六尺乃至六丈五尺なり、併し当港横浜をまで海峡を通航して此のとき大材を運送し来るは其損耗少からず、且日本の廻船はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方今此港に在る材木太抵六尺より一丈二尺乃至一丈四尺なり、偶々夫より長き材木をもとめ得る事なきに非らず、其長さ三尺或は四丈二尺の丸太ハ大概南海の廻船当港に運送し来る物なり、楮方今当港にハ夥多の丸太角材ありて、一ヶ年二十艘乃至四十艘の船を以て輸出するに尚余りあるへし、

日本と外国と貿易を一般繁盛至らしめんか為に、日本全国の周囲に在る数港をひらき諸大名と自由に貿易を為ん事を務めて政府に要請す、然れとも其成就し難きハ判然たり、但し我等の意のことくならずとも、左の三港は程なく開くにいたるへし、依て聊其大略を記す、大坂、是は日本に於て最繁華なる有名の一都府なり、

磯の町、是は仙台侯の管轄に帰せる大なる互市場也、此港もし外国人の為に開かるゝに於ては、繭糸貿易の為に最緊要なる港となりて、仙台および南部に産する繭糸は横浜或は他港へ運送するよりも甚便利なるに依て、悉く此港に輻湊するにいたるへし、此港ハ地図に見ゆるかことく大なる海湾あり、扱絹糸の外茶・煙草をも多く産出す、

七尾、是は日本地図にみゆる如く西方の一港にして、丹後侯の領地なりといふ、此港新潟の代りに開かるゝの風聞あり、丹後侯の家来の話をきくに、此地は貿易に適応なる物品を産する事多く、其港は水甚深くして船を入るゝに便なり、加之其府に対して縦八英里但英の一里は我半里弱に当る横四分三英里なる平坦の島ありて風波の難を凌ぐに足れり、又茲に二条の河ありて港口に接せり、其西の方なる者は濶三十尋、東の方なるは十七尋あり、而して海湾の深さ二丈より四丈に及へり、土産の多き物は繭糸・茶・銅・菜種油・蠟・米等なりといえり、

○

あらんことを欲す、

十二月二十六日晚誌

次に記載するは日本元治元年十二月中の或人の書翰の翻訳文なり（の中なる文は原文には注脚なれども今語勢に随て移して前におく、

尾張大納言様二万五千の軍勢を引率し、長州征伐の為

に（周防と境を接したる）安芸国迄進発ありしに、

（長州第一等の家臣）吉川といふ者、（京都に乱入せし

兵士の大將なる長州の家老）福原及び其同盟二人の首

級を携え陣営に來りて、平穩なる処置を懇願せしに、

尾張にては其首級の真偽不分明なるを以て請取に相成

らず、しかるに尚亦月末にいたりて、福原と同盟の士

にして京都に放火せし者十人を切り、血の猶淋漓する

首級を携え來り、何卒此首級を実檢し、是迄の事跡の

是非を論せず三十五万石の内十五万石を削り、平穩の

沙汰を以て家名相続の儀免許致さるゝ様にと再三懇願

せし由なり、但し此願のことにく有免ある哉否はいまた

しるへからすといへとも、前文に記す事件は全く実説

なり、又長州当主の親父自殺の風聞あれとも真偽詳な

らず、日本の諸民は皆太平無事を祈望し、寛宥の命令

二五  
一日本貿易新聞 第九拾貳号

西曆一千八百六十五年二月八日  
元治二年乙丑正月十三日

神奈川開版

伝信蒸氣船船号コレア今月六日正月十一日上海より当港に

到着し、且香港より出たるエルジンと号する船も同日

に入津して、去年第十二月十日十一月十二日迄の報告を携へ

來れり、其報告は合衆国大統領林リンコン君再勤の事のみに

して、其他別に重大なる事件をきかず、此新聞に依て

按するに、過日亞米利加合衆国南北和睦の評議既に整

ひし由の風聞ありしか、今にいたりて未だ決定せざる

趣なれば、過日の説恐らくは信するにたらざるへし、

南党は兩部和睦を欲して、之か為に集會評決し、其成

功をまつ由なり、然れ共総して和睦の取扱を成すか為

には、実意之を希望し徹底周旋を為す者あるに非され

ハ成就し難かるへし、然るに南北不和の儀に付ては左

程ニ深く周旋する者なきを以て、当戦争の絶へざるハ

必然なり、

セルマン按に南党の大將の名なるへしははしめ庄瀾海フトラシイの方より潜に

兵をすゝめしに、終に夥しく諸方に放火などして、其

行止の方向を普く人の知る様に成りしかは、今は潜伏

する事能はず、扱此挙動に依て大にゼオルジャヤ人

北部の奮怒を激発せしかは、必ず報讎の戦を催すに

いたるへし、

○

絹糸十六貫匁ニ付前橋

六百四十五元ドル

至六百五十九元

飯田

六百三十元至七百元

ソダイ

当時無之

奥州

五百元至六百六十五元

甲州

五百二十元

至六百二十元

八王子

四百元至五百五十元

茶 同

下并下の上七元至十二元

并 十四元至十九元

并の上 二十元至二十四元半

中 二十一元至二十五元

上 二十六元至三十元

極上 三十二元至三十三元半

新綿花 同 二十八元至二十九元

樟脳 同 二十六元

銅 同 当時無之

煙草 同 三元半至六元

昆布 同 四元半至七元

魚油 同 六元

菜種油 同 但売物無之 十一元至十二元

明蠟 同 十六元至十七元

木蠟 同 十二元廿五仙至十三元セント

五倍子 同 七元至九元

椎茸 同 三十元至三十五元

魚翅 同 十八元

輸入物価

鉛 十六貫匁ニ付 六元七十仙

亜鉛 〃 〃 五元半

鉄葉 ブロンズ 〃 〃 六元廿五仙至六元半

釘鉄 〃 〃 四元三十仙

延鉄 〃 〃 三元九十仙至四元半

幾那塩 一オンス七分五分ニ付 一元九十仙

セメンシーナ 百斤ニ付 二十一元

サフラン 百斤ニ付 九元半至十元

朱 五十斤入一箱ニ付 四十八元至五十五元

○

墨是インク可洋銀百元ニ付 売一分銀二百二十個  
買〃 二百十六個半

二六  
一 横港方今之形勢為探索二月廿二日より同廿五日迄同

所滞留見聞之趣、左之通

条約各国ミニストル館之儀、元來江戸ニ取建候約定之所、先年品川御殿山英国館焼失之後、其假ニ過來申候ニ付、此頃外国官吏より横港江各国ミニストル館等広大ニ取建申度趣申立候段、世上専ら風説御座候処、右

之事件はいまた確定仕候訳ニは無御座候得共、江戸の代りに横濱江取建候は幕府ニ而最も好ミ候儀故、自然申立之通ニも相成可申哉と被考、乍然右ニ付而は種々議論之趣有之治定不仕、尤開港以來コンシユル館も未取建候而商人之家ニ仮住居之國も有之候ニ付、追々造立之目途も有之、其他商館も手広ニ相成、地所狹隘ニ付南之方沼地埋立、日本商家を引移、其跡ニ外国人人家を取建候積ニ相見得申候、右は外国人共海岸之地を好ミ競而高金を以而借地仕候故之由ニ御座候、

一 東之方本村江幕府ニ而製鉄所取建、当時普請中ニ而、江戸より軍艦方数人伝習出役有之、右は全ひな形ニ而出来上り三万両程相かゝり候由、右ニ而当分幕下之士伝習いたし、追々ニは諸藩も伝習許容之積と相聞得申候、右之外相州横須賀補賀より二里此方江近武州金沢と對向之場所ニ而、夏島より内江入込候所の地江大成製造所取立候筈に御座候得共、凡百万両程も相掛候事ニ而、一兩年中ニは出来申間敷由相聞得申候、

一 横濱江諸術伝習所出来之上、此涯幕下之面々罷出、追

而は右同様諸藩人も伝習之積ニ而取懸候趣ニ御座候、

一同港為警衛定番役幕下輕輩之・下番百姓等より全く等凡千一往抱之者

人有余有之、右之隊長定番役頭取締役一人御座候処、

近頃同格之者二人相増、専ら大小銃隊取立候趣意と相

聞得申候、下番は多分銃隊調練相整居候得共、定番役

はとかく鎗劍を好ミ銃砲を嫌ひ候者多御座候間、右等

も追々銃隊を教練いたし候趣向之由、右隊長より内話

承申候、

一先達而外国官吏度々江戸江罷越候ニ付、品々雜説も御

座候得共、右は全く条約期限ニ付而之事ニ而、他之子

細無御座由承申候、

一外国人一統至極平穩之体ニ而、差当浪花入津、

朝廷江条約願等は勿論、議論を起し兵端を発し可申形勢

無之由相聞得、只々貿易を盛にし可申見込と相見へ、

商館等競而美麗を尽し申候、

二七  
一 丑二月付会

ことしより色ます松の大樹かな

幕府

采配とりはおはりはつ物

実のらす蜜柑は手入次第にて

水くつがえず武田からくり

猿猴かおよはぬ月や橋のうゑ

波をかふりてすくむ越前

九重にわるい香がせし梅の花

きみか代てらす会津蠟そく

萩かれて手持不沙汰な蝶ふたつ

ひとを酔せるさつま泡盛

肥後肥いぎ東男を悦はせ

肥肥島葉くわんとかく茶にされ

空馬鹿を遣つて居る狄茗荷たけ

阿阿わの水あめわるくべたく

ねり替て江戸へ持出せ博多酒

だしのきかない土佐の鯉節

中ふらり風をうかふ藤の花

江戸へ買込仙台のこめ

うつむひて枯るを待や萩の果

尾州

紀州

水戸

一橋

越前

加州

会津

因備

肥後

肥前

芸州

肥前

阿州

筑前

土佐

津

仙台

長州

つしま祭も跡はくらやミ  
ばち利生ねから分らぬ大社

人を久留米にかゝる蟹様

陸奥と出羽武蔵の風になひくめり

越後あたりも浪しつかなり

ものゝふの名は高崎の軍立

すはやといつて通す浪人

此頃の酒はいつれも直か上り

やき蛤もうまひ塩梅

錢づくて又も東を賑やはせ

上の御沙汰をまつ前の昆布

もふ井伊そ拾万石は元の物

迷子になりし若い年寄

よしなませ大和守はいやらしい

金納承意是て太平

対州

雲州

久留米

奥羽の諸侯

越北の諸侯

高崎

諏訪

姫路庄内

桑名

山形

松前

彦根

田沼

神陵奉行

御呼出有之、然処死刑之者有之候間斬人差出候様、黒

川近江守様・滝沢憲太郎様より同三日御達有之、翌四

日掃部頭より斬人拾式人差出、賊徒之内別紙之通斬首

仕候段、出張家来之者より申越候、此段御届申上候様

掃部頭申付越候、以上、

二月十四日

井伊掃部頭内

山本運平

(二八の2)

別紙

一掃部頭方より差出候斬人斬首仕候賊徒但斬人姓名は他之書付より写添申候、

小沢軍右衛門斬首

武田伊賀

内山源右衛門同

武田魁助

広瀬辰次郎同

山国淳一郎

伊藤伝兵衛同

村部万次郎

牧野藤十郎同

朝倉弾正

大和田信吾同

高野長五郎

土田彦太郎同

八木橋清之丞

高橋左伝次同

田原左京

稻之右衛門事

網川幾太郎同

伊藤健藏

二八

一彦根侯より閣老江差出

(二八の一)

先日御届申上候敦賀表囚人之儀、賊徒去ル朔日より追々



藤野金之助同  
 岸 新 藏  
 徳田銀之介同  
 川上清太郎  
 石田輝之介同  
 滝川平太郎  
 右之余、左之賊徒は、酒井若狭守殿手ニ而斬人差出斬  
 首仕候趣ニ御座候、

武田彦右衛門  
 山国兵部  
 長谷川道之介  
 井田因幡  
 川瀬専藏  
 国分新太郎  
 前橋徳之介  
 小野斌男  
 山形半六  
 小栗弥市  
 竹中万次郎  
 内藤昇一郎  
 藤田小四郎事

右之通御座候、以上、

二月

(二八の3)

一浮浪人員六百弍拾弍人

内 三百二人

彦根ニ而討捨

越前ニ而同

二百四十人

小浜ニ而同

八十人

二九 筑前侯より關老水野泉州江差出

但二月四日差出、同九日覚書渡、

(二九の1)

先般諸大名參勤割并家族共在府之儀前々之通被仰出、

長州討手被仰付候面々は御成功之上呼寄候而も不苦旨

御達御座候末、今度討手之人数引払候ニ付而は同氏下

野守儀速ニ参府為仕可申儀ニ御座候処、私儀当年長崎

表当番年ニ御座候処、持病之疝邪此節手強差発甚難洩

仕候、然ニ方今之形勢人氣不折合之折から、長崎表御

警衛向且領分手広之海岸防禦筋指揮等、自然不行届可

申哉ニ別而致心痛、就右容易難相願儀ニは御座候得共、

二月

病中悴下野守江万端申談名代為仕度奉存候、依之私病  
氣快罷成候迄之内暫時在国為仕度、此段御内慮相候候、  
以上、

正月二日

松平美濃守

(二九の2)  
覚書

書面之趣無余儀相聞候得共、家族等当地江呼寄候様被  
仰出候儀は深き思召も有之被仰出候儀ニ付、長崎表御  
警衛筋等之儀、病中は重役之家来共江厚申付取計、下  
野守儀は早々参府候様可被致候事、

三〇  
一 丑二月十日尾州より關老江差出

(三〇の1)  
先頃以来 公方様御上坂或は 御上洛可被為在御沙汰  
ニ付、御上着被遊候ハ、玄同殿事可被召候間、予其用  
意可有之旨御沙汰之趣、去ル朔日伝 奏飛鳥井中納言  
殿より別紙書付被相達候付、御請被申上候、此段申達  
候様被申付越候、以上、

(三〇の2)

尾張玄同

先頃以来大樹上洛可有之 御沙汰ニ付、上着候ハ、可  
被召候間、予其用意可有之旨 御沙汰之事、

三一  
一 丑正月廿七日越前侯より關老江差出

昨廿六日伝 奏野宮亭江家来之者呼有之、今般上坂之  
儀更被 仰出候ニ付御用有之候間、尾張前大納言殿被  
召留、就而は拙者儀も同様暫滯京有之候様  
御沙汰之旨被  
仰出候、

三二  
一 同月同日芸州侯より關老江差出

防長諸隊不伏之者も有之難行届節は兵力を以討取之儀、  
兼而督府より御達御座候趣、然処当今諸隊之者共暴動  
仕候付、慎中ニは御座候得共、不得止事及追討候旨、  
毛利大膳より吉川監物江伝へ申越候、右ニ付安芸守領

分廿日市江為警衛非常人数差出置申候間、不取敢御届申上候様国許より申越候、此段御届申上候、以上、

一 叡惑不斜、依之賜御鞍置馬候事、  
加賀中納言

三三  
一 京師に於て丑正月十八日被 仰出

毛利大膳父子伏罪之形迹相頭候ニ付、追討諸藩一同及

一 常野脱走之賊徒共旧冬追々京師江迫近候ニ付、一橋中納言致内願為追討出張、其節人数差出候処、格別丹誠早速鎮静ニ及候条、平生指揮行届候故之儀と一段之事ニ

凱陣候由、尾張前大納言書取を以言上被

一 思食候旨 御沙汰候事、

聞食、此上は防長所置之儀は即今之急務故、

一 越前宰相

皇国之御大事と被

思食候間、兼而 御沙汰之通、大樹上坂被安

一 常野脱走之賊徒共旧冬追々京師江迫近候ニ付、一橋中納言致内願為追討出張、其節人数召連出馬候処、

叡慮候様、屹度所置可有之旨被

一 賊徒降伏早速及鎮静候条、一段之事ニ

仰出候、

一 思食候旨 御沙汰之事、

正月

一 松平美濃守

三四  
一 丑二月京都ニ於て

一 同断之節人数差出早速及鎮静候条、一段之事ニ

一橋中納言

一 思食候旨 御沙汰候事、

先達而常野脱走之賊徒共旧冬追々京都江迫近候ニ付、

一 松平肥前守後欽

致内願追討出張之処、早速降伏及鎮静被安

一 松平越中守

宸襟候段、

一 藤堂和泉守

井伊掃部頭

有馬遠江守

大久保加賀守

酒井若狹守

戸田采女正

土井能登守

間部 正治

分部若狹守

酒井飛驒守

同文言

本多主膳正

同断之節人数召連出馬候処、早速降伏及鎮静候条、

一段之事ニ被 思食候旨 御沙汰候事、

一段之事ニ 松平出雲守

同断之節組之者引率出張候処、早速降伏及鎮静候条、

一段之事ニ 思食候旨 御沙汰候事、

一 松平民部大輔

先達而常野脱走之賊徒共旧冬京師江迫近候付、一橋

中納言致内願出張、雖幼年格別憤発出張尽力之段、

神妙

思食候、依之賜 御末広候、猶此末迄も御守衛向殊

更嚴重ニ相心得、可奉安

宸襟更被 仰出候事、

水戸中納言家来 大場主膳正

先達而常野脱走之賊徒共京師江迫近候付而は、民部

大輔儀雖幼年憤発出張令尽力候段、全其方共補佐行

届候より右様相運候儀、猶又無怠慢御守衛行届候様

可輔賛候事、

三五

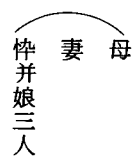
一 丑二月六日神奈川奉行江達ス

元神奈川奉行支配組頭

脇屋卯三郎

五人扶持宛

五人扶持宛



長州江通し候 付先達而切腹

右母妻江一生之内、倅并娘三人江は片付候迄、扶持米として書面之通被下候間、此段可被申渡候、

二月

三六  
一 丑二月六日閣老より申渡

井上信濃守

先般松平対馬守江関東郡代兼帯被仰付候処、当時御勝手御用筋多端之上、同人掛り御用数廉ニ而諸場所江時々出張等も致し候趣相聞、自然一件もの永引候様相成候(七)而は御仁恵筋ニも拘り候ニ付、武蔵・相模国之公事は其方ニ而引請候様可被致候、

関東郡代江

同文言

右之通井上信濃守江相達候間、可被得其意候、

三七  
一 丑正月長州より吉川監物江頼之書面

口上之覚

当今諸隊之者共於所々致暴動候ニ付、慎中之儀ニ候得共不得止事及追討候間、此段御隣国之御方江も御達ニ相成候様御取計致頼候、

正月

三八  
一 子十一月風聞

(三八の上)  
芸州ニ而八月頃より正姦二手相成、建白之趣意奸者之為ニ被隔、誠心難尽、依而九月十一日君公先靈江参詣之節直訴いたし、府中岩屋山江屯集之人々、

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 足助九一郎 | 甘上権之丞 | 岡田 凶書  |
| 松野文四郎 | 八島 外記 | 港 源太郎  |
| 大巾藏之助 | 筒井政兵衛 | 粟島内藏之助 |
| 天野俊藏  | 川島鹿之助 | 足利藏人   |
| 英 清之助 | 大島 鞆負 | 中島弥五兵衛 |
| 原 八太夫 | 東 彦兵衛 | 中村俊太郎  |
| 三浦馬之丞 | 石田平五郎 | 小島彦之進  |
| 岡田内記  | 佐々 害六 | 蒲生介兵衛  |
| 木村外記  | 千種甚太郎 | 市川仲之丞  |

桜井泰助 勝田左京 堀尾順助

仙石權之助 長田三郎左衛門 池田政人

今枝若藏 三浦源兵衛 野村良之丞

幸丈 堀九郎兵衛 服部 齊

南部他次郎

右之通ニ付、於城中昼夜評議之上政事役仙石小五

郎・丹羽嵩兩人差越、岩屋山より連帰候由、

(三八の?)  
一奸徒糺明之上割腹左之通被命候、

家老之隱居政事後見千俵 浅野出羽

年寄役政事掛 千八百石 生田筑後

用人格側役頭 五百八十石 青野保太郎

側頭格 四百石 湊 左馬

同 三百石 井伊藤藏

同 三百二十石 谷口寅之助

同 三百八十石 間宮守人

小性筆頭(姓) 二百五十石 上月 貫

小性 百五十拾石 足達權介

同 二百石 官林正太郎

同 二百十石 上田藤之助

祐筆 百石 村上勝之介

同 百石 守田良之助

右は思召ニ依て御役御免知行被召上、格別之詔を以

三之丸屋敷ニ於て切腹可致旨、年寄藤田大炊・辻將

曹申渡、

三九  
一 丑二月六日所司代江閣老より申遣候趣意

其地諸渡金銀其外渡方差支候儀ニ付、旧冬茂御申越

有之、いまた差登金無之、大坂御金奉行小堀數馬江

申越候趣も有之、必至渡方差支候旨申聞候ニ付、御

金(様)操出来兼候間早々差登候様取計可申段、最前御申

越候処、当節ニ至り追々御用途も差湊候得共、渡方

出来不申、御金配之儀數馬江御談有之候処、最前申

立候通之儀ニ而如何ニも御金操出来不申、平常は勿

論当節柄之儀、此上臨時御入用等有之候ハ、反の差

支可申旨申立候、其上当二月は御増貢拾五万俵之内

夫々渡方不相成候半而は難相成儀ニ候得共、此上之御取計方も無之、御心痛被成候ニ付、町奉行并数馬江も御申談、本ノマ放意之為不得止、別紙之通御用金差出候様夫々御達被成候由、尤右等之趣御申越之上御取計之筈ニ候得共、礎と差支無余儀次第ニ付差向御達有之候得共、御差登金之儀は、兼而御申越之通早々取計候様委細御申越之趣承知いたし候、近来其地之諸般御出方多端ニ相成候趣ニは候得共、昨子年中大坂御金蔵江差登金凡八拾五万五千五百兩・銀八千三百貫目、其余古金類引替元として京坂江相廻し置候御金之内金三拾三万五千兩御金蔵納ニ相成、都合百拾八万六千五百兩・銀八千三百貫目之納高ニ相成、尤去子年は御上洛も有之、右御入用江御遣方相成候分金貳拾九万兩余・銀二千五百五拾七貫目差引、金八拾九万五千五百兩・銀五千七百四拾三貫目之分は京坂諸般臨時御用ニ遣方相成候儀ニ而、右は禁裡被進米三拾万俵并一橋殿上京ニ付被遣候御手当金等のミニ無之、御入用出方筋之儀当地江御申越無

之、其地限り御取計ニ相成候故、右躰莫大之金銀為差登相成候而も更ニ御取賄不相立儀ニ可有之、此上何程差登金有之候而も、右之御締筋不相立候而は其詮無之儀ニ候間、以来御入用筋ニ拘り候分は仮令急迫之儀ニ候共、必当地江御申越否申越候上御取計有之候様存候、且亦御代官小堀数馬始御代官御預所御用金等之儀、一時御金繰ニ差支無抛御達之由ニは候得共、三都町人共杯と訳違、在方之者共ハ從來之規則を遵奉罷在候故、上方最寄御料所而已江不意ニ御達相成候共、容易ニ相整候訳ニは至間敷、將御代官身分御自分支配之者も有之候共、地方ニ付候儀は都而御勘定進退ニ有之、御料所村々江上納金等被仰付候節は御勘定奉行より取調相伺、夫々上納金等被仰付候儀ニ有之処、右体之儀を御自分限御所置相成候而は更ニ規則も相立不申、別紙達案之趣ニ而は全一時無抛其地限り御取計と申儀ニも無之哉ニ相見、不都合ニ有之候間、御達之廉々は取消相成候様御取計可被成候、尤差登金之儀は尚取調早々相廻候様相違

置申候、此段申進候、以上、

二月六日

關老連名

松平越中守様

二月六日

關老連名

松平伯耆守様

阿部豊後守様

四〇 右一件大坂城御城代江問合之趣

諸渡金銀為差登之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有之候付、別紙写之通申遣候間、被得其意、以来御入用筋ニ拘り候分は当地江御申越御取計有之候様存候、此段申進候、以上、

二月六日

關老連名

牧野越中守様

四一 右同断ニ付、滯京阿部豊州・松平伯州江申遣候趣

京坂諸渡金銀之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有之候ニ付、別紙写之通申遣候間、為御心得差進候、御自分方よりも御勘定奉行申聞候書面之趣ヲ以、尚一際厳重越中守江御談有之候様致度、依之御勘定奉行差出候書面相添、此段申進候、以上、

四二 一 丑二月十九日石州より到来風聞書并來書  
(四二の1)

前略、扱長州表之模様問合方、昨夜石州大森御代官鍋田三郎右衛門殿江戸役所同勤之者方江罷越候処、別紙石州支配所笹谷銅山師惣取締役堀藤十郎より差出候風聞書、当十五日到来、翌十六日御届ニ相成候趣申聞候間、直ニ借請写取候分、別紙一冊懸御目申候、然処今朝來人有之申聞候は、長州脱走之者共大森陣屋江罷越、陣屋借請致度旨申出、其段昨日御殿江御届差出候由、儘ニ承及候段申聞候、左候得は前文風聞書借請申候は昨朝之儀ニ付、陣屋借受等之儀急変申越候は、一昨夜之義にも可有之哉、尚今晚も問合可申と存居候、先は御便為待置取急早々、以上、

二月十九日



(四二)の2

一 長州表風聞書

(右二派)

長州表之儀、伏罪御見届被為濟、旧臘廿八日諸家様御出勢御引扱被仰出、山陰道御軍目付様ニも当月七日浜田御引扱被為成、恐悦至極奉存候、然処去ル十日頃より右表不穩風聞風聞有之候付、追々聞膳候処、<sup>(符之)</sup>睨と取留候儀分り兼申候、大略左之通ニ御座候、

一 五卿方九州表江御預ケ被仰付候処、兼而警衛罷在候浪士脱走人不折合申立候ニ付、討取之儀旧臘御伺濟相成候哉ニ而、萩表より追々出勢有之、秋吉村辺寺院江屯集罷在候脱走人江種々説得有之候得共、悔悟不致、指揮役粟屋帯刀と申<sup>(仁)</sup>繪堂村宿陣所江当月六日夜多人數押寄砲発等いたし候哉ニ而、右帯刀不覺を取、漸明木村江引取候次第ニ而、繪堂村市農家兩三軒焼失、帯刀列死人怪我人多分有之哉ニ相聞候事、

但萩表より明木村迄道法式里、繪堂村江四里、秋吉村江六里位有之候由、且粟屋帯刀知行四五千石

位ニ而八組頭と申事ニ御座候、

一同八日深川村辺江脱走人相迫り候由ニ付、為討手出勢之面々と戦争及候処、双方勝敗不相見候由、尤脱走人小勢ニ付、追々秋吉村陣屋江引取候由之事、

但萩より深川村江七里余、繪堂村より五六里有之候由、討手之面々姓名分り兼申候、

一同十日長登村江粟屋帯刀・児玉若狭其外引統惣勢四五千人も押寄、教刻及合戦、脱走人両三人討取候由、尤討手之方惣勢之内二十人余も討死候由、怪我人も有之、討手方敗北之由風聞御座候事、

但繪堂村より長登村江道法一里、夫より山口江二里位有之候由、

一同日長登村ニ而合戦中、脱走人百五六十人余、山口江鐘・太鼓打鳴し大砲二挺持参入込候ニ付、市中人家戸シメ切、一同恐縮如何相成候事哉と外見罷在候処、同組高五万石余之陣屋元ニ付、右支配役宅前江大砲二挺居へ、右人数之内五六人内江遣入、支配役面会子細は不相分候得共、暫く談判、夫より門外江

出、双方礼儀正敷挨拶之上、兼而会所相成候寺院二  
同道相越、町奉行内藤某呼寄、脱走人共権柄ニ談判  
ニ及び候由ニ而、縮見居候処、熟談ニ及び糧米右兩  
役より割賦いたし相渡候哉ニ而、殊之外威を震ひ、  
人数引分諸郡相廻り諸隊取起し候哉ニ相聞候事、

一 小郡・船木・吉田支配役、是亦山口同様申談出金等  
為致、軍夫江手当等も過分ニ遣し候ニ付、小前之者  
は相働候由、勿論追々脱走人相増候哉之風聞有之候  
事、

但山口より小郡江道法二里余、船木江八里、吉田  
江十二里位有之候由、

一 石州最寄吉部市支配役場江も此間中より押寄候風聞  
ニ而、敵重手当有之、今以郡夫等ニ至迄相詰候哉之  
風聞相聞候事、

但石州最寄奥阿武郡五万石余一支配ニ御座候、萩  
より道法五里、石州津和野よりも五六里ニ御座候、  
一 討手方敗北ニ付、去ル十日後對陣中ニ而、引統長府・  
徳山・清末三家よりも出勢可有之歟、軍議中之由風

聞御座候処、去ル十六日当辺より西南ニ当り大砲終  
夜所々相響き、石州最寄江押寄候哉と恐縮罷在、種々  
聞繕候得共、長防東西南北江萩より出勢有之候ニ付、  
脱走人より夜討共いたし候哉、区々風聞のミにて、  
駈と合戦之場所相分兼候処、一兩日中風聞ニ而は萩  
より山口往來筋笹波駅江出勢有之候処、脱走人より  
押寄放火いたし、笹波駅焼失、数刻合戦ニ相成候処、  
討手方敗北之由相聞候事、

但萩より笹波駅江道法十五里、夫より山口江二里  
有之由、石州津和野江は凡十二里も山路相隔候処、  
右様大砲相響候次第ニ而、討手方死人怪我人數數  
有之哉之風聞ニ而、驚入候儀ニ御座候事、

一 去ル十日頃より萩御城下口々ニ不限長府より岩国迄  
其向々

御固は勿論、石州より五六里相隔諸郡江も出勢有之、  
入込不相成候ニ付、慥ニ模様不相聞候得共、此上右  
御三家岩国よりも出勢相成候ハ、脱走人共散乱可仕  
哉、尤九州表江は渡海有之間敷、猶又上方筋江は岩

国引統広島表御固眼前ニ付、石州表江散乱難計、当  
辺一般見込ニ而甚心痛罷在候事、

一 五卿方いまた渡海無之、行形長府表江御滞留被成候  
ニ付、去夏以来警衛水戸其余浪士之儀も是亦行形警  
衛罷在、いまた右徒党江相加はり不申哉之風聞ニは  
御座候得共、実は五卿方始浪士脱走人同意ニ可有之  
欵、度々説得一円承伏不仕候ニ付、山城支配と申組  
高五六万石御任せニ相成候間納得いたし、右一組裁  
判可致旨理解有之候処、決而左様之望無之、全体昨  
冬以来之始末不服候間、当時之役人相省き、脱走人  
意存通り之時勢ニ可取直と申候由、且鎮靜相成候而  
も長州家江附属不致五卿方守護可致抔と、取留候儀  
も無之、区々之風聞ニ御座候、

一 五卿方九州江御預ケ并浪士脱走人は元居所江引取被  
仰付候処、承伏不致候ニ付、其段御惣督様江御伺相  
成候処、討取被仰付後、浪士脱走人五卿方御居所最  
寄野山又は所々寺院江橋籠、粮米は最寄収納米を横  
領可致哉之風聞ニ御座候、

右之通御座候、尤去秋御沙汰之趣も有之、萩表江  
は勿論山口表悴実家江之文通も打絶候ニ付、旧臘

已来之模様右辺より及承候訳ニは無御座候得共、

長州隣村又は津和野表風聞等取東御注進奉申上候、

以上、

丑 正月廿四日 堀 藤十郎

一四三

丑 正月月中旬到来一橋付之士より書状

此度野州表残党武田耕雲齋始として浮浪徒美濃路大  
垣迄罷越、同所江屯集致し居、橋府江願之筋有之抔  
申唱

禁闕ニ迫り候趣、早打を以戸田采女正殿より訴出候

ニ付、不取致橋府御参 内之処、此度は水府之徒を

討手惣督被

仰付、守衛職始京都之大小名御加勢として御出張相成、

橋府ニは十二月朝五時御陣揃、御先陣加賀中納言殿  
人数・水戸余四磨殿・会津侯人数、其外領分近諸侯  
方夫々操出しニ相成、且橋府御出陣ニ相成候ニ付而

は、羅紗胸服・裁付共御渡被下、御目見以上金筋入、已下之分白筋入ニ而、小子者儀は羅沙金筋入着用、殊ニ御側備被仰付、直ニ御差凶有之、実以冥加至極、一同勇氣盛にして、高名本ノマ其余討死之覚悟ニ而勇々數出陣、御陣列惣勢千八百人程、御先歩兵大砲方・小筒方、別手組講武所方・鎗劍方、御馬前当方小子共御左右相固、其外前書之通ニ而御陣列相揃、同日夜大津御本陣御泊ニ相成、同所江会津人數・余四鷹殿・小田原侯御逗留相成候処、賊兵追々越前より北国之方江敗走之様子、依之同十三日大津宿出立、堅田泊、夫より大溝宿御泊、今津宿御泊、夫より江州越前之境江州海津宿江御出張相成、北国海道辺はいつれの駅ニ而も雪四五尺程降積り、一同難渋仕候、乍然勇氣を不落、山々を踏分、海津宿江着仕御滞陣相成、御家老杉浦加賀守殿為御名代、越前敦賀迄別手組二百人、大砲六挺、砲術方二小隊、御目付織田市藏殿差添出張相成、御先陣加州侯・余四鷹殿・彦根侯其外諸侯方、浮浪屯集越前新保と申所迄、右諸侯方御

出陣ニ相成、早兵糧も尽き、夫々野州表ニ事替り、敵重之手配ニ而脱走いたし候事も相成さる程に而當惑之様子、然処同廿一日中納言殿御指揮ニ而加州始弥戰爭ニ御評定相極候処、其夜加州侯陣中江一橋殿江歎願之筋有之上京仕候儀ニ付、諸侯江接戦仕候儀は毛頭無御座抔と、種々歎願書差出候処、御取用無之、無論ニ討取候様一橋殿御指揮ニ而、弥惣掛ニ戰爭之事ニ致決定候処、同廿二日浮浪千八百人余降参申立、同廿二日武器類・大砲拾式挺・小筒五拾挺・諸品共残らず加州侯家来江差出、賊徒加州侯家来江不取敢御預ケ、為検使大目付瀧川播磨守殿・御目付由比凶書殿、海津より新保迄御出張、右ニ付荒々平穩ニ相成、同廿三日御帰陣之旨被仰出、同所御出立、御出陣之通御泊ニ相成、廿五日御帰着、弥廿六日御帰京相成候事、

一今度松平伊豆守殿為御名代追討御出張、大砲歩兵小筒組其外御供ニ而、当月十四日大津宿泊り、夫より京地ニ御滞留相成、御用濟尾張殿・紀伊殿ニも御引

揚相成候由、

一 京地より致出張候北江州海津迄廿三里余ニ御座候、

一 十二月廿六日無滞御供仕、九半時京着、御旅館江御

帰陣ニ相成、先々一同安心仕候、右ニ付為御祝儀廿

八日惣出仕有之、御酒・御吸物被下候、同廿九日御

供之向一同江金五両ツ、被下候、同出張先江州表ニ

而山狩御供いたし候付、当方一同江別段之思召を以、

御手元より金貳拾兩為御褒美被下置、難尽筆紙実以

難有奉存候、

一 当月下旬頃ニ相成候ハ、又々大阪表海岸為御見置

御出張ニも可相成由之達有之、当月廿日頃ニは大阪

表江罷下申候、

一 当月四日初而御参 内有之、夜九時御帰館相成、然

処橋府去ル子年浮浪之徒江州辺江屯いたし候節、早

速出張、

御満足 思食候、依之 御中啓賜候事、

右之通御座候、以下略、

一四四

關老水野泉州江差出

先達而御届申上置候賊徒共、越前国池田郷立去候節、

郷民共江可差遣段申聞候間、相断候処、其伋差置立

去申候品々、左之通、

一 乘馬沓疋 一 荷付馬疋疋 一 女馬沓疋 一 鎗沓本

一 太刀打より折鎗沓本 一 脇差疋本 一 小鉄砲沓挺

一 九寸五分古身沓本 一 古陣笠沓蓋 一 革胴当沓

一 天鷲絨小手沓

同断之節、路金相尽難渋ニ付買請具候様申聞候ニ付、

再応相断候得共、強而相頼候付、無抛代金ニ而買受

候品々、左之通、

一 鉄砲沓挺代金沓兩三步 一 荷付馬沓疋代金沓兩

右は池田郷村々取調候処、買請并捨置候品物、書面

之通御座候、尤悉役向江引上置候旨、在所役人共申

越候間、如何取計可申哉、奉伺候、以上、

正月十九日

関部出治

四五 一 閨老水野泉州江差出

(四五の1) 拙者儀、急速御用向有之候ニ付致参府候様、尾張前大納言殿より御達有之、依之芸州表今廿九日致発足候、此段御届申達候、

十二月廿九日

稻葉民部大輔

(四五の2)

一拙者儀、今般急速致参府候付、在所表通行之節四五日市中江致滞留罷在、家来其外彼是支度等致度、尤御用中之儀ニも御座候間、入城差扣申候、此段御届申達候、以上、

月 日

稻葉民部大輔

四六 一

尾州より閨老江差出

尾張前大納言殿当月四日広島表発途被致候積御座候処、参府之節上京被致候ニ不及御都合も被為在候間、長防追討相濟候ハ、早々出府被致候様被 仰出候ニ付、京都表江は不被相越、一旦尾州表江被相越、早々参府被

致ニ而可有御座候、此段申達候様被申越候、

四七 一

(四七の1) 正月廿三日左之通

元閨老和泉侯 松平謙翁 右同紀伊侯 内藤藤翁

当職中久々重御役も相勤候儀ニ付折々登城、羽目之間ニおゐて御機嫌相伺候様可致旨被仰出之、

(四七の2) 一

正月廿五日為御機嫌伺登城、於御座之間 御目見、御懇之上意有之、

右 両人

四八 一

常野之流賊降伏一件加州藩之風説

常野脱走之徒、越前地におゐて加州家来永原甚七郎江一橋公江歎願之筋申入候付、取次遣し候得共、其儀不相成旨之御沙汰故、其段申渡候処、降伏之旨尚永原江申入、是又取次申上候得は、小勢之場所は戦争之上押

通り置、今更大軍ニ而被取囲致困迫候迎降参拝申入、  
以之外之儀、右は大罪之者共ニ付老人も不残討取可申  
旨御下知、依之永原浪士江対し其趣申聞、且種々執成  
いたし遣し候へ共、御聞入不相成、此上は戦争之上討  
取可申間、其用意ニ可及、併食料乏敷候而は難渋可有  
之、依而米金ニ而も入用之品可申立、取計送り候上戦  
争ニ可及旨申渡候処、御懇志之方江敵対仕不申、一命  
は兼而抛居候間、御差凶ニ随ひ可申旨ニ而生捕候由、  
尤武器大小は取揚、繩は懸不申、加州預り人数八百人  
程有之、武田父子は越前ニ而預り候よしニ御座候、  
但粮米尽果、寒雪ニ迫り右様相成候由、

一四九 正月廿三日参府伺

紀伊殿参府之儀為何此節使札差越可被申哉と相伺候処、  
書面之趣は、此度別段使札差越ニ不及、定例之御時節  
参府被有之候様可被申旨、付札ニ而達有之、

一五〇 久世侯より御預降人病氣之儀ニ付月番閣老江差出

御預降参人之儀兼而伺済之通相心得、夫々手当方等被  
仰付置候処、此節疫邪流行追々伝染仕、百廿四人之内  
百人程相煩、多人数之事故十分ニ手当薬用等品々為仕  
候得共難行届、此上猶又病人相増自然養生不相叶者出  
来可仕哉も難計心配仕候旨、御在所役人共より申越候、  
此段各様迄申上置候、以上、

正月三日

久世謙吉様内

丹羽慎藏

一五一 米沢侯より水野泉州江差出

同姓氏部大輔儀、国許窮民共為取扱休足罷在、当三月  
中参府可為仕管之処、都合向も御座候付来月七日発足、  
同十五日参府為仕候間、右之段御聞置可被下候、以上、

正月廿一日

上杉弾正大弼

一五二 丑正月廿三日水野泉州より達

松平播磨守  
松平大学頭

高田松平大炊上ヶ屋敷、是迄両家ニ御預ヶ之処、御普

請方より受取候付、引渡候様可被致候、

五三  
一 丑正月廿九日伝聞書

昨年横浜ニ而斬首せられ候清水清次か白状に依り、今度於京師肥後藩之医師田中俊達被召捕、近々差下ニ可相成由、田中俊達年齢三拾五六才<sup>住居未詳</sup>、妻は召仕を本妻ニ直したるニ而廿四五才、乳児一人あり、清次は田中の食客にて、俊達ニ随ひ外国人を殺し、名主宅ニ而金子を奪ひ、俊達は先達而上方江出立、清次は跡より出立、東海道を登り候処、先々人相書相廻り候、噂も高く進ミ兼、引返し千住ニ潜伏被召捕、俊達は桑名表縁者之方江参り候趣披露いたし、中山道旅行之旨申唱、甲州路より京都江登り候処、官より桑名表并京師江御達ニ相成、其上為追手町方同心四人正月四日出立之処、着以前京町奉行手ニ而召捕相成候、妻は川越江逃去、跡より上京之約束ニ而頃合不知出立いたし、出途掛親類江立寄候節於丸之内捕押、尤駕籠之者迄も召捕候事、

五四  
一 丑正月十五日  
(五四の1)

伯耆守

豊後守

此度上京被仰付候ニ付而は彼是物入多、殊ニ暫く在京ニも可相成哉ニ付、別段之以 思召、御内々金五千兩ツ、拝借被 仰付之、

(五四の2)

伯耆守

此度上京被仰付候ニ付、別段之以 思召、御内々拝借金被仰付候得共、旧冬差急日光表江罷越、且又今般急速之上京彼是物入多、殊ニ暫く在京ニも可相成哉ニ付而は、別而難儀たるへくと被 思召候ニ付、猶又出格之訳を以御手許より金壹万兩被下之、

但阿部侯江も本文之振合ニ而金壹万兩被下候事、



一五五 丑正月十五日水野泉州より達ス

安藤理三郎

養祖父对馬守儀、格別慎方も宜、此節病氣ニ而快氣之程も難計趣ニ付、格別之御有免を以、月代いたし居間内歩行致し候儀は不苦との事ニ候、此段对馬守江申聞候様可被致候、

一五六 丑正月十四日關老江差出

今般毛利大膳父子服罪長防鎮靜ニ付、明後四日尾張前大納言殿芸州広島表発途被致入京候付、私儀今日出立入京仕候、此段御届申上候、以上、

正月三日

成瀬隼人正

一五七 仙台侯より子五月廿四日關老井上河州江差出

私儀御国事格別尽力行届候由被 仰立、宰相 御推任被 仰出候得共、更ニ寸功も無御座右様厚賞を奉蒙候は恐懼之至奉存候ニ付、御免被成下度旨奉願上

候処、去ル六日二条御城江家来御呼出ニ相成、格別之訳を以從

御所も被 仰出、

勅許之上被 仰出候儀ニ候間、彼は無心配御請可仕旨御書付を以被仰渡候、斯迄厚き蒙 御沙汰候を重々奉辞退候は奉恐入候得共、私熟反求仕候処、既ニ先願ニも奉申上候通ニ而、近年廟堂御事多之折から、何之微功も無之高官ニ被仰付候段幾重ニも奉恐入候、且亦連年領内疲弊郷民之艱難不忍見候得共、自国は勿論蝦夷地領分海岸手当を始、昨年上京、今年之出府、民間無恤之暇無之、殊ニ外夷之御所置追々被

仰出も御座候ニ付而も、武備海防之手当彼是士庶奔命ニ疲れ、自然民心不折合蕭牆之變も難計と、日夜苦心のミ他念無御座、上は 廟堂ニ対し尺寸之功なく、下は領分を臨ミ艱難を救ふに無由、過分之高官を奉辱身之寵榮を用候は如何ニも不安、乍不肖士民之上たる身にして実ニ戰兢ニ不堪奉存候、  
勅命 台命厚被仰出候ニ背き 思召之程茂難計再応奉

辞退候は、恐縮此事ニ奉存候得共、一家之安危ニ係り  
無抛奉申上候、願くは他日御国事万分一之功を奏し、  
下領民飢渴之危難をも救候時を待奉蒙 尊命候は如何  
計難有奉拝戴候間、当今之処何卒奉恩免候様、深く御  
賢察之上奉願候通被成下度、尚又宜御執成奉願上候、  
以上、

五月

松平陸奥守

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑 三月五日

南部弥八郎

五八  
(別紙)

風説書老冊

外ニ卷閉ち  
丑 二月中

右南部弥八郎より差出候付、差越候間、毎之通可被取

計候、此段御内用を以申越候、以上、

丑 三月五日

市来次十郎

御国許

◇第一〇三号 丑三月廿四日報告〔維新前後諸書付32〕

(付箋)「第二百五十三号」

一 本朝之子十一月九日和蘭差立丑正月廿八日御軍艦方  
より相達候政府より為伝習彼国江遣置候生徒より之  
書状

当春はしめより独逸国とデネマルカ国と争戦ニ及び候  
付、近来之戦法等実地経験之為、小子・榎本釜次郎同  
行にて、当正月下旬よりドイツ国并デネマルカ国江相  
趣キ、凡巷ヶ月程之間戰場江罷越見物いたし候、或は  
双方之陣中江趣キ惣大将江も面会、或は騎馬ニ而陣中  
を廻り、或は台場江趣キ、実ニ未曾有之稽古ニ相成申  
候、右等委細之儀并旅行日記且彼地ニ而双方ニ而懇意  
ニ周旋いたし具候事共有之、後便委敷可申上候、  
一 近代は欧羅巴洲惣而何れの地といえとも、蒸気船車輦

等ニ而便利を相極め申候、數百里之外と雖も僅一兩日ニ而到着相成申候、

一 当節は小子と大工寅吉と申者と兩人懸離れ、トルーレクトと申地ニ住居罷在候間、書状差立候時は何時も差掛間ニ合不申、不都合之儀而已ニ有之候得共、一は同寮ニ引分れ居候ニ付、日々面会谈話の相手は只蘭人のミ故、蘭語其他學術之修行等ニおゐては譲り申へからざる事と奉存候、

一 船写真一枚、此船は小生掛りにて、当ドルレクトに於て船造家ヒップスの船造所にて打建居候、日本政府より御詔軍艦、長サ凡四十間、横巾六間半、水入深サ三間、水面上高サ二間五尺、三十二挺の大砲、蒸氣は機関の力四百馬力、凡五百人乗組之物也、

先達而御用状ニ而御船号付し説有之、開陽丸と号せられ候、

一 当年夏は柔和ニ候処、去ル九月始より俄ニ寒氣相催、川々凍ニ而閉候処、此兩三日ニ至り候而は寒氣弥漫り候様子も無之、存外柔和之冬ニ有之、昨年冬とは大ニ

相違ニ御座候、右様柔和之氣候不順なるを御察可被成候、小子儀昨年冬より此春ニ掛りて折々風邪ニ被犯候

得共、近来は当地之氣候ニ相馴候故哉、極而壯健ニ有之、医薬相用不申候、同寮中ニ而小子而已ニ御座候、

一 去年渡來之御使節より諸国政府江謝礼として被遣候品々、英国ロンドン江安着ニ付、右各国政府江分配之儀取計方として、去ル九月十九日内田恒次郎英国江相越候付、小子義付添罷越、万端取計申候、其節乍序諸方海岸製造所・武器貯蔵所等、肝要之事科（計カ）一見致し申候、英国

海陸軍之盛を極め候事（イマ）警入申候、其頃有名なるアームストロング氏江尋訪候節、風と承込候は、当四月中旬日本の士官と名乗、西洋服にて五人程同鑄造所江来り候由、同所の頭取なる者申聞候、依之小子等相察し候

ニは、薩州或は長州杯之家人、内実御地を出奔いたし、西洋各国を廻歴致し候者も有之事と存候、其後ロンドンにて為替兩替屋江罷越候節、兩替屋之番頭ともいふへき者江前文日本人の風説問合候処、右申聞候ニは、其頃より四ヶ月以前 薩州侯より數千金為替にて五人

の日本人金子請取ニ相越候由故、右五人は薩州家中之者ニ可有之、然し小子英語は甚不得手ニ而、通弁之誤も可有之、慥成事は分り兼候へとも、五人の日本人英國に罷越候儀は相違無之候、又都児格・魯西亞・エケーブテ等の諸国より数百人、英國に在留、海軍之修行致し候者有之候、ロシヤ・トルコの如きの国より如斯、況や御国に於ても希くハ御入用之御厭なく拾四五歳の者七八百人も英仏江御遣し、凡拾ケ年も修行為致候ハ、二十五歳を過キざる内に御国地海陸軍節制頓整にして、外夷の侮慢を受ざる様相成可申は必定之事ニ候、然ルに小子等七八人之内半は年齢相傾キ候者共御遣し相成、小子等如何程學術ニ抽んで候とも、僅の人数にて逆も事成申間敷と奉存候、

一 当十月八日飛脚船日本より到着、同十日之新聞紙にて英仏和蘭之軍艦都合拾七艘、八月三日長州姫島ニおゐて軍議之上、翌四日より六日迄三日之間合戦、松平大膳大夫より和睦を乞候由、右合戦之始終極めて慥成者委細新聞紙にて承知いたし候、六日之合戦後松平大膳

大夫より英仏之總督江遣し候文面御承知無之事と奉存候間、訳して入御覽申候、

改而書をアドミラルに呈す、

一 京都及江戸の命令互に相違あり、

一 我、京都の令に従て下の関を航せる外国船へ発砲せる

を以て、レベルの名を得たり、

朝敵

一 我、

帝の意と相違せるを知りたる頃、外国の使下の関江来りて異船航路を妨げさらん事を乞ふ、

一 故に我、

帝の意を聞んか為に、長門守をして騎馬にて京都に使せしめたり、然るに其頃京都に一揆起りて、長門守我使せしめたる条を能する事を得ず、詮なく帰り来れり、

一 其後三日目に貴殿の軍艦姫島に安着のよしを報する者あり、依之我直ちに使を仕立、端舟ニ而下ノ関航海之海路妨なき趣を、貴殿の軍艦出帆之後姫島に着せり、故に空しく時を費し合戦となれり、

一 我、戦争ニ及ひたるを悔る事少からず、我、曾て英人

ニ意恨なし、只親睦に交るを欲するのミなり、

一前文之趣、貴殿等の勘考を乞ふ、委細は追而掛合ニ及ぶへし、

元治元年八月九日  
西洋九月九日

松平大膳大夫

右文面之内

叡慮を伺ハん為長門守を京都江遣したる処、其頃一騒にて功をなさずして帰る、或は又戦争ニ及ひたるを悔る等の文面解し兼候、且亦新聞紙に依るに、六日午後下ノ関第一之台場を奪ひ取、大砲類和蘭軍艦メヂュサ及ゲヤンビへ運送之頃、長門之軍勢共七百人、蘭人の為に己か大砲を敵船江運ひ候手伝えるよし嘲り記載有之候、

一今日の新聞紙にて長州侯領地没収せられ、大守切腹被仰付、其他近習之男女四百人程斬罪ニ被行候由、真疑如何、

一近来支那之一揆、十五年以前より漫り居候者、当春不殘退治、一揆の根本南京も政府之手ニ入候由ニ御座候、此合戦には英仏共ニ支那帝の為ニ助勢を出し候由ニ御

座候、

一暹羅国は一ヶ年前より国風悉く相変し、国王はしめ文武の官人より兵卒に至る迄西洋服ニ変し、海陸軍制能く整候様ニ承候、

一跛国は先年仏国と戦争ニ及ひ候処、悉く敗北致し、合戦の入用凡七百三十万両仏郎西に償ひ、和睦を乞候由承申候、

一ヨーロッパは当節甚平穩ニ有之候、デネマルカと独逸の合戦は和睦と相成、先便申上候スレースウェーキホルステイ、及びラーウエンベルグはデネマルカよりドイツ国にさき相渡申候、其他相替儀無之候、

一北亞米利加合衆国戦争益烈しく、日夜数ヶ所にて合戦絶間なく、既ニ四ヶ年ニ相成候得共、戦争の烈しきは始めて戦争に及ひ候頃と替る事無之候、大統領リンコン四ヶ年目ニ付交代の大統領のゑらミを得、尚此後四ヶ年之間大統領を相勤候事ニ相成候、當時は北邦之方猛勢にて所々に凱歌を挙候由ニ御座候、就中北方之惣将ガラント拾五万の兵を以て昨冬より絶間なく南邦

の政都リッヂモンドに犯迫候事、又リヂモンド防禦の惣大将リーの羽翼と頼めるヘネラール、エラレーなる者、セナンドアファレーに於て北邦のヘネラール、セリダントと戦て大敗に及ひ候事、又北邦のヘネラール、セルマン七万の勢にてゼラルヂヤ咽喉の地アタランタを奪取、大小砲鑄造所及ひ武器庫等を焼失し、夫より市中不残焼払の後、ゼラルヂアの都マーコンを奪取焼払、奉行等は生捕、夫よりヲキコスタ及ひサアンナの方江押寄候由、当時北アメリカの戦争ハ数百万の軍勢日夜絶間なく戦ひニ御座候、或る新聞紙に依るに、亜米利加南北の戦に始より討死之者を調へ候に、凡六十八万九千人に有之、無罪之者互ニ打合殺し候事実ニ數かはしき次第、折々兩三度和睦之嘶有之候へとも、双方共ニ……にて、仲ニ入取扱候英仏杯も、當時は只手ニ汗して眺め候而已、

一 北亜米加、メキシコ国仏郎西国と合戦之処、惣国奪取られ、大統領コアレスなる者家内之者引連合衆国江逐(電)転之由、当時メキシコ国帝とて仏郎西帝ナボレラン第

三世の為ニ立られ候者は、オーステンレーキ国の帝の弟にしてマキミリアーンと唱候、第一世マキミリアーンの名にてメキシコ国帝を称し候、近来国内弥平穩ニ相成、仏郎西の兵士同国ニ警衛の者追々帰国致し候様ニ相成申候、当節仏帝ナボレラン三世の勢、當時世界第一と可申一言歐羅巴にひゞき候事雷のごとく、恐らくは當時ナボレランの有るを以て歐羅巴洲平穩なることを得候様ニ被存候、後文略ス、

元治元年子十一月八日 赤松大三郎

某様

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑 三月廿四日

◇第一〇四号 丑三月廿六日報告〔維新前後諸書付33〕

〔付箋〕「第二百五十九号」

一 三月七日小倉侯より閣老江

(一の1)

先月廿三日昼、異国蒸気船老艘上筋より乗下り領海門  
司ヶ浦之沖致入碇候付、問聞船差立相糺候処、英吉利  
船之由申聞候、

一同廿五日、長州赤間関より五拾石位之船式艘ニ石炭積  
込、右門司浦碇泊之異船ニ漕寄、石炭積移、無間も右  
異船出帆、長州引島江繫船、黄昏ニ至同州南風泊前ニ  
碇泊仕候、

一同夕、異国蒸気船式艘上筋より乗下り領海通船下筋を  
向乗行候付、問聞船差立候得共、船足はやく追付不申、  
尤英吉利国旗相立居申候、

一長州南風泊前江碇泊之英吉利船、同廿七日朝同所出帆、  
下筋江向乗行申候、

一同日夕、異国船老艘下筋より渡来、私領桶原村沖江繫  
船いたし候、尤仏蘭西国旗相立居申候、然処右船より  
端舟ニ而異人六人・日本人老人枝郷大久保と申処江上  
陸、昨子年八月中夷人死骸埋葬之場所江相越致手様候  
ニ付、海岸見廻之村役人共罷越候処、昨年此所江死骸  
を埋石塔建候処無之候、如何致候哉と相尋候に付、不

存旨相答候処、彼是理不尽之儀共申掛立腹之体ニ而、  
墓印ニも候哉、長サ五尺程横三尺余も有之候十文字之  
黒塗木二本、本船より取寄相立、猶不法申尋、本船江  
引取申候、

一同廿八日夜、異国蒸気船老艘上筋より乗下、長州赤間  
関江繫船仕候、尤問聞船差立候得共、他領之儀ニ付糺  
等不仕、船印等相立居不申候付、何国之船共相分不申、  
昨三日夕同所出帆、長州福浦前ニ入碇仕候、

右之通御座候付、手当人数等穩便ニ用意仕、浦々入  
念候様申付置候、此段申上候、以上、

二月四日

小笠原左京大夫

(一の2)

一当正月廿七日、仏蘭西船老艘渡来、領海江入碇仕、領  
内桶原村枝郷大久保と申所江異人三人・日本人老人・  
船子四人上陸仕、昨子年八月中死骸を埋石塔建置候処  
無之、如何致候哉と相尋候付、不存旨相答候処、不存  
候ハ、致方無之、右死骸は蘭人ニ候処、先達而下之関  
江繫船之節罷越見請候処、石塔打破有之、其段蘭国主

將江相達候処、仏国主將江頼越、我を差立候ニ付、則  
来着見請候処、損候石塔も無之旨相答候処、殊之外債

△(頭註)「△脱誤アルカ」

怒之体ニ御座候、墓印ニも候哉、長さ五尺程横三尺余

も有之

十 如図十文字之黒ぬり木二本、本船より

取寄、同所江相建、是を破り候得は大に失礼ニ付大罪

ニ候間、主將之勘弁は不存候得共、如長州敵国ニ相成

候間、向後入念候様申聞候ニ付、右之趣村役人共より

最寄出張之家来共迄相通候付、早速家来共罷越候得共、

最早間ニ合不申本船江引取申候、右異人共致応対候者

共村役人共之儀ニ付、不行届之儀有之候得共、開港之

場所ニも無之事故、埋葬等之儀は前以一応懸合熟談之

上ニ而可取計処、無其儀自仮ニ埋葬仕候筋は有之間敷、

勿論其砌は長州之戦争央ニ付、先其仮差置遣し候儀ニ

御座候、尤時宜次第ニ而は垣等結廻し番人等付置候様

ニも可仕候得共、掛隔之場所万端行届兼、殊ニ領内人

氣を激し心配仕候、依之可相成儀ニ御座候ハ、他卒

他方改葬被下置候様仕度、左も無之は渠より取建候品々

如何様破壊仕候共故障申間敷旨、睨と御諭被下置候欵、

兩様之内御聞届被成下候様仕度奉存候、此段奉願候様  
左京大夫申付越候、以上、

——家来

三月七日

宇佐美新

二 三月九日越前侯より閣老江

先達而御届申上候通、拙者儀致滞京候様被

仰出候処、昨年来長防長陣之後と申、且留守中国許江

常野脱走之浪徒立入騒擾之末、敦賀表人数○(頭註)○脱人氣致動揺

候事故、指向難捨置事政筋多々有之、同氏大藏大輔よ

りも是非奉願、暫なりとも帰国之上申談取締致度旨申

越候付、何卒一旦休暇被 仰付置候様、尤 公方様御

上坂之節は先達而上京可仕旨、伝 奏衆迄致歎願候処、

去月廿七日致参

内候節、段々御暇相願候旨趣無拠相聞候間、願之通暫

く賜御暇候旨、伝 奏飛鳥井中納言を以被

仰出候、依之今朝日京地致発足候、此段御届申上候、

以上、



三月朔日

松平越前守

一三 御所より丑二月廿二日被

仰出候 御書付、關老阿部豊州持帰り

大樹上坂之儀、毎々被

仰出候得共、未発途ニ不至由、年々之儀実ニ不容易筋

ニは候得共、長防篤と鎮定ニも不及由、且亦山海辺鄙、

彼是論議貫徹不致次第も候哉、昨年帰府後諸事掩滞之

儀も不少、おのつから人心不和之基を開き、不被安

宸襟之間、何分ニも早々発途御一和之良図を被運度

思食候事、

但上坂と被 仰出候得共、先は上洛之方可然候事、

一四 高崎侯より關老江内届

旧冬以来追々御届申上置候右京亮人数、上州下仁田辺

におゐて常州脱走之賊徒追討之御討取手負取調候処、

三拾四人討取、

内

五人下仁田戦地ニ於て討取、死骸其場ニ有之、

七人中小坂守返場ニ而討取、賊徒共焼捨る、

廿式人信州境内山峠迄死骸持退、同所切通辺ニ

而焼捨る、

拾八人深手負

但下小坂通杉戸板又は四ツ手等ニ乗せ、賊徒信

州路江持退、

右之通御座候処、他領其上掛へたて居取調方不行届、

素より戦中首級を揚候儀無御座候間、表立御届不仕候、

此段各様迄申上置候、以上、

二月廿八日

松平右京亮家来  
菅谷次兵衛

一五

一 丑正月会津侯より關老江差出

(五の1)

肥後守去春中拜領被仰付候御加増知五万石、今以土地

御渡無御座候付、去子年分物成之儀米金之内を以御渡

被下度段、旧冬中奉願候処、右物成免三ツ五分之積を

以右代金ニ而御渡相成候処、右は何様之御積を以右代

金御渡相成候哉ニ御座候得共、凡領地物成之儀は、其年々出穀十月中収納いたし、米不足等にて金納之分は、十月以後十二月迄之相場を以右代金相納候は、諸国一体之法令ニ御座候得共、右拝領高免三ツ五分之積を以現米御渡被下候儀ニ候ハ、吐口可申之筋無御座候得共、石代金ニ而御渡被下候儀ニ候ハ、其年之物成収納後石代金相立候十月以後之時相場を以御渡被下相当之儀と奉存候処、右時相場ニ経り候而は金高多分之相違相見得候間、其時之相場を以御渡被下候欵、又は土地御渡無御座故を以此節右代金を以御渡被下候共、両端之内を以御渡被下候様、此段幾重ニも奉願候、以上、

正月

内  
田口治八

右正月十九日差出二月廿日覺書渡、

(五の2)

覺

御加増知、去子年物成増穀代之分金六千兩余被下候、委細之儀は御勘定奉行江相達候間、申談候様

可仕候事、

一六

子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書

此方父子之心底ニ相反し、鎮靜申付を不相用のミならず、却而奉対

禁闕発砲候条、言語同断不屈至極ニ付、断罪之上令梟

首もの也、

十一月

一七

越前敦賀之者出府談話之書取

賊屯新保村敦賀領ニ而、野坂陣屋より三里余

一三百七拾人計り首切候事、

一三間ニ四間計之穴堀り、<sup>(堀)</sup>右江入候事、

一女四人、内兩人首切兩人残居候事、

一百人余無罪、無抛付来り候者御帰し之事、

但路用被下、髪月代もいたし御帰し之事、

右は水戸江引渡百姓欵之事、

一百六人全残り、是は遠島ニ可相成由、敦賀湊江船之

廻り来次第出船と申事、

一 在陣中其後も、ふとん類・香之物・梅干・野菜類、

若州より頼ニ而、近在より敦賀江相廻し候事、

一 正月廿四日、田沼侯并大目付・御目付・御使番兩人

五頭敦賀江着、夫より御仕置相成候事、

一 賊惣人数七百六七拾人、外ニ三拾人近所より無拠被

連候者有之、右は先達而御調御返し之事、

一 馬八拾疋計、内乗馬七八疋也、残り荷馬、何れも途

中より所々ニ而連参候事、疲労居敦賀ニ而二三疋死

候事、内御弘ニ相成候も有之、加州様御領分江州今

津ニ而右馬御預之事、

一八 肥前侯より閣老江差出

(八の1) 去冬十二月廿三日松平越前守様より筑前国木屋瀬出張

之家来御呼出、一昨年脱走是迄長門江滞在之三条実美

初五人之内老入、松平美濃守様より請取預り可申旨以

御書付被相達候、然処今度於芸州表尾張前大納言殿江

右五人五ヶ国引分方、運慮之都合も有之候ハ、筑前并

外国江両三人当テ、筑前江差置候形を以請持之藩より

人数引分守衛仕候心得之段、美濃守様御家来より別紙

之通伺出候末、其通御聞置宜敷取計候様、前大納言様

御付札之通御差図有之候由、右ニ付五藩申合守衛筋可

然取計候様、越前守様より被相達候趣、彼地出張之家

来共より国元江申越、肥前守承知仕候、右は最前越前

守様より御達之通、老入御預之儀は乍不行届御請爲仕

義御座候得共、自然両三輩ニも相及候得は何分難相任、

殊ニ他藩之番兵入込候通ニ而は猶更及混雜、諸手配実

以不行届之儀ニ付遮而御断申上候心得ニ御座候段、予

め越前守様江御断申達置候間、此段御届仕候様申付越

候、以上、

二月十二日 松平肥前守内 岡本忠兵衛

(八の2)

別紙

三条実美始五人之輩、当時美濃守領内江差置候様御達之趣、早速国元江可申越候、就而は此先各藩申合精々

説得、五ヶ国江引分遣候様可取計儀は勿論ニ御座候得共、万一運置款ひ兼候内情有之、弊藩并外ヶ国両三人当

テ都合兩國江引分連候儀相整候時宜ニ至候得は、先其意ニまかせ引分置候而も不苦儀ニ御座候哉、左候時は

美濃守領内江差置候形ヲ以、請持之藩より人数引分守衛仕候心得ニ御座候、此段奉伺候、以上、

十二月廿九日

松平美濃守内

桐山作兵衛

(八〇三)

右尾張前大納言様江差出、御付札左之通、

書面之趣承置候間、宜敷可被取計候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑

三月廿六日

◇第一〇五号 (丑三月カ) 報告〔維新前後諸書付34〕

(付箋)「第二百号」

毛利左京暴臣之刑罪相成候者

加役家老、在郷蟄居 福間 一内

家柄断絶、死刑 児玉道三郎

同 河田 徳藏

雇役被召放、死刑 江戸順之進

家柄断絶、死刑 井上 唯一

同入牢 酒井作太夫森清

雇役差免、入牢 浅見安之丞

入牢 岩崎 謙次

萩原登兵衛

渡辺新三郎

家断絶、慎 浅見 修理

押隠居、慎 増田友右衛門

家断絶 林 謹 治

押隠居、慎 井上 佐平

郷村滝一郎

浅見栄三郎

慎 遠藤春岱

麿嫡、慎 光井左馬允

二 二月八日島原侯より閑老江差出

参勤割前々之通被仰出候処、相手代小笠原佐渡守当年参府仕候付、私儀長崎御用相心得居候間、其俣在邑仕候心得御座候、此段御届申上候、以上、

正月十四日 松平主殿頭

三 松山侯より閑老江差出

先達而御届申上候通、隠岐守養母并式部大輔妻、旧臘廿八日松山表出舟、今十二日三田中屋敷江到着仕候、此段御届申上候、以上、

二月十二日 松平隠岐守家来 相田六左衛門

四 一 丑二月十七日閑老江差出

(四の1) 口上之覚

目白台松平大炊上り屋敷ニ有之候家財引取方之儀、御

目付中より旧臘水戸殿御城付江御達之趣も有之候ニ付、

別紙書面之通、私并同姓大学頭両家江引取申候、此段御届申達候、以上、

二月十七日 松平播磨守

(四の2)

覚

一 神君御讓甲冑一領但類焼之品

右之外之品々写略ス、

但松平大学侯よりも同様之趣届有之、

五 一 狂句の連歌

昼寐の夢

桐のはれひるねの夢は覚きらす 上

手入次第に夏菊はさく 蓮宮

大仕懸隠居細工にもくろみて 前水

滅金に洗ふ家根の鯢 尾前

あはれさは相伴衆の家の月 毛膳

萩をみちんにしたる猪のしゝ 毛門

出みつから案山子ハ何所へ漂ふて

この禪もしめぬにはまし

我おもふ半分きかぬ<sup>(猫カ)</sup>猛狛臍

かたはみ草は何になるやら

取退の無尽ハ親の算ちがひ

浪人一座やつと治る

ふち頭さすかに堅ひ鉄つくり

大炊な運も月た茨城

城郭は天狗の荒てだいなしに

革を被て下手の後悔

上布売仲間にはなをあかせけり

つゝけは蛇の出そふなる藪

打入に評判の井伊二の替り

舌を二枚につこふ鉄漿

兄のため夫の苦劳いか計

御恩茗荷ハ屹度わすれぬ

松魚節大きい方ハ生臭ひ

扇ならずも一寸ひと癖

田玄

桑越

松豆

酒雅

橋

酒庄

肥細

松炊

水

松春

奥仙

江彦

衆卿

可

鍋閑

土容

秋佐

轡屋の親父とたんハ九分の勝

明るうなりぬしんもよい蠟

水の意趣草葉の蔭て返すらん

あへなき最期身から出た錆

新田のよいのて家はもふ月ぬ

つるさからはすわたる松かせ

子の不出来顔にはつたる梅もみち

引倒しても鼻眞まてする

一廉な奉公ハする小倉しま

わるひ水には染ぬ藍玉

大木の松のみさほに保つ花

ひるかへりたる蠓蝶々

右一巡

会

古掃

武伊

因

南

加

諸儒

小豊

阿

樹

備

一六 丑三月風聞

水戸殿家来  
三浦贊男

右之者知行被召上、三拾人扶持被下、同人俸入宰相

成候由、

但武田一味之旨相聞候、

一 去年被仰出之趣ニ付、水戸御簾中并愛姫・随姫之御  
二 方共三月十九日水戸御発途、同廿二日御着之由、

一七

三月十四日大監察より諸向江触達

先頃御進発御供被仰付候組々、来ル十八日・十九日  
兩日之内駒場野におゐて大調練 上覧可被遊旨被仰  
出候、尤取飾ケ間敷儀不相成候間、得其意、心得違  
無之様組支配江可被達候、

一大調練上覧以前、雅楽頭・老中・若年寄見分可致候  
間、委細之儀御備向掛大目付江可被承合候事、

右之通講武所奉行・陸軍奉行・新番頭・御持之頭・  
御先手御鉄炮方・御使番・小十人頭江相達候間、可  
被得其意候事、

一 但本文雨天続ニ而相延、三月廿五日上覧有之、当  
日朝より烈風、昼後より大雨降候得共、無滞調練  
相済、尤上下とも雨にぬれ候而難洩之体ニ御座候

由相聞得申候、

一八

丑正月廿七日

大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借屋播磨屋庄次郎  
代庄兵衛方ニ旅宿罷在候佐々木源氏末流之由相唱居候  
者共、会津預り新撰組三拾人計差向召捕入牢相成候者、  
太田助右衛門 染谷栄之進 近藤幸次郎 近藤鼎  
園弥右衛門 高木新八郎 井上庄藏 畑数馬  
青地五郎 小佐多庄助 後藤貞三 広村嘉三郎  
山崎兵九郎 山本庄八郎 鈴木四郎  
即死  
下人 寸助 市松 勘藏 治兵衛 春吉 甚七  
藤藏 茂助 常右衛門

一九

丑正月廿八日夜盜賊方兵庫表江出張召捕之者

兵庫ニ旅宿いたし小刀組と相唱居候、

東柳原町山田屋十藏事  
筑後柳川上町衣屋十左衛門仲 田中重藏  
同湊町荒屋新兵衛事 四十四才  
岩村新兵衛

右之者共一同入牢相成候由、

◇第一〇六号（丑三月九）報告〔維新前後諸書付35〕

（付箋）「第二百四十八号」

一 丑二月紀州藩人之談話

紀州卿二月廿二日和歌山発途、京都江被立寄

御劍拝領、三月十一日江戸着之筈、

但大坂警衛被相濟候付而之拝領物有之候由ニ御座候、

二 京都於て子十二月十日被 仰出候御書付

水戸中納言儀、兼々贈大納言之遺志を継述致し、尊王

攘夷之儀厚相心得候様被 仰出候処、却而

朝命を怠棄し邪曲之聞有之輩を挙用候故、家政向及混

乱、終ニ其家来共多人数近畿江罷越候段、惱

歎慮、当時京師御手薄之処、不得止事、一橋中納言以

同ニツ茶屋伊賀屋新助借屋 四十才  
撰州林田家中原田隆貞事 戸田隆庵 二十四才

和州新庄中町佐為屋政七伴 出井宮内

相生町  
兵庫和田町淡路屋源助伴 山田屋清五郎

同人弟

岩崎辰次郎

岡山藩小川新太郎伴

同人弟立入

小川武忠太

同町酒井屋佐次郎かし屋

三田貞次郎事

撰州三田藩中小畑新左衛門伴 小畑貞次

同町島屋嘉十郎養子

山本房五郎

同加藤郡新居村源兵衛伴

齊藤六藏御代官所

撰州虎原郡籠村

座古屋六左衛門事 福山六太夫

同支配

同州同郡大工佐兵衛方立入

権四郎事

西出町樋上屋権兵衛伴

溝口権九郎

同州同郡伊兵衛方納屋借罷在候

武助



下出張被 仰付候次第、不届之至

思食候、依之嚴重相慎 御沙汰相待候様被

仰出候事、

十二月

右被 仰出候付、旧臘中御達可相成処、閨老方手ニ窃

ニ留置、松平伯州・阿部豊州両閨老上京ニ付御尋ニ付、

夫より急状到来、丑二月十五日大目付田沢对馬守・御

目付小侯稻太郎御使ニ而御達ニ付、水藩一段慎之儀触

渡、式日等ニも平服ニ而嚴重相慎候由、

但三月初頃より小門計明方有之候様子ニ有之、

一三 丑二月廿六日加藤遠州侯江閨老より相渡候封書

加藤遠江守江

毛利大膳父子服罪ニ付、此度江戸表江被召寄候ニ付而

は、右之儀其方并脇坂淡路守・伊達遠江守取扱可申旨

被仰出候間、其段大膳父子江急速相達候様可被致候、

且警衛として尾張前大納言殿御人数、大目付塚原但馬

守・御目付御手洗幹一郎引連罷越候間、夫迄之処警衛

いたし可申候、其方は在府、伊達遠江守は領分程遠ニ

而、急速出張手間取候而は不都合ニ付、自身出張ニは

不及候間、家来之者并人数共早々淡路守領分江差出候

様可被致候、尤委細之儀は於同所但馬守・幹一郎より

相達ニ而可有之事、

一四 丑二月下旬閨老より達ス

戸田土佐守江

其方儀、今般本家相続被仰付、唯今迄取来七千石は差

上可申処、幼年之節より御側近キ御奉公も相勤候儀ニ

付、格別之 思召ヲ以七千石は其仮被下候間、出格之

儀と相心得、相続可被 仰付者相撰可被申聞候、

一五 丑三月八日

(五の1)

御座間

御奏者番

寺社奉行兼帯

松平周防守

昨年已来家来共野州江出張之節、格別相働候儀も有之

候付、下野国宇都宮江所替、

右於御前被 仰付之、

(五の2)

同人

先代周防守儀、諸勤向等厚相心得候ニ付而は、家来共ニも格別勉励相勤、其上常州浮浪追討之儀も骨折、平常心懸宜敷と被 思召候ニ付、其旨相心得、猶精勤仕候様 御沙汰ニ候、

右於芙蓉之間雅楽頭・老中列座、美濃守申渡之、

(五の3)

戸田土佐守

奥州棚倉江所替

名代

戸田肥後守

右被 仰付旨、於同席列座同前、同人申渡之、

一六

丑七月より九月迄京都御警衛之内

溝口主膳正御免代り

有馬中務大輔

右之通被仰付候事、

一七

丑三月二日關老より達ス

酒井若狭守

同氏右京大夫病氣ニ付、参府延引之儀先達而申立候、其砌相達候趣も有之候処、今以参府無之、病氣とは乍申家柄之儀ニも有之、右様延引致し候而は外々差響ニも相成候間、押而此節参府候様可被致候事、

一八

丑二月關老江差出

去廿一日伝 奏衆依御達、同廿二日参

内致し候処、防長浮浪之徒致徘徊候趣ニ付、御取締為見廻可致、尤此度附属之者引纏同廿四日出立可致旨、以伝 奏衆被 仰出候付、昨廿四日京都表発足、今廿五日大坂表江致着候、此段御届申達候、以上、

二月廿五日

松平伯耆守

一九

子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江

申渡

汝等忠義之志ニおゐては本懐之至也、此度

天幕之命を以五卿御遷座之儀被 仰出、違背難相成次

第二而、右ニ付汝等万一暴動有之候而は、

皇国之御為不宜、五卿御為不宜、社稷之御為不宜、身

柄父子之為不宜候間、無異議鎮静可罷在候、

一〇 二月十八日小倉侯より差出

(一〇の1) 去ル十三日昼異国蒸気船を艘上筋より乗下り、領海門

司浦繫船いたし候上、右異船より異人端舟三艘ニ乗組、

長州赤間関江乗寄、直ニ本船江漕帰申候、尤赤白浅黄

旗印相建居、阿蘭陀と相見申候、頓而長州より小船三

艘漕参り乗寄、無間も赤間関江漕帰申候、然処右異船

昨十五日朝出帆、下筋江向乘行申候、右之通御座候ニ

付、手当人数等穩便ニ用意仕、隊々入念候様申付置候

処、領海相替儀無御座候、此段申上候、以上、

正月十五日

小笠原左京大夫

(一〇の2) 別紙御届書之内、毛利大膳家来外国船江交通いたし候

付而は、此節御達之通国旗見定船号等委細承札可申上

処、右御達之趣未在所表江不相達以前ニ付、不行届之

儀も相見申候、此段各様迄申上置候、以上、

二月十八日

小笠原左京大夫家来

宇佐美新

一一 三月十三日、加州侯江戸着ニ相成候得共、病氣ニ付

廻勤登城等無之、

一 右同日、松山侯世嗣参府有之、

一二 三条殿より筑前侯江答書

此方共身上之儀ニ付、美濃守殿御口上之趣逐一致承知  
候、不肖之身乍不及奉安

宸襟度微忠有之候間、天下之御為ニ付而は如何様とも  
進退可致候、然処当藩ニおゐて内輪紛乱之次第も有之

者共、殊之外動揺ニ付鎮静致居候央、此方共相去候得  
は可及沸騰も難測、

皇国之御為ニも如何と心配罷在候、且亦大膳家来京師

挙動之儀ニ付而は、三老臣初加殿刑奉謝候上は、父子退隱等之儀ニも不及寛大之御所置相成候得は、必不成激国情平穩ニ可至と被存候間、右之内情御推察御周旋有之度、宜相含尽力頼入申候、

十二月三日

一三  
中山大納言 橋本中納言 大炊御門右大将 石山少将

平松甲斐権介 五辻大夫

右藤堂和泉守家来江守衛被 仰付置候処、此度

御免拙者家来江被 仰付候旨、依之朔平御門御警衛被

成 御免候段、去ル五日所司代より彼地詰家来之者江

被 仰渡候旨、丑二月廿日佐竹侯より届有之、

◇第一〇七号 (丑三月カ) 報告〔維新前後諸書付36〕

(付箋) 「第三百十六号」

一 尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付

(二の1)  
一 毛利大膳父子江戸江差下候事、

但御人数之内ニ而警衛之事、

一 三条以下五人江戸表江差下之事、

一 大膳家来共急度為相慎置御下知相待候様、吉川はし

め末家共江も内々御達可被成事、

一 江戸表御下知有之迄所々出張候人数をも御引払無之、  
弥無油断警衛可被成事、

右之通御取計可被成事、

一 別紙之通大膳父子差下申候ニ付而は、定而家来共附

添罷出度歎願可申出と存候、其節は側向之者極少人

数付添候儀は各別之 思召を以被為在 御許容答ニ

候得共、重役之内老人同時ニ罷出候様可被成御達、

尤人数引連候儀は不相成候間、其段も御達可被成候

事、

(1の2)

右ニ付御請書

一 毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、御心添之趣

奉畏候、然処右一条ニ付而は、段々熟考之上見込之次第、委曲稻葉民部大輔・永井主水正・戸川鉾三郎を以申上、家来をも老中迄申達候儀ニ付、只今ニおゐて右之外何共難渋勘弁、兎ニ角前頭申上置候趣ヲ以篤と御評議被成下様仕度、尤前以伺可申欵之処、左候而は遠路臨機之取計逆も不行届、兼而御黒印拝領御委任之儀ニ付、專

公武之御為を存候而取計候儀ニ御座候間、右等之趣厚御酌取、此上之御所置御座候様仕度奉存候、依之御請、

正月

一別紙御請申上候通ニ御座候、尤追而

御沙汰御座候迄大膳父子謹慎、国内鎮静方之儀は吉川

初三条家江急度申渡置候儀ニ御座候、

正月

二 一 京都より丑三月被 仰出

大樹上洛之儀、老中兩人江

御沙汰有之候通、外夷大患・長防所置之重典危急之世体、

皇国治乱之境、別而被惱

宸襟候、将今般毛利大膳父子出府、実美以下呼下之命有之不穩之勢、此上相当之所置を失ひ變動を醸候而は、内外不可救之勢顯然ニ付暫閑キ、諸大名參勤・妻子出府之儀ニおゐては、昨春褒

勅之次第も有之候間、去ル文久二年之令ニ復し、尚其未大樹上洛之上、結局永世不朽之国是熟評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

震襟候様可致、過日老中参内之節、右之条々委細可有御沙汰之所、其儀無之、重而被

仰出候事、

三月

一 右之外閣老阿部侯帰府之節持参之

勅書、末ニ認申候、

一 紀州卿江戸參勤ニ付、

朝廷より右同様之 御沙汰有之、三月十五日參勤御

礼之節、將軍家江御直ニ被申上候由、

一三 丑三月十八日閣老より達

長防鎮靜ニ及候ニ付、此上 御進発は不被遊、時宜ニ寄猶被仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候処、京師より被

仰進候儀も有之ニ付、此度御上坂之儀被仰出候、然処  
いまた長防御所置も有之ニ付而は、御発途は暫御見合  
被成候、依時宜速御発途可被 仰出候儀も可有之候間、  
御不都合無之様可致旨被仰出候、

右之通向々江可被相触候、

一四 子十一月松平老岐候より芸州ニ而建白

毛利大膳儀、追々謝罪之運ニ相成候ニ付、此上之御所  
置如何被在御為ニ可相成、御承知被成度旨蒙仰候ニ付、  
乍不及愚考之主意建白仕候、此度大膳儀御国家之重典  
を相犯暴臣之巨魁等夫々仕置仕候旨、謝罪之美相頭候  
上は、不血刃御征伐之御主意相貫候御儀と奉存候、然

上は方今不容易御時節柄之儀ニ候得は、無罪之国民は  
御安撫被為在、毛利家名御立被下候ハ、可然儀と奉存  
候、且末家附庸之国々は一段御寛大之御所置有御座  
度奉存候、以上、

十一月廿九日

松平老岐守  
敬白

五

建白御尋之上は左之趣ニ御答口上之事、

一 毛利家之家名御立云々

謝罪実頭之上は大膳父子永蟄居被仰付、毛利由緒之  
者江半高迄を被下置、元就以來譜代恩顧之臣扶助候  
様之御所置可然奉存候、

一 末家附庸之国々は一段寛大云々

本家を重く御計ひニ相成候上は、末家附庸之国々は  
輔翼之不行届ニ寄謹慎被仰付、本家よりは一等軽く  
減高御所置可然奉存候、

◇第一〇八号 (丑三月カ) 報告〔維新前後諸書付37〕

日本貿易新聞 第九十五号

西曆一千八百六十五年三月一日  
我元治二年乙丑二月四日

神奈川開版

我等或人の許より一書を得て、左のとき信すへき説を証とす、○今迄一般に街談巷説ありし近々大坂表に於て貿易を開くといふ風説は、総て想像の妄説なり、嘗て日本の奉行内海より軍艦にて兵庫港を見分にゆくへき旨を命せられ、且日本政府にて此港をひらくへき役人通詞并其地図等用意既に備れる由なれとも、速に開港の期に至るへからず、○其故は日本役人よりいまた外国公使に一の告知をもきかず、之に由て考ふるに、一港を開んと欲せは、まつ其地位を定る以前に予め其由を外国公使に告げ、其見分を経、其承知を得て、然後日本政府其港を經營し、運上所を建て、其他要用なる物件の置場等を設くる事当然なり、故に此のときき手續に及ひたるならば、兼て条約せる一千八百六十八年の期に先立て大坂の貿易を開かれん事もあるへし、然るに今以日本役人より其告知を得る事あらざれば、

紛々たる浮説皆悉く妄誕のミ、

昨日西二月廿八日 我元治二年乙丑二月三日 天気寒冷にして北風吹出し、夜に至て

弥甚しく、今朝に至て猶やます、午前十時半の頃

我四時すき地震あり、此地震は近日氣候の不順なる一徴候

といふへし、

○

二 附録別段新聞

西曆一千八百六十五年三月二日  
我元治二年乙丑二月五日

以書翰申入候、然は日本政府にて条約年限前に兵庫表開港ニ及ひ候由、風説頻りに相聞候処、今日に至り風説更に甚敷候、右は既に開かれし港と同様に彼地に運上所役人等を命せしを以て証拠といはし候得共、我等甚だ胡乱に存候、其故は此のときき大事件を執行ふに、外国諸公使に予め不相謀とも数日前に告知せざるの理なしと存候、乍併不容易なる事件を鎮るは我か權に在り、故に書を日本外国懸り御老中に贈て、箇様なる浮説は常に貿易の妨げ故に、我職掌に於て彼地に役人を

命せしハ何等之目的にやを問はざるを得ず、依て一応及問合候処、返輸到来いたし候付ては、この書翰并紙尾にしたゝめ候外国懸御老中よりの返輸、貴君御一覽之上早々合衆国町人共江御触出なされ候て、人心の動揺を御取鎮め可被成候、以上、

日本在留ミニストル

ロヘルト、ハ、プライン花押

合衆国コンシユル、ゼラ、ス、ヒセル殿

返輸写

我政府にて近日兵庫表開港に及候の風説有之に付、二月十六日に贈りたる第十六番の書翰を握掌し委曲を承知せり、然は彼兵庫港は京師に接近し恰も西国咽喉の地なれば、方今自国騒々しき折から忽かせに為すへからず、故に彼地を管轄すへき奉行をさし置ざるを得ず、此のとき事件ゆへ、宜しく疑惑をととき、此度の浮説を取鎮られん事を深く希望す、又彼地開港の事件は、条約年限にいたりて各国諸公使と談判に及ふへし、謹言、

月日

諏訪因幡守印  
水野和泉守印

アメリカ合衆国日本在留公使

ロベルト、ハ、プライン閣下江

千八百六十五年二月廿八日受取

三

日本貿易新聞第九十六号

西曆一千八百六十六年三月八日  
我元治二年乙丑二月十日

兵庫開港の風説に付てハ、爰に亦此事の行はれざらん事を利とするものあり、○横浜に於て多く地面を所持せる者は、もし日本にて他の港を開かれん時は、差当りて横浜の地面其価大に下落せん事を恐るゝか故に、此事を願はざるものあり、或は当地に於て許多の費用を以て肆店を開きし者は、もし他の港を開かれなは大に己か生業の妨とならん事をおそれ、且つ兵庫に於て其出店を開かれんにハ、新に開港となりし地なれハ又々幾多の費用掛らん欵もはかり難けれハ、之をいとひて其開港を願はざる族もある由なり、○当港の貿易を妨



る事なく、兵庫におゐて輸入物に依て多分の利益ある貿易の仕方あり、当時まつ兵庫を欧羅巴より輸入せし物の売場となしおかは、上にいへるるとき障碍は決してなかるへしといふ言、一般に言あへり、

大坂は人戸稠密大府にして、環繞の国また人民蕃衍に茶及び木綿を多く産する由也、○当今此地より絹を産すること少なしといえとも、日本人もし絹は欧羅巴の貿易緊要の物たるをしらハ、程なく絹の製作に於て大に勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、

日本人の街談巷説をきくに、当今日本の土人多く絹を造り出さん為に、専ら桑樹の培栽をつとむといへり、○去年冬中支那及び日本より絹の輸出甚た減せり、其故知へからすといへとも、一般の説には、雨湿の季候大に繭を損害せし故絹産少しといえり、若他の絹を産する国もまた如斯ならハ、将来一時絹価ますく踊貴するなるへし、○又きく、洋製の物品、横浜より大坂迄陸路の運送途中許多の失費あるか故に、大坂に至る事甚た稀にして、輸入の物太<sup>低</sup>江戸に於て売捌かるゝ

由なり、故に西方におゐて一港を開かれなは、輸入の物弥多く售られん事必せりといえり、

御老中より合衆国の公使セララール<sup>(マ)</sup>へ送られたる答書の中に、千八百六十八年の約期に先たちて大坂を開かん事決して有ましき由見えたり、○此時間此港を開くへき用意頻にして、既に其奉行を命し、訳官をゑらひ、運上役所を建て、新に街衢宅地の位置を定む(願クハ此位置現在ノ横浜港ニ於ケルヨリモ便利ナラン事ヲ)、之に依て御老中よりアメリカの公使江贈られたる答書の趣に違ひて、やはり千八百六十八年の期に先たちて兵庫の開港あらんといふ説猶盛なり、○睨とハ知りかたけれとも、期限の前に他の港を開きなは、償金<sup>長州一件の償款</sup>の中日本人の所得となるへきものあらんといふこと顯然たるか故に、此事を諸方より言出せしといえり、○然れともかゝる説を確証すへき公報を得されハ、兵庫の開港ハ千八百六十八年の期を待より外なし、○もし此事早く行はれなは、外国人江対し弥日本人の厚志を表するに足れり、願くハ外国との交際を弘むる

為に、此事早く成就あれかし、

日本政府より遠国奉行江報国の訊

尾張大納言、長州父子を誅伐の為に安芸国迄発向せし  
処、長州より其太守既に先非を悔ひ其罪に伏せし由申  
来れり、○周防・長門の両国全く静謐になりし由尾張  
よりの申立により、政府にては最早彼国御征伐無之由  
に決せり、○乍併もし万一の儀有之哉も難計ければ、  
猶其用意あるへき旨、諸大名并其他諸役人江不洩様布  
告ありし、

○

土州の家臣野崎紘、去年七月長州の家来多勢にて京都  
を騒せし砌、禁庭江忠節を尽せしニ付、

帝より御褒美を頂戴す、○公家衆の数人長州へ荷担の  
者ありしが、幸に此者の働に依て抑留せられ、終に其  
志をひるかへし宿謀を遂る事を得さりし由 叡聞に達  
し、御感浅からず、大臣に命して、自ら此者江御褒美  
ありたり、

四

日本貿易新聞第九十七号

西曆一千八百六十六年三月十五日  
我元治二年乙丑二月十八日

タイムスと号する新聞紙に、バルトルフレール君の説  
話を載せていはく、印度の中央及び西北の諸郡一般飢  
饉に困苦せり、其根元ハ他国より銀の輸入多く、且亦  
土民専ら木綿のミを培養する事を主務とし、五穀の耕  
作を怠りたる故に、終に此のとき難儀を引起せり、  
ベンガラ及びボンバイも同しく此災難を蒙れり、其期  
は連月雨なく氣候甚た不順にして、土人国府江税租を  
運輸する事能ハざるを以てなり、  
デカンの地方は飢饉最も甚し、是に依てボンバイの鎮  
台より飛報を以てフキセロイ下王とにデカン部の食料  
匱乏なる趣を告知せり、  
仁惠大度の長者は倉廩を開きて土民の困窮を救へり、  
就中セムセチャー、ゼンーフホワイ兄弟ハ一万ポンドス  
トルリングの財を出して七千俵の米を買ひ、之を施行  
に出せり、

又リウテナントコーフルネウルの消息に依てもボンバ  
イ部内南北諸郡落の光景を聞知するに、慘憺惻怛にた  
へす、

此地も亦木綿の植培のミを以て専務とするか故に、お  
のつから米穀の耕作を怠り、此のとき飢饉にいたれ  
り、

元来印度人は諸郡落共に挙て利を競ひ争ふて、唯目前  
の利益を営ミ、常に明日の安危を顧ミる事なく、其性  
質甚た暗愚なるか故に、此危難に及へり、然れども即  
今米穀の乏少なるに依て其価日々に騰貴するを以て、  
自今以後耕耘を務る者次第に増加して、其患程なく消  
除すへしと思はる、

此の難儀は印度の一部のミならず、兩三日前の新報に  
拠れば、豊沃肥饒なるシャム国も亦飢饉の患ある由に  
て、シャム政府の命にて他州へ米穀の輸出を禁止せり  
と云、

他の亞細亞諸国よりは右のとき風聞を得ざるを見れ  
は、けたし飢饉の患なしとみえたり、然れとも恐らく

は支那も遠からずして其害を蒙るへし、

支那の人民は大半他国より輸入する米穀を以て食料と  
なせり、故にもし一旦輸入欠乏する事あらば、忽ち飢  
饉に逼る患なき事を得ず、

日本人は幸に米穀の輸出を禁したるに依て、他国のこ  
とく国内所有の米穀忽然として増減するの患を免るへ  
し、

右開成所に於て三月廿一日訳成、

◇第一〇九号 丑四月五日報告 『玉里島津家史料四』

(付箋)「第二百三十九号」

一 横浜風説并市中等之雑説左之通、

横浜外国人の形勢、当時平穩ニ而異論ケ間敷事、先ッ  
無之方に相聞得申候、然共近頃英国政府より書翰到来、  
去年鎌倉ニ而士官二人被切殺候償として式拾万ドル相  
渡候様申来、右は清水清次を刑に行ひ候事、彼地江不

相違以前仕出候事ニ候間、右之事件違候上は償金差出ニ不及筋ニ可相成、尤一人に壱万トル位宛は撫育として申請候様ニも可有之、去ながら右之書翰江戸政府江

差出候処、間もなく殺害者之一人を上方ニ而召捕、近々差下ニ相成筈之旨、閣老より報告有之候段、英国通弁

官シーボルトより内々申聞候由、右一人と申候は武田伊賀党類之者ニ候哉之世評有之、越前敦賀ニ而死刑相成候列之内小林忠雄と申者、活命ニ而江戸江差立候旨書入相見得候ニ付、右之者ニ可有之哉と相考申候、

一 仏国江製鉄器械調文ニ相成候ニ付、輸出之生糸を仏之商人共一手ニ引請度旨極密相願候処、何所となく相洩、外国之商人共一同群議沸騰いたし、右様之御処置ニ相成候へハ至然古買ニ相成、直段下落いたし御為不宜旨申立、不修整候由ニ御座候、

一 御国許より英仏江生徒教人被遣候旨、外国人之内窃ニ物語仕候者御座候由、

一 五代才助儀、一昨年来居所不分明ニ候処、英吉利龍動府江罷越候趣ニ御座候段、元外国方勤ニ而昨年仏国江

鎖港之使節ニ随從ニ而相越、帰朝後勤方被差免、田辺大市と申者噂仕候由、

一 三月廿二日閣老水野・諏訪、参政酒井・立花之四人、横浜之製鉄所為見置相越、廿四日蒸気船ニ而品川沖迄帰帆之所、大風ニ而小舟通航難出来、翌日帰着ニ相成申候、右ニ付世上ニ而殊之外六ヶ敷応接有之、心配之儀共御座候段雜説仕候得共、酒井公用人其外外国方官吏等種々尋問仕候処、全く製鉄器械見分ニ相違無之筋ニ相聞得申候、

一 英通弁官シーボルト儀、当春長崎江差越、近頃横浜江帰路之時分、下之関江立寄、長州士官と談話之内、若も領国を被削或は大膽父子江戸江呼出、其外禁錮等之命有之候時は、國中挙而必死之戦争ニ及候、心組之旨勢猛ニ物語候由、

一 同人儀、何地ニ候哉、宇和島藩人ニ出逢候処、兎角開国ならては手術無之候付、宇和島ニ而も不遠開港可致由申聞候付、如何様之法則ニ而開港いたし候哉、貿易は諸民自在に取行ひ、政府は税のミ取納候筋ならては

強國之道ニ無之と存候旨、シーボルト申談候処、宇和島人之答ニは、先ツ当分政府ニ而取行ひ可申積之旨申聞候由ニ御座候、

一同人之話ニ、江戸政府之形勢を外国人より熟察いたし候処、随分勢力十分ニ有之哉ニ候得共、みつから勢を挫き候様之事のミ取計候事ニ而、憤発勉強いたし候ハ、政令振起可致、誠ニ可惜事候旨評判仕候由、

一 將軍家上洛有無之儀ニ付而は、種々雜説も御座候得共、從

朝廷度々被 仰出候趣有之、幕府之模様方今之所ニ而は、日光御法会相濟次第急ニも御発途可有之勢ニ而内外取しらへ有之、昨日参政酒井侯公用人江外用向問合、返書中、長州再発ニ付右御手当旁宮中殊之外取込候趣申来候、

一 三月中旬頃肥後藩人之探索書中、閣老諏訪侯御側衆竹本隼人正謀主ニ而、從  
京師何様被 仰出候共上洛見合且諸事取行方も関東見込之通ニ取計、若 朝議ニ而御拒ミ相成候時は將軍辭

表御差上相成候積之由相見得候得共、当時幕府之形勢右様之筋ニも不相聞得、兎も角も此度上洛ニ而万事確定無之候而は、中々治定仕聞敷之見込候輩も有之筋ニ相聞得申候、

一 去秋大久保越中守再勤被命候、即日洛上之儀は片時も早く被為在、長防之所置并諸事御治定之機會ニ候旨申立候所、其日より三日目ニ御役御免ニ相成候由ニ御座候得は、閣老参政其他重立候官吏ニ而は最も不好ニ相違無之候得共、昨年以來右之機會を失ひ候を歎息仕候向も不少様ニ相聞得申候、

右之通承申候、尤横浜之儀は手寄ヲ以探索為仕候儀ニ御座候、此段申上候、以上、  
丑 四月五日 南部弥八郎

◇第一一〇号 丑四月五日報告〔風説書〕

〔表紙〕  
〔付箋〕「第二百三十九号」

# 風 說 書

丑三月中

南部弥八郎

一 子十二月会津侯より關老江差出

肥後守昨秋中より京都守護職被仰付、御役知をも被下置、其余御手当金も被成下、御時勢柄規模成御大用、家来共迄一同挙而尽力罷在候得共、連年勝手向不如意之処、近来品々臨時物入相嵩、弥増国力疲弊、何共難渋至極之場合ニ行迫、殆と当惑仕候、乍去方今之御大用、如何ニも粉骨碎身相勤候は勿論ニ御座候得共、此末持久之目的不相立候而は、如何ニ奮激仕候共不任心底、恐入候次第ニ御座候間、取統方種々取調候処、是迄さへ調達手術相尽候儀、殊に一般不融通之時節、他借之道絶而無御座、尤是迄大教御金高御手当被成下、増而此節御役知御增高迄蒙仰候付而は、此末如何体ニ

も自力を以取統候積御座候得共、是迄之入費は国力ニ不応大教之事ニ有之、此先之儀、以往を以来今を計候得は分明之事ニ相見、増而此上不時変等有之節は如何取賄可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度 御上洛被仰出、其上兩御丸炎上ニ付而は、公辺江も一ト方御為筋相立、右御大用も無滞相勤候様、公私兩全ヲ策種々心配仕候処、外ニ手術無御座候得共、先年より兼々奉願候鑄錢御手伝吹之儀、猶又篤と吟味仕候処、在所之儀は地鉄・銅・鉛・白銅等多分出進候間、前文御用多之時節、御為筋第一之儀ニ付、銅四文錢・同百文錢・白銅貳百文錢吹立、御益上納は貳割差上候間、前後之次第柄自余格別ニ肥後守重き御役中ニ限り御手当被成下候御含ヲ以御許容被成下度、尤吹立場所之儀は御府内いづれ之御場所なり願之通被仰付被下度、此段幾重ニも奉願候、依而別帳仕法書并見本雛形等相添、此段奉願候、以上、

十二月

松平肥後守内

石沢民衛

二  
一 丑二月四日彦根侯より

(二の1)  
大御目付黒川近江守様・御目付滝沢憲太郎様より在所

表江別紙之通到来ニ付、去月廿日在所表人数出張為致候、此段御届可申上旨、掃部頭申付越候、以上、

二月四日  
井伊掃部頭内  
山本運平

(二の2)  
一 別紙達書巻通差遣候間、可被得其意候、以上、

正月十八日  
滝沢憲太郎  
黒川近江守

——殿  
家来中

(二の3)  
一 今般加賀中納言軍勢江降参致し候賊徒共、為取調自分

共越前敦賀江出張致し候付、囚人警衛其外御用筋有之候間、人数五百人迅速同所江出張為致候様可被取計候、委細之儀は右隊長之者可申談候、此段申達候、以上、

正月十八日

三  
一 朽木近江守

右正月十日京師ニ而坂本御警衛 御免之旨、

一 織田筑前守

右正月廿七日在所発足、伺

一 天氣候上参府之積、届有之、

一 松平美濃守

右御暇期月ニも相成居候間、其佩在国いたし候旨、

一 大久保加賀守

右京都御警衛相済、正月廿一日御暇被

仰出、廿三日発足参府之届有之候処、此節不及参府、

一 当秋定例時節参府候様、閣老より達有之、

一 市橋老岐守

一 小出伊勢守

右伏見より宇治橋辺御警衛 御免之旨、

一四  
一 丑二月十六日小倉侯江閣老より

小笠原左京大夫領内田野浦沖ニ碇泊いたし候外国船江

毛利大膳家来之者小船ニ而致往来候由、先般届之趣も有之ニ付、外国人共取締方之儀、外国之ミニストル等江相達候次第も有之候間、以後右躰之儀有之候ハ、国旗見定船号等委細承札、早々申聞候様可仕候事、

一五 二月九日筑前侯より關老江

長州滞在之三条実美初五人之輩請取方之儀、尾張前大納言殿より去冬被相達候段は最前申上置候、然処実美始五人之輩、毛利左京家来迫田伊勢之助差添、昨十五日私領黒崎駅迄送り来候付、於同所請取申候、此段申上候、以上、

正月十六日 松平美濃守

一六 丑二月十七日、因州侯より關老江別紙之通所司代より被達候旨、家来を以届有之、

別紙

兼而南御門御警衛番所被 仰付置候処被成御免、代り津輕越中守被 仰付候旨、伝奏衆被申聞候間、可被得

其意候、同人江引渡可被申候、

正月

一七 丑二月

武田伊賀  
山国左京  
田丸稻之右衛門  
藤田小四郎

断状

此男首四入差荷物一棹、田沼玄蕃頭殿宿次御証文添、支配勘定格関東取締役太田信平次差添、越前国敦賀より武州板橋迄差遣候条、改ニ不及其御関所可被相通候、以上、

御目付

滝沢憲太郎印

丑二月五日

大目付  
御勘定奉行兼帯

黒川近江守印

板橋宿関門  
当番中

追而此断状披見之上、御府内拙者共之内江可被相



返候、以上、

一八 子十月常野脱走賊徒中山道より越前迄暴行之道之記

十月廿三日 晴天

立山発足、大宮泊、入口ニ而少々之砲戦、一人討死、

同廿四日 晴天

山方朝倉舟士ニ而奸民ニ出逢、辺栗峠にて畑尾山右之手被打、同所ニ而東ヶ崎浅右衛門討死、

同廿五日 朝より雨降

大沢峠ニ而少々砲戦、太子奸民追払泊、

同廿六日 晴天

月居口・川山口・左貫口防戦泊、此日月居口ニ而大宮

立原伝十等家来左貫口より一手寄来、寺を焼退く、

同廿八日 晴天

月居口防戦、武田大夫出馬、川山口追払泊、

同廿九日 晴天

月居口ニ而薄手四五人、一人討死、此所鶏鳴頃より出立、

十一月朔日 晴天

左貫越野州境ニ而黒羽根勢と砲戦、雲峯寺前通り、寺川上村ニ而泊り、

同二日 晴天

立兵粮、蔵郷村泊、

十一月三日 晴天

立兵粮、芦野陣屋応接ニ而通る、錫掛鯉堀多宿ニ而泊、

同四日 晴天

高久村昼飯、同所早泊、此所黒羽根領人歩大勢集居、

同五日 晴天

奈須重ヶ原、立兵粮、石上村泊、夜八時頃より出立、

八重田山田ニ而夜中休、

同六日 八時頃より雨降

大宮村絹川舟渡アリ、小井村泊、

同七日 四時頃より晴

日光道中大沢横切、鹿見江<sup>(沼カ)</sup>夜五時着泊、

同八日 晴天

例弊<sup>(弊)</sup>使道中、金崎宿立昼大柿泊

同九日 朝より雨降七時霽

立兵糧、葛野宿早泊、

同十日 晴天

昼兵糧なし、梁田宿泊、

同十一日 晴天

太田早泊、

同十二日 雨降

同所滞留、

十一月十三日 晴

太田昼より出立、利根川渡アリ、此所応接ニ成、押而

通ル、小松少々おくれ召取ニ相成、十四日明方本庄宿

江着、朝飯休ミ、

同十四日 晴

上州真井泊、此所陣屋アリ、

同十五日 晴天

市ノ宮昼、是より峠越、下仁田泊、此峠迄尤某二人出

廻、

同十六日 晴

此日朝より梅沢口と申所江上州高崎勢三百人計寄来、

必死之戦、味方大勝利、寄手廿四五人討取、生捕大勢

アリ、(大曾根繁憲)大勇根本繁蔵打死、其外両三人打死、大砲四挺

得る、梅沢口民家十軒余寄手ニ而放火、元宿関所越泊、

同十七日 晴天

信州平賀宿泊、此間内山峠アリ、上下五里程難所、信

州之奸民橋一ヶ所落し置、

同十八日 晴天

野沢宿昼、中山道江出る、望月宿泊、

同十九日 四時頃より大雨

長窪昼、和田宿泊、此夜薄井葛太郎出奔、

同廿日 晴

和田峠にて諏訪・松本等と合戦、必死なり、味方勝利、

大砲合葉沢山得る、味方四五人切死アリ、奇兵隊ニ而

諏訪勢追行、此所も諏訪・松本ニ而放火、下諏訪ニ而

夜明ス、此所家二人不居、

同廿一日 晴

伊奈郡昼、(部之)上郡泊、(穂之)

同廿二日 晴

伊奈道中平正宿屋、松島泊、

同廿三日 晴天

飯島屋、片桐泊、

同廿四日 晴天

飯田城下応接ニ而通る、飯田より昼飯出る、駒場泊、

此夜鮎沢・浅田・黒田作平出奔、

同廿五日 晴

駒場より一里程行返し閑道ニ入、極難所アリ、二ツ、

上清内越・下清内越、飯田より出張関所応接ニ而通る、

同廿六日 四時頃より雨降

木曾妻込江出る、馬籠峠アリ、此所ニ而雪ニ逢、馬籠

泊、

同廿七日 晴天

中津川昼、此所慷慨家アリ、味噌付餅セツタイ出る、

大井泊、

同廿八日 晴天

大久手・細久手、此間十三峠アリ、おめこ松アリ、

同廿九日 晴

大田川船渡アリ、慷慨家アリ、宮水観音景地なり、川

向に大山城見ゆる、僅十丁計なり、鵜沼泊、

同晦日 曇

鵜沼より二里程行閑道江入、麓原八幡アリ、安久多見

村舟渡アリ、陣屋アリ、高木村・三玉戸村両宿泊、

十二月朔日 大雨

昼飯なし、井飛宿、此所陣屋アリ、応接ニ而泊り、

同二日 少々曇

谷汲より拾丁計前通り美濃難所江入、此日薩州人来る、

金原村・日向村両宿泊、

同三日 晴天

三里計行、永峯ニ而泊、

同四日 晴天

蔵見越二里、灰星峠四り、秋生村大野より出張、此辺

村々放火ニ付、一人も家ニ居らず、

同五日 朝より大雪

此間谷道なり、本戸・黒戸等五ヶ村ニ而家数百五拾軒

程、大野ニ而放火、中島泊、更ニ家なし、蔵或は橋之  
下ニ而泊、

同六日 朝雪雨降

此間二里、笹又峠アリ、難所なり、越前木の本泊、

同七日 晴天

七時頃より雪雨降、(神カ) 脾田村・法橋村一里半、峠アリ、  
大本村泊、

同八日 折々雪降

千代谷より谷口江一里、峠アリ、此辺ニ而正武隊追々  
遅、東又泊、

同九日 折々雪降

此間峠アリ、桜谷・仙本茶何も谷道也、今庄宿昨八日  
彦根兵七百人計泊り、府中江行後ニ而宿々人不居、今  
庄泊、

同十日 雪降

正武隊等追々大勢後れ候付、同所ニ而滞留、

同十一日

二ツ家関所アリ、木の根峠(芽カ)アリ、此所江加州家より大

勢出張、隊士永原甚七郎応接ニ成ル、新保泊、

同十二日

加州侯固江応接ニ出る、滞留、

同十三日

滞留、

同十四日

滞留、此日、加州侯ニ而一橋君江呈書取次、

同十五日・十六日

滞留、

同十七日

此夜、天・龍・奇三隊、加州陣中葉原江引移、

同十八日・十九日

滞留、

同廿日

同、加州永原応接ニ来る、

同廿一日 曇

加州より応接ニ通る、人数十人程、

同廿二日 朝晴天

加州江武器引揚、軍門両口江出来る

同廿三日 朝より雪降、夜中大雨

同廿四日 雪降、大風、七時頃より止ム、

出立、敦賀本勝寺江着ス、

同廿五日 朝より雪降 同廿六日 四時頃より霽

同廿七日 晴天、諸隊宿坊釣鐘堂前ニ分る、

同廿八日 四時頃より小雨降 同廿九日 晴

終

一九 丑二月紀州藩人の談話

紀州卿二月廿二日和歌山発途、京都江被立寄

御劍拝領、三月十一日江戸着之筈、

但大坂警衛被相済候付而之拝領物有之候由ニ御座

候、

一〇 京師ニ於て子十二月十日被 仰出候御書付

水戸中納言儀、兼々贈大納言之遺意を継述し、尊王攘

夷之儀厚相心得候様被 仰出候処、却而

朝命を怠棄し邪曲之聞有之輩を挙用候故、家政向及混

乱、終ニ其家来共多人数近畿江罷越候段、惱

歎慮、当時京師御手薄之処、不得止事一橋中納言以下

出張被 仰付候次第、不届之至

思食候、依之嚴重相慎 御沙汰相待候様被

仰出候事、

十二月

右被 仰出旧臘中御達可相成之処、閣老手ニ窃ニ留

置、当春松平伯州・阿部豊州両閣老上京之節御尋ニ

付、急状到来、丑二月十五日大小監察御使ニ而御達

有之、水藩一段慎之儀触渡、式日等ニも平服ニ而相

慎候由、

但三月初頃より小門計明方有之候様子ニ有之、

一一 丑二月廿六日閣老より相渡候封書

加藤遠江守江

毛利大膳父子服罪ニ付、此度江戸表江被召寄候ニ付而

は、右之儀其方并脇坂淡路守・伊達遠江守取扱可申旨

被仰出候間、其段大膳父子江急速相達候様可被致候、  
且警衛として尾張前大納言殿御人数、大目付塚原但馬  
守・御手洗幹一郎引連罷越候間、夫迄之処警衛いたし  
可申候、其方は在府、伊達遠江守は領分程遠ニ而、急  
速出張手間取候而は不都合ニ付、自身出張ニは不及候  
間、家来之者并人数共早々淡路守領分江差出候様可被  
致候、尤委細之儀は於同所但馬守・幹一郎より相達ニ  
而可有之事、

一一二 丑二月下旬閣老より達ス

戸田土佐守江

其方儀、今般本家相統被仰付、唯今迄取来七千石は差  
上可申処、幼年之節より御側近キ御奉公も相勤候儀ニ  
付、格別之思召ヲ以七千石は其仮被下候間、出格之儀  
と相心得、相統可被仰付者相撰可被申聞候、

一一三 丑三月八日  
(一三の一)

御座間

御奏者番  
寺社奉行兼帯  
松平周防守

昨年已来家来共野州江出張之節、格別相働候儀も有之  
候付、下野国宇都宮江所替、

右於 御前被 仰付之、

(一三の二)

同人

先代周防守儀、諸勤向等厚相心得候ニ付而は、家来共  
ニも格別勉勵相勤、其上常州浮浪追討之儀も骨折、平  
常心懸宜敷と被 思召候ニ付、其旨相心得猶精勤仕候  
様御沙汰ニ候、

右於芙蓉之間雅楽頭・老中列座、美濃守申渡之、

(一三の三)

奥州棚倉江所替

戸田土佐守  
名代 戸田肥後守

右被 仰付旨、於同席列座同前、同人申渡之、

一一四 丑七月より九月迄京都御警衛之内

溝口主膳正御免代り  
有馬中務大輔

右之通被仰付候事

一五  
丑三月二日閣老より達ス

酒井若狭守

同氏右京太夫病氣ニ付、参府延引之儀先達而申立候、其御相達候趣も有之候処、今以参府無之、病氣とは乍申家柄之儀ニも有之、右様延引いたし候而は外々差響ニも相成候間、押而此節参府候様可被致候事、

一六  
丑二月閣老江差出

去廿一日伝 奏衆依御達、同廿二日参

内いたし候処、防長浮浪之徒致徘徊候趣ニ付、御取締為見廻可致、尤此度附屬之者引纏同廿四日出立可致旨、以伝

奏衆被

仰出候付、昨廿四日京都表差足、今廿五日大坂表江致

着候、此段御届申達候、以上、

二月廿五日

松平伯耆守

一七  
子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申渡

汝等忠義之志ニおみては本懐之至也、此度天幕之命を以五卿御遷座之儀被 仰出、違背難相成次第二而、右ニ付汝等万一暴動有之候而は、皇国之御為不宜、五卿御為不宜、社稷之御為不宜、身柄父子之為不宜候間、無異儀慎静可罷在候、

一八  
二月十八日小倉侯より差出

(一八の1)

去ル十三日昼異国蒸気船老艘上筋より乗下り、領海門司浦繫船いたし候上、右異船より異人端舟三艘ニ乗組、長州赤間関江乗寄、直ニ本船江漕帰申候、尤赤白浅黄旗印相建居、阿蘭陀と相見申候、頓而長州より小船三艘漕参り乗寄、無間も赤間関江漕帰申候、然処右異船昨十五日朝出帆、下筋江向乗行申候、

右之通御座候ニ付、手当人数等穩便ニ用意仕、隊々入念候様申付置候処、領海相変儀無御座候、此段申上候、以上、

正月十五日

小笠原左京大夫

(一八の2)

一別紙御届書之内、毛利大膳家来外国船江交通いたし候ニ付而は、此節御達之通国旗見定船号等委細承札可申上候、右御達之趣未在所表江不相達以前ニ付、不行届之儀も相見申候、此段各様迄申上置候、以上、

二月十八日

家来  
宇佐美 新

一九

一三月十三日、加州候江戸着ニ相成候得共、病氣ニ付廻勤登城等無之、

一

右同日、松山侯世子参府有之、

二〇

一三条殿より筑前侯江答書

此方共身上之儀ニ付、美濃守殿御口上之趣逐一致承知候、不肖之身乍不及奉安

宸襟度微忠有之候間、天下之御為ニ付而は如何様とも進退可致候、然処当藩ニおゐて内輪紛乱之次第も有之者共、殊之外動揺ニ付鎮静致居候央、此方共相去候得は可及沸騰も難測、

皇国之御為ニも如何と心配罷在候、且又大膳家来京師挙動之儀ニ付而は、三老臣始加嚴刑奉謝候上は、父子退隠等之儀ニも不及寛大之御所置相成候得は、必不成激国情平穩ニ可至と被存候間、右之内情御推察御周旋有之度、宜相含尽力頼入申候、

十二月三日

二一

一中山大納言 橋本中納言 大炊御門右大将 石山少将

平松甲斐権介 五辻大夫

右藤堂和泉守家来江守衛被 仰付置候処、此度

御免拙者家来江被 仰付候旨、依之朔平御門御警衛被

成 御免候段、去ル五日所司代より彼地詰家来之者江

被 仰渡候旨、丑二月廿日佐竹侯より届有之、



二三  
一 尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付  
(二二の1)  
二 毛利大膳父子江戸江差下候事、

但御人数之内ニ而警衛之事、

一三条以下五人江戸表江差下之事、

一 大膳家来共急度為相慎置御下知相待候様、吉川はし

め末家共江も内々御達可被成事、

一 江戸表御下知有之迄所々出張候人数をも御引払無之、

弥無油断警衛可被成事、

右之通御取計可被成事、

(二二の2)

別紙

一 別紙之通大膳父子差下申候ニ付而は、定而家来共附

添罷出度歎願可申出と存候、其節は側向之者極少人

数付添候儀は各別之思召を以被為在御許客筈ニ候得

共、重役之内一人同時ニ罷出候様可被成御達、尤人

数引連候儀は不相成候間、其段も御達可被成候事、

(二二の3)

右ニ付御請書

一 毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、御心添之趣奉畏候、然処右一条ニ付而は、段々熟考之上見込

之次第委曲稱業民部大輔・永井主水正・戸川鉾三郎

を以申上、家来をも老中迄申達候儀ニ付、只今ニ於

て右之外何共難波勘弁、兔三角前頭申上置候趣を以

篤と御評議被成下候様仕度、尤尤前(前之)以伺可申欵之処、

左候而は遠路臨機之取計逆も不行届、かねて

御黒印拝領御委任之儀ニ付、專

公武之御為を存候而取計候儀ニ御座候間、右等之趣

厚御酌取、此上之御所置御座候様仕度奉存候、依之

御請、

正月

(二二の4)

一 別紙御請申上候通ニ御座候、尤追而 御沙汰御座候

迄大膳父子謹慎、国内鎮静方之儀は吉川初三条家江

急度申渡置候儀ニ御座候、

正月

二三  
一 京都より丑三月被 仰出

大樹上洛之儀、老中兩人江

御沙汰有之候通、外夷大患・長防所置之重典危急之世  
体、

皇国治乱之境、別而被惱

宸襟候、将今般毛利大膳父子出府、実美以下呼下之命  
有之不穩之勢、此上相当之所置を失ひ變動を醸候而は、  
内外不可救之勢頭然ニ付暫闊キ、諸大名參勤妻子出府  
之儀ニおゐては、昨春褒

勅之次第も有之候間、去ル文久二年之令ニ復し、尚其  
末大樹上洛之上、結局永世不朽之国是熱評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

震襟候様可致、過日老中参 内之節、右之条々委細可  
有

御沙汰之所、其儀無之、重而被 仰出候事、

三月

一 右之外閣老阿部侯帰府之節持参之

勅書有之、且紀州卿江戸參勤之節上京御座候処、

右同様之御沙汰有之、三月十五日參勤御礼之節、

直ニ申上ニ相成候由、

二四  
一 丑三月十八日閣老より触達

長防鎮靜ニ及候ニ付、此上 御進発は不被遊、時宜ニ  
寄猶被

仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候処、京都より被  
仰進候儀も有之ニ付、此度御上坂之儀被仰出候、然処  
いまた長防御所置も有之ニ付而は、御発途は暫御見合  
被成候、依時宜速御発途可被仰出候儀も可有之候間、  
御不都合無之様可致旨被

仰出候、

右之通向々江可被相触候、

三月

二五

一 子十一月芸州ニ而松平屯岐侯建白

(二五の上)

毛利大膳儀追々謝罪之運ニ相成候ニ付、此上之御所置  
如何被在御為ニ可相成、御承知被成度旨蒙仰候ニ付、  
乍不及愚考之主意建白仕候、此度大膳儀御国家之重典

を相犯暴臣之巨魁等夫々仕置仕候旨、謝罪之実相頭候  
上は、不血刃御征伐之御主意相貫候御儀と奉存候、然  
上は方今不容易御時節柄之儀ニ候得は、無罪之国民は  
御安撫被為在、毛利家名御立被下候ハ、可然儀と奉存  
候、且又末家附庸之国々は一段御寛大之御所置有御座  
度奉存候、以上、

十一月廿九日

松平屯岐守

敬白

(二五の2)

建白御尋之上は左之趣御答口上之事

一毛利家之家名御立云々

謝罪実頭之上は大膳父子永蟄居被仰付、毛利由緒  
之者江半高迄を被下置、元就以来譜代恩顧之臣扶  
助候様之御所置可然奉存候、

一末家附庸之国々は一段寛大云々

本家を重く御取計ひニ相成候上は、末家附庸之国々  
は輔翼之不行届ニ寄り謹慎被仰付、本家よりは一  
等軽く減高御所置可然奉存候、

二六  
毛利左京暴臣之刑罪相成候者

加役家老、在郷蟄居

福岡 一内

家柄断絶、死刑

児玉道三郎

同

河田 徳藏

雇役被召放、死刑

江戸順之丞

家柄断絶、死刑

井上 唯一

同入牢

森 清

同入牢

酒井作太夫

雇役差免、入牢

浅見安之丞

入牢

岩崎 謙次

入牢

萩原登兵衛

家断絶、慎

渡辺新三郎

家断絶、慎

浅見 修理

押隠居、慎

増田友右衛門

家断絶

林 謹 治

押隠居、慎

井上 佐平

押隠居、慎

郷村滝一郎

浅見栄三郎

慎

遠藤 春岱

麿嫡、慎

光井左馬允

二七 二月八日島原侯より關老江

參勤割前々之通被仰出候処、相手代小笠原佐渡守当年  
參府仕候付、私儀長崎御用相心得居候間、其俣在邑仕  
候心得ニ御座候、此段御届申上候、以上

正月十四日

松平主殿頭

二八 松山侯より關老江

先達而御届申上候通、隠岐守養母并式部大輔妻、旧臘  
廿八日松山表出船、今十二日三田中屋敷江到着仕候、  
此段御届申上候、以上、

二月十二日

松平隠岐守家来  
相田六左衛門

二九

二月十七日關老江  
(二九の1) 口上之覚

目白台松平大炊上り屋敷ニ有之候家財引取方之儀、御

目付中より旧臘水戸殿御城付江御達之趣有之候付、別  
紙書面之通私并同姓大学頭両家江引取申候、此段御届  
申達候、以上、

二月十七日

松平播磨守

(二九の2)

覚

一神君御讓甲冑一領 但類焼之品

右之外品々写略ス、

但松平大学侯よりも同様之届有之、

三〇 肥前侯より關老江  
(三〇の1)

去冬十二月廿三日、松平越前守様より筑前国木屋之  
瀬出張之家来御呼出、一昨年脱走是迄長門江滞在之  
三条実美初五人之内一人、松平美濃守様より請取預  
り可申旨以御書付被相達候、然処今度於芸州表尾張  
前大納言様江右五人五ヶ国江引分方運慮之都合も有  
之候ハ、筑前并外国江両三人当テ筑前江差置候形  
を以、請持之藩より人数引分守衛仕候心得之段、美

濃守様御家来より別紙之通伺出候末、其通御聞置宜敷取計候様、前大納言様御付札之通御差図有之候由、右ニ付五藩申合守衛筋可然取計候様、越前守様より被相達候趣、彼地出張之家来より国許江申越、肥前守承知仕候、右は最前越前守様より御達之通、老入御預之儀は乍不行届御請為仕儀ニ御座候得共、自然兩三輩ニも相及候得は何分難相任、殊ニ他藩之番兵入込候通ニ而は猶又及混雜、諸手配実以不行届之儀ニ付、遮而御断申上候心得ニ御座候段、予め越前守様江御断申達置候間、此段御届仕候様申付越候、以上、

二月十二日 内 岡本忠兵衛

(三〇〇二) 別紙

三条実美始五人之輩、当時美濃守領内江差置候様御達之趣、早速国元江可申越候、就而は此先各藩申合精々説得、五ヶ国江(符カ)五ヶ国江引分遣候様可取計儀は

勿論ニ御座候得共、万一運兼候内情有之、弊藩并外一ヶ国兩三人当テ都合兩國江引分置候儀相整候時宜ニ至候得は、先其意ニまかせ引分置候而も不苦儀ニ御座候哉、左候時は美濃守領内江差置候形を以、請持之藩より人数引分守衛仕候心得ニ御座候、此段奉伺候、以上、

十二月廿九日 松平美濃守内 桐山作兵衛

(三〇〇三) 右尾張前大納言様江差出御付札左之通、書面之趣承置候間、宜敷可被取計候、

三 丑三月聞込

去年被仰出之趣ニ付、水戸御簾中并愛姫・随姫之御二方共三月十九日水戸御発途、同廿二日御着之由、

一 水戸殿家来

三浦賢男サシノ

右之者知行被召上、三拾人扶持被下、同人悴入宰相

成候由、

但武田一味之者之旨相聞候、

一三三  
三月十四日大監察より諸向江触達

先頃御進発御供被仰付候組々、来ル十八日・十九日  
兩日之内於駒場野大調練 上覽可被遊旨被仰出候、  
尤取飾ケ間敷儀不相成候間、得其意心得違無之様組  
支配江可被達候、

一 大調練 上覽以前雅楽頭・老中・若年寄見分可致候  
間、委細之儀御備向懸大目付江可被承合候事、

右之通講武所奉行・陸軍奉行・新番頭・御持之頭・  
御先手御鉄砲方・御使番・御徒頭・小十人頭江相達  
候間、可被得其意候事、

但三月廿五日上覽有之、当日烈風、昼後より大  
雨降候得共、無滞調練相濟、上下共雨ニぬれ候  
而難涉之体ニ御座候旨相聞得申候、

一三三  
丑正月廿七日

大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借屋播磨屋庄次郎  
代庄兵衛方ニ旅宿罷在候佐々木源氏末流之由相唱居候  
者共、会津侯預り新撰組三拾人計ニ而召捕入牢相成候  
者、

太田助右衛門 染谷栄之進 近藤幸次郎 近藤 鼎  
園弥右衛門 高木新八郎 井上庄藏 畑 数 馬  
青地 五郎 小佐多庄助 後藤貞三 広村嘉三郎  
山崎兵九郎 山本庄八郎 鈴木 四郎

下人  
寸助 市松 勘藏 治兵衛 春吉 甚七  
藤藏 茂助 常右衛門

一三四  
丑正月廿八日夜盜賊方兵庫表江出張召捕之者

兵庫表ニ旅宿いたし小刀組と相唱居候、  
東柳原町山田屋十藏事  
筑後柳川上町衣屋十左衛門仲 田中重藏 四十四才

同湊町荒屋新兵衛事 岩村新兵衛 四十才  
同二ツ茶屋 伊賀屋新助借屋

三五

丑三月七日小倉侯より関老江

摂州林田家中原田隆貞事

和州新庄中町佐為屋政七伴

相生町

戸田隆庵  
二十四才  
出井宮内

兵庫和田町淡路屋源助伴

山田屋清五郎  
同人弟

岡山藩小川新太郎伴

岩崎辰次郎  
同人方立入

同町酒屋井屋佐次郎かしや

摂州三田藩中小畑新左衛門伴

三田貞次郎事  
小畑貞次

同加藤郡新居村源兵衛伴

同町島屋嘉十郎養子  
山本房五郎

西出町樋上屋権兵衛伴

斎藤六藏御代官所摂州虎原郡  
籠村座古屋六左衛門事  
福山六太夫  
同支配同州同郡大工佐兵衛方  
立入権四郎事  
溝口権九郎

同州同郡伊兵衛方納屋借罷在  
候

武助

右之者共一同入牢相成候由、

(三五の1)

先月廿三日昼、異国蒸気船壳艘上筋より乗下り領海門司ヶ浦之沖致入碇候付、問聞船差立相糺候処、英吉利船之由申聞候、

一同廿五日長州赤間関より五拾石積位之船式艘ニ石炭積込、右門司浦碇泊之異船ニ漕寄石炭積移、無間も右異船出帆、長州引島江繫船、黄昏ニ至同州南風泊前江碇泊仕候、

一同夕、異国蒸気船式艘上筋より乗下り領海通船下筋を向乗行ニ付、問聞船差立候得共、船足はやく追付不申、尤英吉利国旗相立居申候、

一長州南風泊前江碇泊之英吉利船、同廿七日朝同所出帆、下筋江向乗行申候、

一同日夕、異国船壳艘下筋より渡来、私領楠原村沖江繫船いたし候、尤仏蘭西国旗相立居申候、然処右船より端舟ニ而異人六人・日本人一人枝郷大久保と申処江上陸、昨子年八月月中夷人死骸埋葬之場所ニ相越致手様候ニ付、海岸見廻之村役人共罷越候処、昨年此所江死骸を埋石塔建候処無之候、如何致候哉と相

尋候ニ付、不存旨相答候処、彼是理不尽之儀共申掛立腹之体ニ而、墓印ニも候哉、長サ五尺程横三尺余も有之候十文字之黒塗木式本、本船より取寄相立、猶不法申募、本船江引取申候、

一 同廿八日夜、異国蒸気船老艘上筋より乗下、長州赤間関江繫船仕候、尤聞問船差立候得共、他領之義ニ付札等不仕、船印等相立居不申候付、何国の船共相分不申、昨三日月夕同所出帆、長州福浦前ニ入碇仕候、右之通御座候付、手当人数等穩便ニ用意仕、浦々入念候様申付置候、此段申上候、以上、

二月四日

小笠原左京大夫

(三五の2)

一 正当月廿七日仏蘭西船老艘渡来、領海江入碇仕、領内楠原村枝郷大久保と申所江異人式人・日本人老人・船子四人上陸仕、昨子年八月中死骸を埋石塔建置候処無之、如何致候哉と相尋候付、不存旨相答候処、不存候ハ、致方無之、右死骸は蘭人に候処、先達而下之関江繫船之節罷越見請候処、石塔打破有之、其

段蘭国主将江相達候処、仏国主将江頼越、我を差立候ニ付、則来着見請候処、損候石塔も無之旨相答候アルカ処、殊之外憤怒之体ニ御座候、墓印ニも候哉、長さ



五尺程横三尺余も有之

二本、本船より取寄同所江相建、是を破り候得は大ニ失礼ニ付大罪ニ候間、主将之勘弁は不存候得共、如長州敵国ニ相成候間、向後入念候様申候候ニ付、右之趣村役人共より最寄出張之家来共迄相通候付、早速家来共罷越候得共、最早間ニ合不申本船江引取申候、右夷人江致応対候者共ハ村役人共之儀、不行届之儀有之候得共、開港之場所ニも無之事故、埋葬等之儀は前以一応掛合熟談之上ニ而可被取計処、無其儀自佝ニ埋葬仕候筋は有之間敷、勿論其砌は長州之戰爭央ニ付、先其佝差置遣し候儀ニ御座候、尤時宜次第ニ而は垣等結廻し番人等付置候様ニも可仕候得共、掛隔場所万端行届兼、殊ニ領内人氣を激し心配仕候、依之可相成儀ニ御座候ハ、何卒地方改葬他カ被下置候様仕度、左も無之は渠より取建候品々如何



様破壊仕候共故障申間敷旨、駈と御論被下置候欵、

両様之内御聞届被成下候様仕度奉存候、此段奉願候

様左京大夫申付越候、以上、

三月七日

—— 家来

宇佐美 新

三六  
一 昼寝の夢一巡

桐の花ひるねの夢は覚きらす

上

手入次第に夏きくはさく

蓮宮

大仕懸隠居細工にもくろミて

前水

減金て洗ふ屋根の鯺

尾前

あはれさは相伴衆の家の月

毛膳

萩をみちんにしたる猪のしゝ

毛門

出みづから案山子は何所へ漂ふて

田玄

此禪もしめぬにはまし

桑越

我おもふ半分きかぬ温病臍

松豆

かたはミ草はなにゝなるやら

酒雅

取退の無尽は親の算違ひ

橋

浪人一座やつとおさまる

酒庄

ふち頭さすかに堅ひ鉄つくり

肥細

大炊な運もつきた茨城

松炊

城郭は天狗の荒でだひなしに

水

革をかふりて下主の後悔

松春

上布うり仲間に鼻をあかせけり

奥仙

つゞけは蛇の出そふなる藪

江彦

打入に評判の井伊二の替り

衆卿

舌を二枚につかふ鉄漿

可

兄の為夫の苦劳いかはかり

鍋閑

御恩茗荷は屹度わすれぬ

土容

松魚節大きひ方は生臭さい

秋佐

扇ならずも一寸ひとくせ

会

轡屋の親父とたんは九分の勝

古掃

明るうなりぬしんもよい蠟

武伊

水の意趣草葉の陰にかへすらん

因

あへなき最期身から出た鏑

新田のよいので家はもふ月ぬ

鶴さからはすわたるまつかぜ

南

子の不出来顔にはつたる梅紅葉

加

引倒しても眞眞までする

諸儒

一廉な奉公はする小倉しま

小豊

わるひ水にはそまぬ藍玉

阿

大木の松のみさほに保つ花

樹

ひるかへりたる鎧蝶々

備

右一巡

三  
七  
一 丑三月九日越前侯より関老江

先達而御届申上候通、拙者儀致滞京候様被仰出候処、

昨年来長防長陣之後と申、且留守中国許江常野脱走之

浪徒立入騒擾之末、敦賀表人数人氣致動揺候事故、指

○(頭注)○脱アルカ

向難捨置事政筋多ニ有之、同氏大蔵大輔よりも是非奉

願、暫なりとも帰国之上申談取締致度旨申越候付、何

卒一旦休暇被

仰付置候様、尤 公方様御上坂之節は先達而上京可仕

旨伝 奏衆迄致款願候処、去月廿七日致参

内候節、段々御暇相願候旨趣無抛相聞候間、願之通暫

く賜御暇候旨、伝 奏飛鳥井中納言を以被

仰出候、依之今朝日京地致発足候、此段御届申上候、

以上、

三月朔日

松平越前守

三  
八  
一 子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書

此方父子之心底ニ相反し、鎮静申付を不相用のミなら

す、却而奉対

禁闕発砲候条、言語同断不屈至極ニ付、断罪之上令梟首

もの也、

十一月

三  
九

一 高崎侯より関老江内届

旧冬以来追々御届申上置候右京亮人数、上州下仁田辺

(仁之)

におゐて常州脱走賊徒追討之砌、討取手負取調候処、

三拾四人討取

内

五人下仁田戦地ニおゐて討取、死骸其場ニ有之、

七人中小坂寺返場ニテ討取、賊徒共焼捨る、

廿式人信州境内山峠迄死骸持退、同所切通辺ニ

而焼捨る、

拾八人深手負

但下小坂通、杉戸板又は四ツ手等ニ乗セ、賊徒信

州路江持退

右之通御座候処、他領其上懸隔居取調方不行届、素よ

り戦中首級を揚候儀無御座候間、表立御届不仕候、此

段各様迄申上置候、以上、

二月廿八日

松平右京亮家来

菅谷次兵衛

一四〇 御所より丑二月廿二日被

仰出、閤老阿部豊州持帰り之 御書付

大樹上坂之儀、毎々被

仰出候得共未発途ニ不至由、年々之儀実ニ不容易筋ニ

は候得共、長防篤と鎮定ニも不及由、且亦山海辺鄙彼

是論議貫徹不致次第も有之候哉、昨年帰府後諸事掩滞

之儀も不少、おのつから人心不和之基を開き、不被安

宸襟之間、何分ニも早々発途御一和之良図を被運度

思食候事、

但上坂と被 仰出候得共、先は上洛之方可然候事、

一四一 丑正月会津侯より閤老江差出

(四一の1) 肥後守去春中拝領被仰付候御加増知五万石、今以土地

御渡無御座候付、去子年分物成之儀米金之内を以御渡

被下度段、旧冬中奉願候処、右物成免三ツ五分之積を

以右代金ニ而御渡相成候処、右は何様之御積を以右代

金御渡相成候哉ニ御座候得共、凡領知物成之儀は其年々

出穀十月中収納いたし、米不足等ニ而金納之分は十月

以後十二月迄之相場を以右代金相納候は、諸国一体之

法令ニ御座候得共、右拝領高免三ツ五分之積を以現米

御渡被下候儀ニ候ハ、吐口可申之筋ニ無御座候得共、

石代金ニ而御渡被下候儀ニ候ハ、其年之物成収納後

石代金相立候十月以後之時相場を以御渡被下相当之儀

と奉存候処、右時相場江経り候而は金高多分之相違ニ

相見得候間、其時之相場を以御渡被下候欵、又は土地

御渡無御座故を以此節右代金を以御渡被下候共、兩端之内を以御渡被下候様、此段幾重ニも奉願候、以上、

—内

正月

田口治八

正月十九日差出二月廿日付札

(四一の2)

覚

御加増知、去子年物成増石代之分金六千兩余被下候、委細之儀は御勘定奉行江相達候間、申談候様可仕候事、

四二

一 越前敦賀之者出府談話之書取

賊屯新保村敦賀領ニ而野坂陣屋より三里余、

一 三百七拾人計り首切候事、

一 三間ニ四間計之穴堀り、右江入レ候事、

一 一女四人、内兩人首切、兩人残り居候事、

一 百人余無罪、無抛付来り候者御帰し之事、

但路用被下、髪月代もいたし帰り候事、

右は水戸江引渡百姓欵之事、

一 一百六人余残り、是は遠島可相成由、敦賀湊江船之廻り来次第出船と申事、

一 在陣中其後も、ふとん類・香之物・梅干・野菜類、

若州より頼ニ而、近在より敦賀江相廻し候事、

一 正月廿四日、田沼侯并大目付・御目付・御使番兩人、

五頭敦賀江着、夫より御仕置相成候事、

一 賊惣人数七百六拾人、外ニ三拾人近所より無抛被

連候者有之、右は先達而御調御返し之事、

一 馬八拾疋計、内乗馬は七八疋也、残り荷馬、いつれ

も途中より所々ニ而連参り候事、疲労居敦賀ニ而二

三 疋死候事、内御弘ニ相成候も有之、加州様御領分

江州今津ニ而右馬御預之事、

四三

一 越前国敦賀表ニ而賊徒刑罪之者

武田伊賀

同彦右衛門

同魁助

山国兵部

斬罪

死罪

遠島

無構段申渡  
追払

無構段申渡  
水戸殿江引渡

江戸表江差出

同 淳 一 郎

田 丸 左 京

長谷川道之助

村島万次郎

井 田 因 幡

朝 倉 弾 正

川 瀬 專 蔵

外二  
沢 田 信 之 助

外二  
三 百 四 拾 人

浜 野 辰 次 郎

百 三 拾 六 人

外  
当 時 無 宿  
伊 助

外  
百 八 拾 人

外  
百 八 拾 人

武 田 伊 賀 別 当  
惣 助

百 貳 拾 五 人

幸 八 事

小 林 忠 雄

吟味中病死

川 辺 新 蔵

大 久 保 重 次 郎

竹 石 新 之 助

後 藤 子 之 吉

岡 崎 弥 十 郎

橋 本 彦 三 郎

金 蔵

惣 蔵

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑  
四 月 五 日

南 部 弥 八 郎

四四

日本貿易新聞 第九十四号

西曆一千八百六十五年二月廿二日  
我元治二年乙丑正月廿七日

神 奈 川 開 版

日本にて是迄貿易に付条約を取替したる各国の人々に  
対し、大坂の兵庫港を開く事は素より我等の最希望す  
る所なれば、方今先務として其談判にとりかゝるべき  
事也、当時各国の商人共は兵庫港も来寅年七月頃には

最早開港に成んと指を屈して待楽める様子なり、兵庫の開港は我等の為に都合よきのミならず、日本にても亦便利にして互に利益ある事なれば、我等は日本役人に対し度々談判すと雖も、政府は因循して更に其事に奮発勉勵を加えざる様子なれば、逆も開港の成功は容易に遂げ難かるへしと思はる、

先頃日本にて夫々の役人等を兵庫港に送りしよしは疑ひなし、但し兵庫開港の談判弥ゆき届きて、約定の通り千八百六十八年<sup>戊辰</sup>に至り開かるゝに於ては、其以前に先づ彼地に外国人の在留館を始交易場及び運上所等の造営あるべき筈なり、

方今仏国の全権は、彼の近日の内大君に開かしめんと欲して、頻に骨折談判を成すと雖も、此事件は容易に評決し難く、彼一人にて他国全権等の扶助なきにおゐては逆も徹底談判に至りかたしと思はる、彼港弥開かるゝに至らば、諸事甚便利宜く、我等の為に大幸福となるへし、

○

ボルモサと号する蒸気船の来着に依て、去年第十二月二十六日<sup>我十一月廿八日</sup>迄の通信を得て種々の事件をきゝ、且ロンドン、エンド、チャイネと名くる支那新聞を得たり、其中に記載せし事件の一二を左に抄出す、

英吉利○先頃キリストマス祭日に、英国女王はオスポルンにゆくか為にウインドソルを出立せり、世子ワイルスのプリンスは其妃と共にサンドリンハムに在て野遊を為せり、

仏蘭西○コンチーは先頃国事の密議を掌るチーフ、デ、ケビネットの重職に任し、其書記を司れるピートルーはモクワルトの死去につき、跡役の命せらるゝ迄の間代勤すべきの命を蒙れり、

カトーレナ侯は華盛頓府に在てリスボン在留のミニストルブウレーと入替れり、

仏蘭西の為替所にては利足を四分五厘に減せり、

翰堡○東ンペリヤ去年の秋氣候不順なりしに依て不作<sup>ハムブルグ</sup>の由を聞けり、

レームブリュンゲンは天津在留の瑞了副コンシユルに任せり、

普魯士○白靈新聞に先頃デネマルカの戦場より帰陣したる兵士の為ベルリンに盛なる賀儀を行へりと云、

葡萄牙○先月十三日十二月十五日暴風雨に依て諸所破損少な

からず、海軍総督は危難にあひし輩を賑給安撫せり、

葡国の為替所にては利足を六分に減せり、

合衆国○北部に於て先月七日十二月九日に大会議あり、

北将セルマン南部を攻んと欲し、数多の兵を率ひて出

陣し、サハンナの外堡を守護する南兵と戦ひしか、ゼ

ラルジャに於て南方の騎兵隊に襲はれ大に敗走せり、

ロヤル堡に在りし北兵もセルマンの応援をなせしか、

是亦ガラハムスキルレに於て敗北せり、

右丑二月翻訳相成申候、

一四五

本朝子十一月九日和蘭差出丑正月廿八日江戸江相達

候政府より為伝習彼国江遣置候航海生徒より之書状

当春はしめより独逸国とデネマルカ国と争戦ニ及び候

付、近来之戦法等実地経験之為、小子・榎本釜次郎同

行ニ而正月下旬よりドイツ国并デネマルカ国江相趣、

凡一ヶ月程之間戦場江罷越見物いたし候、或は双方之

陣中江おもむき惣大将江も面会、或は騎馬ニ而陣中も

廻り、或は台場江趣キ、実ニ未曾有之稽古相成申候、

右等委細之儀并旅行日記、且彼地ニ而双方ニ懇意ニ周

旋いたし呉候事共有之、後便委敷可申上候、

一近代は、欧羅巴洲惣而いつれの地と雖とも、蒸気船車

輾等ニ而便利を相極め申候、数百里の外といへとも一

兩日にて到着相成申候、

一当節は、小子と大工寅吉と申者と兩人懸離れ、ドルー

レクトと申地に住居罷在候間、書状差立候時は何時も

差掛間ニ合不申、不都合之儀のミニ有之候得共、一は

同寮ニ引分れ居候ニ付而は面会談話の相手は只蘭人の

ミ故、蘭語其他學術之修行等におゐては譲り申へから

ざる事と奉存候、

一船写真一枚、此船は小生掛りニ而、当ドルーレクトに

於て船造家ヒップスの船造所ニ而打建居候、日本政府

より御詠軍艦、長サ凡四十間、横はゞ六間半、水入深サ三間、水面上高サ二間五尺、三十二挺の大砲、蒸氣は機関之力四百馬力、凡五百人乗組之物也、

先達而御用状ニ而御船号付之説有之、開陽丸と号せられ候、

一 当年夏は柔和ニ候処、去ル九月初より俄ニ寒氣相催、川々凍ニ而閉候処、此両三日ニ至り候而は寒氣弥募り候様子も無之、存外柔和之冬ニ有之、昨年冬とは大ニ相違ニ御座候、右様柔和之氣候不順なるを御察可被成候、小子儀昨年冬より此春ニかけて折々風邪に被犯候得共、近来は当地之氣候ニ相馴候故哉、極而壯健ニ有之、医薬相用不申、同寮中ニ而小子而已ニ御座候、

一 去年渡来之御使節より諸国政府江謝礼として被遣候品々、英国ロンドン江安着ニ付、右各国政府江分配之儀為取計方、去ル九月十九日内田恒次郎英国江相越候付、小子儀付添罷越、万端取計申候、其節乍序諸方海岸製造所・武器貯藏所等肝要之事科致<sup>(計カ)</sup>一見申候、英国海陸軍之盛を極め候事驚入申候、其頃有名なるアームストロ

ング氏江尋訪候節、風と承込候は、当四月中旬日本の士官と名乗、西洋服ニ而五人程同鑄造所江来り候由、同所之頭取なる者申聞候、依之小子等相察候ニは、薩州或は長州杯之家人、内実御地を出奔いたし西洋各国を廻歷いたし候者も有之事と存候、其後ロンドンにて為替両替屋江罷越候節、両替屋之番頭ともいふべき者江前文日本人之風聞問合候処、右申聞候ニは、其頃より四ヶ月以前、薩州侯より数千金為替ニ而五人之日本人金子請取ニ相越候由故、右五人は薩州家中之者ニ可有之、併小子英語は甚不得手ニ而、通弁之誤も可有之、慥成事は分り兼候得共、五人の日本人英国に罷越候儀は相違無之候、又都児格、<sup>トルコ</sup>魯西亞、<sup>ロシア</sup>エケーフデ等の諸国より数百人、英国に在留、海軍の修行いたし候者有之候、ロシア、トルコのこときの国より如此、況や御国に於ても希くは御入用之御厭なく拾四五歳の者七八百人も英仏江御遣し、凡拾ヶ年も修行為致候ハ、二十五歳を不過内に御国地海陸軍節制頓整にして、外夷の侮慢を受さる様相成可申は必定之事ニ候、然るに小子



等七八人之内半は年齢相傾キ候者共御遣し相成、小子等如何程學術に抽んて候とも、僅の人数にて迎も事成申間敷と奉存候、

一 当十月八日、飛脚船日本より到着、新聞紙にて英仏和蘭之軍艦都合拾七艘、八月三日長州姫島ニおゐて軍議之上、翌四日より六日迄三日之間合戦、松平大膳大夫より和睦を乞候由、右合戦之始終極めて慥成もの委細新聞紙ニ而承知いたし候、六日之合戦後、松平大膳大夫より英仏之提督江遣候文面御承知無之事と奉存候間、訳して入御覽申候、

改而書をアドミラルに呈す

一 京都及び江戸の命令互に相違あり、

一 我、京都之令に従て下の関を航せる外国船へ発砲せるを以て、レベルレベールの名を得たり、

一 我 帝の意と相違せるを知りたる頃、外国の使下ノ関江来りて異船行路を妨けさらん事を乞ふ、

一 故に我

帝の意を聞んが為に、長門守をして騎馬にて京都に使せしめたり、然るに其頃京都に一揆起りて、長門守我使せしめたる条を能する事を得ず、詮なく帰り来れり、

一 其後三日目に貴殿の軍艦姫島に安着のよしを報する者あり、依之我直ちに使を仕立、端舟ニ而下ノ関航海之海路妨なき趣を、貴殿の軍艦出帆之後姫島に着せり、故に空しく時を費し合戦となれり、

一 我、戦争に及ひたるを悔ること少からず、我、曾て英人に意恨なし、只親睦に交るを欲するのミなり、

一 前文之趣、貴殿等の勸考を乞ふ、委細は追而掛合ニ及ふへし、

元治元年八月三日  
西洋九月九日

松平大膳大夫

右文面之内

叡慮を伺ハん為長門守を京都江遣したる処、其頃一騒にて功をなさずして帰る、或は又戦争ニ及ひたるを悔る等之文面解し兼候、且亦新聞紙によるに、六日午後下ノ関第一之台場を奪ひ取、大砲類和蘭軍船メヂユサ及びゲヤンビ江運送之頃、長門之軍勢共七百人、蘭人

の爲に已か大砲を敵船江運ひ候手伝える由嘲り記載有之候、

一 今日之新聞紙にて、長州侯領地没収せられ、太守切腹被仰付、其他近習之男女四百人程斬罪ニ被行候由、真疑如何、

一 近来支那の一揆、十五年以前より漫り居候者、当春不残退治、一揆之根本南京も政府之手ニ入候由ニ御座候、此合戦ニハ英仏共ニ支那帝の爲ニ助勢を出し候由ニ御座候、

一 暹羅国は一ヶ年前より国風悉く相変し、国王はしめ文武之官人より兵卒に至る迄西洋服ニ変し、海陸軍制能く整候様ニ承申候、

一 政趾国は先年仏国と戦争に及候処、悉く敗北致し、合戦之入用凡七百三十万両仏西に償ひ、和睦を乞候由承申候、

一 ヨーロッパは当節甚平穩ニ有之候、デネマルカとドイツの合戦は和睦と相成、先便申上候スレーズウエーキホルステ、及びラーウエンベルグはデネマルカよりド

イツ国にさき相渡申候、其他相替儀無之候、

一 北亞米利加合衆国戦争益烈敷、日夜数ヶ所にて合戦たえ間なく、既に四ヶ年に相成候得共、戦争之烈しきは始て戦争に及び候頃と替る事無之候、大統領リンコルン四ヶ年目ニ付交代の大統領のあらミを得、尚此後四ヶ年之間大統領を相勤候事ニ相成候、当時は北邦之方猛勢ニ而所々にて凱歌を挙候由ニ御座候、就中北方之惣将ガランド拾五万の兵を以て昨冬より絶間なく南方の政都リデモントに犯迫候事、又リデモント防禦の惣大将リーの羽翼と頼めるヘネラール、エッレーなる者、セナンドアフアレーに於て北邦のヘネラール、セリダントと戦て大敗に及候事、又北邦のヘネラール、セルマン七万の勢にてセオルヂヤ咽喉の地アタランタを奪取、大小砲铸造所及び武器庫等を焼失し、夫より市中不残焼払の後、セラルヂアの都マーコンをうはひ取焼払、奉行等は生捕、夫よりラキコスタ及びサアンナの方江押寄候由、当時北アメリカの戦争は数百万の軍勢日夜絶間なく戦に御座候、或る新聞紙に依るに、アメ

リカ南北之戦に始より討死之者をしらへ候ニ、凡六拾八万九千人に有之、無罪之者互に打合殺し候事実に歎かはしき次第、折々兩三度和睦之嘶有之候へとも、双方共ニ……にて、仲ニ入取扱候英仏拓も当時ハ只手ニ汗して眺め候而已、

一北亞米加、メキシコ国仏朗西国と合戦之処、惣国被奪取、大統領コアレスなる者家内之者引連合衆国江逐転之由、当時メキシコ国帝として仏朗西帝ナポレヲン三世の為に立られ候者は、オーステンレーキ国の帝の弟にてマキミリアーンと唱候、第一世マキミリアーンの名にてメキシコ国帝を称し候、近来国内弥平穩ニ相成、仏郎西の兵士同国ニ警衛の者追々帰国いたし候様ニ相成申候、当節仏帝ナポレオン三世の勢、当時世界第一と可申一言歐羅巴にひゞき候事雷のごとく、おそらくは当時ナポレオンのあるを以て歐羅巴洲平穩なることを得候様ニ被存候、後文略ス、

元治元年十一月八日 赤松大三郎

某様

四六

日本貿易新聞 第九十五号

西曆一千八百六十五年三月一日  
我元治二年乙丑二月四日

神奈川開版

我等或人の許より一書を得て、左のとき信すへき説を証とす、○今迄一般に街談巷説ありし近々大坂表に於て貿易を開くといふ風説は、総て想像の妄説なり、嘗て日本の奉行内海より軍艦にて兵庫港を見分にゆくへき旨を命せられ、且日本政府にて此港をひらくへき役人通詞并其地図等用意既に備れる由なれ共、速に開港の期に至るへからず、○其故は日本役人よりいまた外国公使に一の告知をもきかず、之に由て考ふるに、一港を開くと欲せは、先ツ其地位を定る以前に予め其由を外国公使に告げ、その見分を経、其承知を得て、然後日本政府其港を経営し、運上所を建て、其他要用なる物件の置場等を設くる事当然なり、故に此のごとき手つゞきに及ひたるならば、兼て条約せる一千八百六十八年の期に先立て大坂の貿易を開かれん事もあるへし、然るに今以日本役人より其告知を得る事あらざ

れハ、紛々たる浮説皆悉く妄誕のミ、

昨日西二月廿八日 天氣寒冷にして北風吹出し、夜に至て  
我二月三日

愈甚しく、今朝に至て猶やます、午前十時半の頃

我四ツ時 地震あり、此地震は近日氣候の不順なる一徴  
すぎ

候と謂ふへし、

○

#### 四七 一附録別段新聞

西曆一千八百六十五年三月二日  
我元治二年乙丑二月五日

以書翰申入候、然ハ日本政府にて条約年限前に兵庫表  
開港ニ及ひ候由、風説頻りに相聞候処、今日に至り風  
説更に甚しく候、右は既に開かれし港と同様に彼地に  
運上所役人等を命せしを以て証拠といはし候得共、我  
等甚た胡乱に存候、其故は此のとき大事件を執り行ふ  
に、外国諸公使に予め不相謀とも数日前に告知せざる  
の理なしと存候、乍併不容易なる事件を鎮るは我か權  
にあり、故に書を日本外国懸り御老中に贈て、箇様な  
る浮説ハ常に貿易の妨げ故に、我職掌に於て彼地に役

人を命せしは何等の目的なるやを問はざるを得ず、依  
て一応及問合候処、返輸到来いたし候付ては、此書翰  
并紙尾に認め候外国掛御老中よりの返輸、貴君御一覽  
の上早々合衆国町人共へ御触出なされ候て、人心の動  
揺を御取鎮め可被成候、以上、

日本在留ミニストル

ロヘルト、ハ、ブライン 花押

合衆国コンシュル、ゼラ、ス、ヒセル殿

返輸写

我政府にて近日兵庫表開港に及候の風説有之に付、二  
月十六日に贈りたる第十六番の書翰を握掌し委曲を承  
知せり、然ハ彼兵庫港は京都に接近し恰も西国咽喉の  
地なれば、方今自国騒々しき折から忽かせに為すへか  
らす、故に彼地を管轄すへき奉行をさし置ざるを得ず、  
此のとき事件ゆへ宜しく疑惑を解き、此度の浮説を  
取鎮られん事を深く希望す、又彼地開港の事件は条約  
年限に至りて各国諸公使と談判に及ぶ可し、謹言、

諏訪因幡守印

月日

水野和泉守印

アメリカ合衆国日本在留公使

ロベルト、ハ、ブライン閣下江

千八百六十五年第二月二十八日請取

四八

日本貿易新聞 第九十六号

西曆一千八百六十六年三月八日  
我元治二年乙丑二月十日

兵庫開港の風説に付ては、爰に亦此事の行はれざらん事を利とするものあり、○横浜に於て多く地面を所持せる者は、もし日本にて他の港を開かれん時は、差当りて横浜の地面其価大に下落せん事を恐るゝか故に、此事を願ハさるものあり、或は当地に於て許多の費用を以て肆店をひらきし者は、もし他の港を開かれなは大に己か生業の妨とならん事をおそれ、且つ兵庫に於て其出店を開かんには、新に開港となりし地なれハ又々幾多の費用掛らん欵もはかり難けれハ、是をいとひて其開港を願はざる族もある由なり、○当港の貿易を妨

る事なく、兵庫に於て輸入物に依て多分の利益ある貿易の仕方あり、当時まつ兵庫を歐羅巴より輸入せし物の売場となしおかば、上に言へるとき障碍は決してなかるへしといふ言、一般に言ひあへり、

大坂ハ人戸稠密大府にして、環繞の国亦人民蕃衍にして茶及ひ木綿を多く産する由也、○当今此地より絹を産すること少なしといえとも、日本人もし絹は歐羅巴の貿易緊要の物たるを知らは、程なく絹の製作に於て大に勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、

日本人の街談巷説をきくに、当今日本の土人多く絹を造出さんか為に、専ら桑樹の栽培を務むといえり、○去年冬中支那及び日本より絹の輸出甚た減せり、其故知へからすといへとも、一般の説には、雨湿の季候大に繭を損害せし故絹産少しといえり、若し他の絹を産する国も亦かくの如くならハ、将来一時絹価ますく踊貴するなるへし、○又聞く洋製の物品、横浜より大坂迄陸路の運送途中許多の失費あるか故に、大坂に至る事甚た稀にして、輸入の物大低<sup>(マ)</sup>江戸に於て売捌かるゝ

由なり、故に西方におゐて一港を開かれなは、輸入の物弥多く售られん事必せりといえり、

御老中より合衆国の公使ゼネラルへ送られたる答書の中に、千八百六十八年の約期に先たちて大坂を開かん事決してあるまじき由見えたり、○此時間此港を開くへき用意頻にして、既に其奉行を命し、訳官をゑらひ、運上役所を建て、新に街衢宅地の位置を定む（願クハ此位置現在ノ横浜港ニ於ケルヨリモ便利ナラン事ヲ）、之に依て御老中よりアメリカの公使へ贈られたる答書の趣に違ひて、やはり千八百六十八年の期に先たちて兵庫の開港あらんといふ説猶盛なり、○睨とハ知り難けれども、期限の前に他の港を開きなは、償金長州一件の償金歟の中日本人の所得となるへきものあらんといふこと顯然たるか故に、此事を諸方より言ひ出せしといえり、○然れともかゝる説を確証すへき公報を得されハ、兵庫の開港ハ千八百六十八年の期を待より外なし、○もし此事早く行はれなは、外国人へ対し弥日本人の厚志を表するに足れり、願くハ外国との交際を廣

むる為に、此事早く成就あれかし、

日本政府より遠国奉行へ報告の訳

尾張大納言、長州父子を誅伐の為に安芸国迄発向せし處、長州より其太守既に先非を悔ひ其罪に伏せし由申来れり○周防長門の兩國全く静謐になりし由尾張よりの申立により、政府にてハ最早彼國御征伐無之由に決せり、○乍併もし万一の儀有之故も難計けれハ、猶其用意あるへき旨、諸大名并に其他諸役人江不洩様布告ありし、

○

土州の家臣野崎糺、去年七月長州の家来共多勢にて京都を騒かせし砌 禁庭江忠節を尽せし二付、

帝より御褒美を頂戴す、○公家衆の教人長州へ荷擔の者ありしが、幸に此者の働に依て抑留せられ、終に其志をひるかへし宿謀を遂る事を得さりし由 叙聞に達し、御感浅からず、大臣に命して、自ら此者江御褒美ありたり、

◇第一一一号 丑四月五日報告〔維新前後諸書付38〕

〔付箋〕「第二百六十号」

横浜外国人之形勢、当時平穩ニ而異論々間敷事、先ツは無之方ニ相聞得申候、然共近国英国政府より書翰到来いたし、去年鎌倉ニ而土官二人被切殺候償として貳拾万ドル相渡候様申来、右は清水清次を刑に行ひ候事、彼地江不相達前ニ仕出候事ニ候間、右之事件達候上は償金差出ニ不及筋可相成、尤一人に壹万ドル位ツ、は無育として申請候様ニも可有之、乍去右書翰江戸政府江差出候間もなく、殺害者の一人を上方ニ而召捕、近々差下ニ相成管候旨、閣老より報告有之候段、通弁官シ―ホルトより内々申聞候よし、右之一人と申候は武田伊賀党類之者ニ候哉之世評有之、越前敦賀ニ而死刑相成候列之内ニ而小林忠雄と申者、活命ニ而江戸江差立候旨書入相見得、必竟右之者ニ可有之哉と相考申候、

一 仏国江製鉄器械調文ニ相成候ニ付、輸出之生糸を仏之

商人一手ニ引請度旨極密相願候処、何所となく相洩、外国々商人共一同群議沸騰いたし右様之御所置ニ相成候得は至然占買ニ相成、直段下落いたし御為不宜旨申立、不相整由ニ御座候、

一 印度地方昨年穀物払底飢饉ニおよび、自然右之余殃当〔頭註〕「本文外人より承り候趣ニは御座候得共、伝聞之相違ニも可年支那地ニ及び可申趣、右はアメリカ南北連年戦争ニ有之説、九十七号新聞紙と異なる趣意も相見得候得共、其低写取申而木綿不足ニ付、インドの土人其価之貴きを貪り、夥敷田園數百里之間木綿のミ生植仕候より、右之災殃ニ至り候事ニ而、支那は亦百穀輸出之禁なく候間、其高価を貪り輸出ますます多く、おのつから自国払底ニ及び候様可相成、日本は穀物輸出之禁撤數候付、其殃を免れ可申由、外国人申居候、

一 御国許より英仏江生徒數人被遣候旨、外国人之内窃に物語仕候者御座候由、

一 五代才助儀、一昨年来居所不分明ニ候処、英国龍動府江罷越候趣ニ御座候段、元外国方勤ニ而昨年仏国江鎖港之使ニ随從罷越、帰朝之後勤方被差免候、田辺太市と申者噂仕候由ニ御座候、

一三月廿二日閣老水野・諏訪、参政酒井・立花之四人、

横浜製鉄所為見置蒸氣船ニ而相越、廿四日品川沖帰帆之所、大風ニ而小舟通航難出来、翌日帰着ニ相成申候、右ニ付世上ニ而は殊之外六ヶ敷応接心配之儀共御座候段雜説仕候得共、酒井公用人其外外国方官吏等種々尋問仕候処、全製鉄器械見分ニ相違無之筋ニ相聞得申候、

一英国通弁官シーボルト儀、当春長崎江罷越、近頃横浜江帰り候途中、下ノ関江立寄、長州士官と種々談話之内、若も領国を被削或は大膳父子等江戸江呼出、其外此上禁錮等之命有之候時は、国中拳而必死戦争之心組ニ候旨勢猛ニ物語候由、

一何地ニ候哉、同人儀宇和島藩人に出逢候所、兎角開国ならては手術無之候ニ付、宇和島ニ而も不遠開港可致由申聞候間、如何様之法則ニ而開港いたし候哉、貿易は諸民自在に取行ひ、政府ハ税のミ取納候道ならては強国之筋ニ無之と存候旨、シーボルト返答いたし候処、宇和島人の答ニは、先ツ当分政府ニ而取行ひ可申積之

旨申聞候由ニ御座候、

一同人之話に、江戸政府之形勢を外人より熟察いたし候所、随分勢力も十分有之哉ニ候得共、みつから勢を挫き候様之事のミ取計候事ニ而、憤発勉強いたし候ハ、政令振起可致、実ニ可惜事共ニ候旨評判仕候由、

一將軍家上洛有無之儀ニ付而は、種々雜説も御座候得共、  
從

朝廷度々被 仰出候趣も有之、幕府之模様方今之所ニ而は、兩三日以前触達等も有之、日光御法会相済次第、急ニも御発途可有之勢ニ而内外取調有之、昨日参政酒井侯公用人江外用向問合、返書中、長州再発ニ付右御手当旁宮中殊之外取込候趣申来候、

一三月中旬頃肥後藩人之探索書中、閣老諏訪侯御側來竹本隼人正謀主ニ而、從

京師何様被 仰出候共上洛見合、且諸事取行方も関東見込之通ニ取計、若 朝議ニ而御拒ニ相成候時は將軍辞表御差上相成候積之由、肥後藩之者探索仕候筋御座候得共、当時幕府之形勢右様之筋共不相聞得、兎も角



も此度上洛之上ニ而万事確定無之候而は、中々治定仕間敷と見込候輩も有之筋ニ相聞得申候、

一去秋大久保越中守再勤被命候、即日上洛之儀は片時も早く被為在、長防之所置并諸事御治定之機会ニ候旨申立候所、其日より三日目ニ御役御免ニ相成候由ニ御座候得は、閣老・参政其外重立候御役人ニ而は最も不好ニ相違無之、乍併昨年以來右之機会を失ひ候を歎息仕候向も不少様ニ相聞得申候、

右之通承申候、尤横浜之儀は清水卯三郎を以探索為仕候儀ニ御座候、此段申上候、以上、  
丑四月五日 南部弥八郎

◇第一一二号 丑四月報告〔維新前後諸書付39〕

(付箋) 「第三百二十八号」

一 京都町奉行より申立之趣

(一の1) 佐々木六角源氏大夫と申者、浪人ニ而自假ニ屋形号

を唱へ、倅娘等は若君・姫君と相呼、諸国無頼之徒を聚、三百余人相語らひ、公辺江御吟味方御与力致候杯と申居、身分不相応纏・馬印を始メ武器等何ニ不寄余分ニ所持致し、或は家来之役名等種々僭称之儀有之、其假差置候而は乍恐 御政体ニ差響可申被存、向々探索為致候処、大坂・兵庫辺ニ而右同類之者共金銀等豪奪いたし、其余惡事共相聞候間、与頭勤方佐々木只三郎組之者召連、別紙姓名の者共去ル廿五日・廿六日両日ニ召捕申候、右ニ付而は職分と乍申向後之励ニも相成候間、相応之御賞被成下候様仕度、此段奉願候、以上、  
丑 正月

(一の2) 右ニ付名前書

佐々木六角源氏大夫 同龍王丸 和田孫太夫 伊庭玄  
齋 岸三郎右衛門 端庄兵衛 東 湊 福岡三郎  
河内又六郎 浅田鉦太郎 和田弥平太 畑清兵衛  
三浦兵記 中村治三郎

(163)

右源氏大夫身上探索書面之内

家席掟

一十七家

常平非常共出仕之事、尤老人并多病之輩は非常之節は御屋形ニ詰居、御留守中取締惣而行届候様可取計候事、

江州非常方 城州催同 丹州催同

御側番頭席也、

文武相心得有仁心之輩をゑらミ所々の催被仰付候事、

文武ニ心懸宜輩をゑらミ家族ニ不拘被仰付候事、

江州七十余家非常方 城州七十余家同

丹州七十余家同

表御近習席也、尤不義無道之輩は家筋たり共相

除候事、藏を立候輩ヲ以非常方加人数候事、

諸土組

事書七十余家同様、但し非常之節御屋形御出門之

不及御供候間、御屋形江詰居候事、

右堅く可相守也、若相背候輩有之候ハ、御屋形江言上之上御規定之通行ふへき者也、

元治元年十二月

詰所

伊庭 玄斎

岸三郎右衛門

東 漢

河内又六郎



佐々木六角 御屋形 相鑑

一二 丑三月下旬肥後藩人探索書

芸州様ニ而は御隠居様・若殿様・御前様御出府之儀、仮令諸家様ニ而御出府ニ相成候共、於芸州は未長防之形勢不穩候付、御断相成度段 公辺江御伺御座候処、願出之趣尤ニは候得共、深思召も有之候ニ付、早々差出候様御付札下り候由、

一 仙台様当年御参府年ニ付御頃合 公辺江御伺相成候処、当年秋九月中出府いたし候様御付札下り候由、

一 右仙台侯御前様御出府之儀、御帰国後御住居御取崩

ニ而、暫御宥免被 仰付度旨 公辺江御願相成候処、

早々作事ニ取懸り、出来次第差出候様御付札ヲ以下

り候由、然処未御作事ニは御取懸りニ相成不申候由

御座候、

一 上杉様御隠居被成候筈ニ而御内慮御伺相成候処、御

書付御差戻し相成、暫見合候様との 御沙汰有之候

由、

一三

一 丑三月十八日閣老本田濃州より達ス

御目付助御使番山田十太夫・黒田五左衛門・落合将監・

相野八郎兵衛・長田六左衛門・永井真之丞・杉浦兵部・

村越三十郎・井戸大内蔵・小出助四郎・本多左内・酒

井劫吉等、松平大和守始、野州降人裁許申渡ニ付被差

遣候旨達有之、

一四

一 丑二月白川・宮津之両閣老上京一件風説

宮津侯当月六日、白川侯同八日、御上京、其後御参

内被 仰出も無之処、同廿二日御参 内被

仰出、朝五時より御参 内之処、夜ニ入候而殿下始

伝 奏方御列座ニ而、

玉座近ニ於て殿下ヲ以被 仰出候ニは、此度両閣老上

京之儀御尋相成候処、白川侯ニは一橋中納言殿江御

用向有之上京之由被申上候処、其用向之趣意可申上

旨押返し御尋ニ候得共、駈と御答も遅渋之処、重而

被仰聞ニは、京地鎮撫之儀は將軍家之職掌素より之

筈、昨七月動揺之後豊州上京、其節大樹公上洛無之

段御糺被 仰出、其許速ニ御請申上候儀ニ而は無之

哉、然ルニ追々因循ニ付

叡慮益不安、無余議

勅書三度被下候得共、事ニ寄品を付上洛遅々達

勅とも可言、此度両閣老上京全大樹公上洛御断之積、

其上夷人に紛敷者共引纏九門内外徘徊為仕、尋常之

道を失ひ、勢を以可致取締模様顯然之事ニ候、七月

長賊発砲、其頃速ニ太樹公上洛、奉安

震襟候而こそ將軍之職掌・君臣之道も照覽可有之処、

無其意、

勅書被下候而も不奉畏候之儀、將軍之心意不平と日増

宸襟不穩、頻ニ大樹公汲取違ひも候ハ、闇老辺に而申解、奉安

叡慮候而、朝幕御一和

皇国之大事周旋可有之道を失ひ、仮初ニも虚言を以促

君上候段不屈至極、於幕府差心得来候条々速ニ言上可仕と、大声ニ而御沙汰御座候由、両閣老方聊之御請も無之、暫有之而白川侯御申上ニは、御沙汰之趣重々恐入候、全私共不行届より如是之間違出来候儀、重罪無涯、何卒御取成を以廿日計之御暇被仰付度、帰府之上大樹公江夫々申上候而御上洛可有御座様可仕旨深く御断被申上、殿下被仰候ニは、是迄度々上洛之旨被申上、今以因循、此上虚言を以私を相構被申候而は、

皇国之御大事ニも可及、爰之処急度思慮可有之旨被

仰候由、且又宮津侯江は其許上京候とも

皇国之御所置御尋之辺難被為在候付、此節大坂辺ニ防長賊徒潜伏之趣達

叡聞、不安

思召候間、在坂ニ而急度取締可申旨被仰達、奉畏候段御請被申上、寅之刻御退出之趣ニ候事、

二月

一五 越前敦賀降参賊徒之風聞

浪徒共刑罪残り百弍三拾人計、水戸江引渡可相成、夫迄は彦根江預ケ、右之外流罪ニ相究り候者百弍拾四人計、大坂町奉行江一旦引渡ニ付、役向追々越前江廻船可有之旨、

宍岐 对馬 隠岐 薩摩

追而右之島々江配流之由、四五月頃迄大坂表ニ御差置之由御座候、

一六 丑四月五日

故、加賀中納言

上杉弾正大弼

佐竹右京大夫

南部遠江守

故、溝口主膳正

山里御庭拝見有之、右二付御成、且閣老相越、別段相替儀も無之、御酒・御吸物・肴三種・御菓子・煮染之御杉重被下之、

一七 丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談有之

右二付雜説ニは、四月五日頃急便着、閣老江封書差出、其趣は防長激徒追々相増、毛利讃岐大将ニ而国中横行、大膳父子は何地江遁れ候哉、吉川は芸州に奔り、余殃小倉ニ及んとすと云々、

一八 丑四月五日頃尾州卿より被差出

前大納言殿事、公方様御上坂之儀被仰出候付、御用有之候間暫滯京被致候様、先達而從

御所御沙汰之趣御座候付、是迄滯留被有之候、然処此度御上坂可被遊之旨被仰出、御発途之儀は暫御見合被遊候と之御達御座候付而は、御上坂迄暫時之内帰国之御暇被下候様仕度段、

朝廷江奉願候処、先般来被差留、御用中ニ付歎願之儀難被及

御沙汰候得共、去秋征長已来永々出国之事ニも候間、暫時於国許養士氣御上坂已前早々上京可有之、猶其上御用済ニ而可賜御暇候、何時可被召登哉難計事ニ付、兼而用意可有之旨被

仰出候段、野宮中納言殿より達有之候付、先月廿二日京師発途、伊勢路四日振旅行ニおゐては、同廿九日尾州江被致到着候積御座候、此段申達候様被申付越候、以上、

四月

一九 二月十八日京都所司代より達ス

松平土佐守

大坂表為御取締巡邏被仰付候間、得其意、一際嚴重行届候様可被致候、委細之儀は御城代江可被承合候、此段相達候、

一〇 三月九日大坂御城代より達ス

右同人

大坂表御警衛之儀、先達而御免被成候処、此度浮浪之徒入込候哉之風聞も有之候ニ付、是迄之通御警衛相心得候様可致候、

右之通伯耆守殿被仰聞候間、相達候、

本文ニ付、江戸閣老江土州留守居より如例届有之、

一一 閣老松前豆州京師行之賦

曾在北門守旧勲、不求名利不求聞、嶺山釣海多樂事、每謀致仕避俗紛、豈料台命俄然下、樽櫟散材見拔群、朝尽鄙言談国是暮碎肝胆励忠勤、君不見海陸、総軍都督重指揮、如意動万軍、冬天不辭征途遠、早欲討長賊報君、

一二 四月十日久世侯より閣老江

(二の1) 先達而御達有之候御目付助御使番長田六左衛門・御使

番永井大之丞、去ル朔日私在所関宿表江到着、同二日御預人之内呼出、別紙之通申渡相濟、即日日出立、結城表江罷越候旨在所表より申越候、此段申上候、以上、

四月六日

久世謙吉

(二の2)

右ニ付  
別紙

御預ケ人之内

兼吉 久兵衛 五助 権吉 幸助 金之助

長吉 弥左衛門 文吉

其方共儀、御人数之由は不相弁とも、賊徒共一同常州那珂湊ニ於て度々戦争及ぶ者共ニ加り罷在候段、銘々被雇主人共之申付に随ふ義ニ有之とも、右始末不届ニ付殿科ニも可被処処、追而右之者共田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、御人数引入之次第ニ至り候付、御宥免ヲ以銘々領主又は町役人共江引渡遣ス、

右之通申渡候間、得其意、追而一同引取人相越候迄は、是迄之通預置候事、

八 蔵

右之者儀、存命ニ候ハ、前同様可申渡処、当正月七日病死之儀ニ付、追而請取人罷出候は、此旨可申渡、

一三 保科侯より閨老江

(一三の1) 野州表屯集之賊徒降人罷成候者、兼而彈正忠在所家来共江御預被仰付置候処、宮本織衣と申者江去ル四日井戸大内蔵様・小出助四郎様御出役ニ而、別紙之通被仰渡候付、別間江差置、猶亦嚴重警固仕候段、在所家来共より申越候、彈正忠大坂御定番中ニ付、此段御届申上候、以上、

四月六日 家来 山田鑄左衛門

(一三の2) 右ニ付 別紙

家来江預 宮本織衣

其方儀、御人数之由は不相弁候とも、賊徒共一同常州那珂湊ニおゐて度々戦争ニおよぶ者共ニ加ハリ罷在候段、難遁場合無余儀次第ニ有之とも、右次第不届ニ付蔵科ニも可被処処、追而右之もの田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、御人数引入候次第ニ至り候付、御有免ヲ以水戸殿家来江引渡ス、

右之通可申渡候、尤引取人罷越候迄は、是迄之通彈正忠家来江預置候様可被致候、

右之通被仰渡候、以上、

一四 阿部駿州侯より閨老江届

(一四の1) 駿河守家来江御預降人之内切腹且死刑之者有之候間、介錯人并斬人差出候様井戸大内蔵様・小出助四郎様より去ル三日御達有之、介錯人二人・斬人二人差出候処、別紙之通切腹斬首仕候段、在所表より申越候、此段御届申上候、以上、

四月七日

家来  
石田鉄之助

(一四の2)

右二付

別紙

切腹

新井源八郎

同

村田理助

斬首

木村三穂助

同

黒沢寛助

右之通御座候、以上、

一五

板倉内膳侯より閣老江届

私領分上総国山辺郡東金表江去暮より御預被仰付置候

元水戸殿家来三十人之内奥関野助八郎九儀、今度御目付代

村越三十郎・杉浦兵部相越候上、去ル四日死罪申渡候

ニ付打首仕候段、出張家来共より申越候、此段御届申

上候、以上、

四月七日

板倉内膳正

一六

四月五日大岡兵庫侯より届書相略別紙左之通

申渡

大岡兵庫頭家来江御預

下野隼次郎

田尻新助

其方共儀、水戸殿領内不穩難被捨置御人数并諸家人数  
ヲも被差向候処、常州那珂湊江賊徒共一同桶籠度々戦  
争ニ及ふ段、公辺御印は勿論諸家旗指物ニも不心付御  
敵対可致之心底無之と之申分難立、右始末不届ニ付殿  
科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、同志  
之もの共申合御人数引入候ニ付、出格之御沙汰ニも可  
被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

一七

松平右京侯より四月七日届書相略別紙左之通

覚

常州茨城郡

小泉村郷士

死刑

萩原平八



物頭  
鈴木庄藏中間

「庄十」

武州崎玉郡加須村  
青屋勇太郎伴

領主地頭家来江  
引渡ス

「文吉」

尼子庸之助中間

「由之助」

右之通御座候、以上、

一一八 丑三月筑前より来書中五卿付属之姓名

三条殿付属

森寺大和守 三宅左近 戸田雅楽 太田司馬

杉山拙藏 山岡栄之進 島村左伝次 山本忠亮

森岡延太郎 武部陣尾 安芸盛兵衛 小藤又兵衛

谷 晋 芳木春次郎 小松泉四郎 土方楠右衛門(マツ)

水野溪雲斎此溪雲斎は久留米水天宮之別当ニ而極悪物ト申事 丸茂文奥

乾 熊太郎 高橋久之助 安田祭藏 松山政吉

小谷三吉 安部助之進

鶴吉 新四郎 吉藏 喜兵衛 曾藏 鹿吉 力藏

源藏 松次郎 清吉 直吉 安次郎 馬六疋

西三条殿同

安井千代国 宮原主税 藤岡彦八郎 大山彦太郎

長谷川与吉 木村喜助 大津虎吉 同 勝藏

東久世殿同

渡辺左衛門 伊藤忠雄 今井左司馬 境 吾助

福島三郎 萩野元七 中村升藏 高津定吉

高津喜代藏

壬生殿同

長村縫殿 藤田主水 安芸直樹 平川和三郎

奥田彦太郎 田中重衛 大谷栄藏

四条殿同

小西直江 田村豊前 三浦主税 櫛田達男

木村琢磨 坂本祝次郎 福頼三代吉 早川己之助

上野直次郎 新藏

右之外出奔いたし候者不知数由御座候、

一一九 三月廿五日五島侯より届

(一九の1) 当月十三日、大坂町奉行松平駿河守様より彼地差置候

家来之者江、今度常野州所々屯集脱走之賊徒共、飛驒守領内江も流罪被仰付候旨申渡御座候段、大坂表より申越候、此段御届申上候、以上、

三月廿五日

——家来  
日比野新作

(一九の2) 今度大坂町奉行所より常野州賊徒之者三拾五人五島江

流罪被仰付候旨、越前敦賀湊より御渡被成候付、同所江早々迎船差越可申旨御達有之、承知仕候、然処北海不案内之地、水主共通船仕候儀無之、殊ニ小身之儀大船無御座、北前は大船ニ無御座候而は乗船難相成趣旁以、前々之通流刑之者大坂表ニ而御渡相成候様仕度、何分敦賀湊江差越候儀難行届奉存候、此段御聞濟被成下候様偏ニ奉願候、以上、

三月廿五日

——家来  
右同人

二〇 一 丑三月十一日京都所司代江

当四月 御神忌ニ付、参向之公家衆物価高直之折からニも候間、御手当相増候様相願候段、京都表より申越候ニ付、御勘定奉行江勘弁為仕候上、大納言・中納言江金四百両、参議江金三百五拾両、殿上人江金貳百五拾兩ツ、定例御手当之外増として被下候段、松平越中守江相達候事、

二一 一 丑三月廿日閨老同人より最初御馳走人内達有之向江

当春年頭之  
勅使 親王使 准后使御馳走人可被仰付候間、兼而内意相達置候処、年頭之  
勅使等此節参向は無之候間、最早御馳走向之御用ニ不及候間相達候事、

二二 一 丑三月廿日掛之面々江

今度 御神忌ニ付九条大納言殿参向可有之処、依所勞

理被

聞食候、就而は替人体可被 仰出処、撰家方当時御用  
多且所勞ニ而御無人、無扨替人躰不被 仰出、且參向  
之面々帰路当地江立寄登城之任来ニ候得共、此度は右  
登城之義被停止候趣、尤国事御用有之ニ付伝 奏之内  
飛鳥井中納言計參向被 仰出、当地江立寄登城致し候  
趣、其余公卿・殿上人以下共登城無之、当地通行帰路  
東海道旅行之旨伝 奏衆被申聞候段、松平越中守より  
申越候間、可被得其意候、

二三

一 丑三月廿五日駒場野大調練上覽ニ付御定書左之通

(二三のし)

老番貝

一発

号砲

二番貝

二発

号砲

三番貝

三発

号砲

右号砲之儀は一番隊陸軍方ニ而為打可申事、

一御中軍ニ御目付御使番之内一人相詰、諸手江之御下

知相司り可申候事、

一 盈列之場所ニ而各隊調練相済次第腰兵粮相用可申事、  
一 当朝御目付方江着到名前帳并人数メ高諸番無遅滞可  
差遣候事、

一 三番貝ニ而屯所より盈列之場所江相通し、又は縦隊  
ニ而繰出、道筋各隊順次を守り、混雜不致様相互ニ  
申合へく候事、

一 都而御中軍貝之合図を諸手ニ而無遅滞請継為吹可申  
事、

一 方陣之節、御中軍之隊列は方陣内江盈列之伋立定致  
し砲発等致間敷候事、

一 方陣早打之節、打方止之鉦を御中軍ニ而為打候を相  
図ニ、諸手ニ而も止メ太鼓・止メ鉦為打可申候事、

一 方陣ニ而打方相止メ揚貝いたし、相図一番より順次  
上守り、御立場南之方を相守り、各隊屯所江帰陣候  
事、

一 還御相済、御中軍ニ而送貝為吹候を相図ニ一統退散  
可致候事、

一退散之節も、各隊順序を以途中混雜不致候様可為退散候事、

右之通豊後守殿江伺相濟申候、依之申達候、以上、

三月廿二日  
神保山城守  
山口駿河守

(三の2)  
一 駒場野大訓練大略覚

一 西丸下屯所 二大隊歩兵

一 大手前同 二大隊歩兵

一 三番町同 一大隊歩兵

合 五大隊一小隊四十人ツ、

一 騎兵隊組 二小隊

此人数五拾人但一組二十五人ツ、

一 大砲 二バツテレ

但野戦ポートホーウィッスル 十六挺

一 御持小筒組 一大隊半

右隊軍奉行指揮

外ニ

構武所  
歩兵業 一大隊  
大砲業 一バツテレ

劍鎗組 人数不知

此組ニ而野仕合可有之処、天氣

合ニ付見合ニ相成候、

大砲隊之司令神原鐘次郎

外ニ

三番頭

御旗奉行 白之御旗十二流立之

御持組

御先手

惣而組共

御徒頭

小十人頭

御番方・御組方和流訓練も有之、何分多人數之儀ニ

而巨細ニしれ兼申候、見及候分荒増申上候、

二四

一 丑二月尾張前卿江再度被仰出趣

(三四の1)  
毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、大久保紀伊

守・山口駿河守を以被仰出候趣被成御承知候処、右一

条ニ付而は段々御熟考之上、御見込之次第等委細稲葉

民部大輔・永井主水正・戸川鉾三郎を以被仰上、猶御

家来を以老中迄被仰達候儀ニ而、只今ニおゐて右之外

何共難能御勘弁、兎ニ角前頭之趣ヲ以此上之御所置有

之候様被成度旨、委細御請被仰上候趣達 御聴候処、

右は御趣意も被為在候付、いつれニも江戸表江被召寄

候旨被仰出候、依之大膳父子為警衛御人数御差出可被

成候、右御人数警衛方、其外差図として大目付駒井甲

斐守・御目付御手洗幹一郎被差遣候間、御人数之儀は

大坂表江揃罷在、右兩人之指揮ニ随ひ候様御申付可被

成候、右ニ付大膳父子江申渡之儀は甲斐守・幹一郎よ

り申渡候筈ニ候、且又三条已下之者共は、松平美濃守

初御預之面々家来警衛いたし、江戸表江差越候様夫々

被仰付候事、

別段ニ

毛利大膳父子并三条以下之者共江戸表江被召寄候ニ付

而は、御用も有之候間、早々御参府被成候様被仰出候

事、

(二四の二)

駒井甲斐守

御手洗幹一郎

毛利大膳父子服罪ニ付当地江被召寄候、途中警衛之

儀は尾張前大納言殿より人数差出之筈ニ候、右ニ付

警衛指揮其外御用として其方共被差遣候事ニ候条、

得其意、右之通可被心得候、

一 尾張前大納言殿人数大坂表江揃罷在候様相達候間、

其方共も先大坂表江罷越、今度服罪ニ付大膳父子江

戸表江被召寄候旨、吉川監物又は家老之内江申渡、

前大納言殿人数嚴重警衛為致当地江召連可申事、

一 右ニ付大膳父子家来共付添罷出度段歎願可申出、其

節は側向之者極少人数付随候儀は格別之思召ヲ以御

許容被成下候間、右之趣ニ而可取計事、

一 大膳家来重役之者三人江戸表江罷出候様申渡、尤人

数引連候儀は不相成段申渡、且々又嚴重警衛いたし

可召連事、

一 大膳父子家来共急度為相慎置御下知相待候様、吉川

監物并家来共江可申渡候事、

一 吉川監物并末家共も謹慎御下知相待候様、是又可申

渡事、

一 長防兩國鎮靜方之儀は、吉川監物末家申合嚴重申付、

御下知相待候様是又可申渡候事、

以上、

右之通承申候、此段申上候、以上、

丑四月

◇第一一三号 丑四月報告〔維新前後諸書付40〕

〔付箋〕「第二百五十八号」

一 子八月一橋卿より御母堂徳信院江京師騷擾一条之御

書翰如左

朝夕冷氣相成候処、先以益御機嫌能被為渡、恐悦至極奉

存候、然は当地之形勢追々御承知被遊候半、実以奉恐入

候次第御座候、遠路之儀、御地ニ而は実事駈と御聞込

被遊間敷奉存候間、此度之始末左ニ申上候、

長州家老福原越後と申者、六月廿二日大膳大夫父子より

歎願之趣有之、関東江罷出候旨ニ而伏見江致一泊候処、

右越後ニ付添罷出候者共天龍寺・山崎江追々集り候ニ付、

越後より申出候は、両所之者共此上如何様之儀仕出候も

難計候間、私事暫時伏見江滞在仕、其上ニ而関東江罷出

候旨申立候、然処右屯集之者共より、

朝廷・幕府江歎願書差出候ニ付一覽候処、父子入京

御免、七卿之輩帰京被 仰付候様仕度と之書面ニ御座候、

越後江承り候得は、誠ニ同意之儀ニ御座候間、何卒御聞

濟相成候様致度、当所ニ而御下知奉待候旨申出候、彼是

往復之内、両所江集り候ものも追々多人数ニ相成候間、

夫々評議仕、越後ニおゐては鎮定可致旨申居候へ共、其

色無之のみならず、却而謀主ニ相成、不容易企も有之哉

ニ付探索仕候処、全く会津を取除、昨年十八日以前ニ復

し度との心底ニ相聞得候得共、駈といたしたる証拠も無

之ニ付、夫々評議致居候処、六月廿七日昼後、俄ニ白旗  
押立、越後入京と申来候ニ付、私初め御固之面々も皆々  
参内仕候様致候処、越後は為取鎮天龍寺江相越候趣ニ  
而、先別条無之ニ付、翌朝旅館江引取申候、一体出京之  
儀は、兼々御差留相成居候処を、伺も無之私ニ入京仕候  
は、甚以不埒至極、殊ニ兵器を携、大砲等を備、入京い  
たし候段、对

朝廷恐入候次第御座候間、其廉を以速ニ討取可申旨、会  
津始申合、既ニ六月廿八日両所江集り候者共江引取候様  
申渡、承引無之候ハ、直ニ征伐可致旨内々評議決候処、  
私密ニ勘考仕候は、彼之心底可惡儀は勿論ニ候得共、説  
得一応不仕候而直戰爭ニ及候而は、人事を不盡ニ相当り  
可申哉、殊ニ二百余年之太平も今日より乱世と相変可申、  
且は

禁闕之下ニ於て兵端相開候も奉恐入候間、一ト先説得仕、  
如何様にも承知不仕候ハ、討取可申旨、衆議を尽して其  
趣 奏聞仕候処、

朝廷にも御内意ニ被 思召候由ニ而、則右之趣御治定ニ

相成、於

朝廷も兵器を携入京いたし候段、其御不審ニ被  
思召、早々両所共引払帰国可致、歎願之筋も有之候ハ、  
越後儀少人数ニ而伏見江滞留御下知待居候様被

仰出、幕府よりも大小目付御差遣、越後迄段々申聞候処、  
越後ニおゐては奉畏恐入候得共、何分ニも若者共之儀、  
此上説得行届候見据も無之候得共、御趣意之趣能々説得  
可仕旨御答申出候、最早両所江集り候者共より

朝廷・幕府江建白致候ニ付、右歎願之趣御聞濟相成候様  
諸藩ニ而も周旋頼入旨廻文致候ニ付、諸藩よりも説得為  
致候方可然旨に而、説得之儀幕府より各藩江被仰渡候処、  
人々心々ニ而速ニ討取可申旨申も有之、又は長州同意之  
輩も有之、或は説得は六ヶ敷御断申上候輩も有之、何分  
一定不仕、彼是尽力仕候内、既ニ七月七日ニ相成候処、

両所は弥増多人数ニ相成、今ニも討出さんとの気色ニ有  
之、国司信濃・益田右衛門介等追々上京、国司は山崎ニ  
陣を取、益田は八幡ニ陣を取、引払候模様少も無之、長  
門守ニも上京之趣風聞相聞、同人上京いたし、諸手一同

討出候得は、実ニ国家之一大事ニ可相成と、又々速ニ討取可申との評議ニ相成候得共、私愚考ニ、是迄人事を尽候儀ニ候得は、今一応致尽力候上ニ而、弥承伏不致時は、曲彼ニ在り、名義正敷可有之旨申聞、越前ニは近親之事ニも有之、因州は兼々周旋致度旨申居候間、右両所之家来呼寄、譬長州歎願之趣尤之儀ニ候とも、素々御差免無之ニ入京いたし、殊ニ兵器相携大砲等を備候段、朝廷江対し恐入候事ニ候得は、兼而被 仰出候通引弘、追而穩ニ歎願可致旨、左候時は此方ニおゐても 公辺江対し何と欵周旋致方も可有之旨申聞候処、何れも奉畏趣ニ而引取候、尚又長州留守居乃美織江と申者呼出し、直ニ段々相諭候処、深く恐入候段申聞候、夫より四五日見合、様子探索仕候処、戦争之覚悟は必至ニ候得共、承伏之体は少しも無之ニ付、

天朝江も其趣申上、早々評議有之候、一体堂上向長州江荷担いたし候者纏り兼候、長門守ニは国許出立之趣追々相聞、両所之者弥勢を得候様子故、意を決し而討取可申旨会津始申合、七月十五日大小御目付伏見江差遣、翌朝

面会いたし、越後江申渡候ニは、過日以来 朝廷・幕府より段々御説得も有之候得共、更ニ承伏之体無之候、此上は明日中ニ引取候様可致、左も無之候ハ、其御所置可有之旨相達、

朝廷よりも同様御達有之候、私事右等之御用ニ而十七日 昼より参

内致居、十八日朝四時頃退出、旅館江引取、休息可致存候得共、非常之用意等ニ而休息も不相成候、十八日五半時頃休候処、九時過俄ニ伝

奏より文通ニ而、不容易儀相聞候間、早々参

内可致旨申参候処、右等之儀とはいまた存不申候故、昨日之御評議又々変る事と存、乍恐

主上ニ而さへ御変動無之候得は、夫迄之事ニ有之、私儀は不快ゆえ恐入候得共御断申上候旨申遣候処、御目付走来り、是非共面会致度旨申聞候間、面会仕候処、只今長州之者共会津を討取可申迎、山崎より追々人数繰出し、篝火数多相見候故、如何可仕哉と申聞候間、既ニ今日中引取候様相達候上は、右様之儀可有之と兼々存寄、討手



之面々江は今朝夫々申渡置候得は、速ニ出張可為致、直ニ馬馳、討手之面々江も相達可申、此方は直ニ参 内可致候、兼而承知之通、

朝廷ニは肥後守を悪ミ候者多く、且は堂上方威恐れ、且肥後守守護 御免杯と被 仰出候而は如何致方無之、朝廷之議論心配致候間、乗切ニ而参 内可致と申聞、則衣冠を着し四五騎ニ而乗切竹屋町江参り候処、向より白鉢巻ニ而甲冑を着し候者二人参り、拔身之鎧相携、探索之鉢ニ相見候付、私感心仕、最早会津より探索差出候哉と乍存、一丁程乗切候処、同様之体ニ而又兩人向より参り候、跡ニ而承り候得は、長州人より探索之者ニ御座候、行々馬を早め中立売御門外ニ而下馬、口取間ニ合不申候間、御門前柱ニ馬を繫キ家来四五人供召連参 内仕、天機相伺、直ニ殿下御初御逢相願候処、長州人より朝廷江建白之書面有之、一覽仕候処、肥後守儀天誅を加度候間、洛外江御追払ニ而快く天誅御請させ可被下候、又諸藩ニおるても右之趣周旋尽力いたし呉候様認有之候ニ付、私申上候ニは、已ニ反叛之体相顕れ候上は御誅伐

より外は有之間敷、速ニ誅伐之義被

仰出候様奉願候、右様ニ申上候上は最早唯今ニも押寄可申旨申上候処、委細御承知被遊、右之趣可申上旨被仰聞候、然処伏見より早走り来り、只今戸田采女正先勢、長勢と合戦相始候趣申来候、成程南之方ニ当り大小砲声相聞、則其趣伝 奏迄申達候処、

御所江罷出候様御沙汰ニ付罷出候処、

玉座近く被 召出、速ニ誅討可致旨

御直ニ 御沙汰有之、奉畏候旨申上引取候処、伏見之注進度々参り候得共、火急之事ニ而肥後守始所司代も未参内不致、諸藩諸役人一人も居合不申、兼而相達置候御固之面々も更ニ集り不申候、如何共致し方無之、乍併九門之締は肝要ニ付、其筋江可相達と存候得共、可達者も無御座、伏見之砲声は追々相聞候間、側之者江申付、九門不残為相廻御門を閉、誰ニ而も一向入申間敷旨申渡候処、速ニ可致致伐旨

御所より之御沙汰書伝 奏より御渡相成候ニ付、夫々諸藩江相達申候、肥後守・所司代も追々参 内、諸家人数

も追々集り候ニ付、私儀は菊亭家江引取、小具足着用可致と其趣伝 奏江相断退出致し候、供之者も甲冑着込等ニ而追々相揃候ニ付、則菊亭家江参り小具足着用仕居候処、同所御門前ニ而砲声敵數相聞候付、人を遣し見候処、中立壳御門江敵二三百人押寄候由申聞候付、兼々相達置候御固之面々行届候哉無心許存し、直ニ為見分出張仕候処、中立壳ニは無之蛤御門ニ而、会津との取合ニ御座候、敵は堂上方屋敷内ニ隠れ、或は門之透間、又は塀之上間等より鉄砲打出し候事故、最初は会津之方敗北いたし懸、後詰之ため取返し申候、私儀も合戦は初而之儀、後学之ため且は会藩働之程は如何と、公家御門より蛤御門内迄参り見物仕候処、盛ニ鉄砲せり合ニ而急ニは片も付兼候模様ニ相見得候間、南門前より有栖川御屋敷前、近衛家御屋敷前より御台所御門前迄参候処、公家御門向ひ堂上屋敷より四五人程打出、俄ニ鉄砲相懸候、右前は薩州之固、御台所まへは所司代之固ニ有之、敵不意ニ出候付、会藩一時ニ鉄砲打懸、四五人速ニ打留候得共、混雜ニ而敵味方不相分、薩・会互ニ打合、双方怪我人も有之候、

其節之混雜筆紙ニ難尽御座候、所司代之人教御台所江入込んと俄ニ崩懸候付、不得止御台所御門江入込、

主上ニは如何被為 在候哉と御車寄より駈込候得共、い

つれニ被為 入候哉、更ニ分り不申、 御殿内は拔身之

鑓刀ニ而数十人、何之弁も無之唯騒立、制候而も中々届

不申、漸々常御殿迄参り候処、堂上方衣冠之上ニたすき

を掛、殿下

御前江御詰被成候、肥後守・越中守兩人共病中漸々参

殿致候事故、差図も出来兼候模様故、兩人は

御前江留置、私儀は尚亦御門前江出張仕らんと存候処、

中立壳御門より烏丸通ニ而薩州取合相成、是亦炮声盛ニ

相聞候付、後詰之者も夫々相廻し候、然処堺町御門鷹司

殿御屋敷内より鉄砲を打出し、三方盛ニ相成候故、兼而

長人江同意之者も多候間、万一如何之変可相成哉も難計

と、堺町御門通り江出張仕候処、中立壳之方は退散いた

し候由ニ而砲声も相止候、堺御門戦烈敷、後詰之人數差

越候様度々申越候間、諸藩兩三輩江相達候得とも、彼是

意味合有之延引仕候間、私大砲方之者堺町江相廻り候様

申付出張為仕候処、俄ニ御同所裏門より敵打出候付、大砲方之者不取敢打留申候、此方ニも怪我人有之、然処急御用有之候間急キ参 内可致旨申参候間、人数をハ同所ニ残置、一兩輩召連急参 内仕候処、堂上口々ニ勝敗如何と相尋候間、必勝無疑と申候処、負ニ而和するは恥辱なれとも、勝て和するは無子細、先刻より御庭江数玉飛来、殊ニ所々之砲声盛ニ而、実ニ奉忍入候間、和睦して長州父子上京被 仰付候方可然哉と、堂上向より相談候付、私大ニ憤り、

禁關江砲発之賊徒御和睦杯とは思ひもよらずと申候得共、何分ニも不承知之者も有之、然は其方出張して速ニ片付候様可致、左も無之候而は職掌不相立と申聞候間、委細致承知候旨相答置、私考ニは此假ニ而戰爭長引候節は、堂上之おそれ方甚敷候故、長州父子上京可致旨、我々ニ相談無之、外方より密々被 仰出候節は、天下之事は今日に留り、徳川家之存亡も又今日ニ在り、然上は急速ニ片付候方上策也と存し、蛤御門・堺町御門之両所裏手より討手之者を相廻し置、火を懸急速ニ焼払候様可致旨

申付候処、則両所より敵不殘逃出、固之者夫々討取、既ニ砲声も相止候ニ付、参 内仕候処、大ニ御安心被遊候旨ニ而、猶隠れ居候者打取候様被 仰付候付、夫々江申達、諸家より人数差出探索為致候処、何れニ隠居候哉不相知候間、怪敷所江は悉く焼玉打懸候ニ付、火事盛ニ相成候ニ付、是より速ニ天龍寺を焼払候様相達、薩州人数出張為仕候処、長人一人残り居候を召捕、火を懸ケ、分捕之品も有之、山崎江は会津之人数差向候処、敵二十人程殘居候、皆打取、分捕之品も有之、其内此度之策略相認候書面有之、中立売御門外ニ而長州父子墨印之軍令条、薩州之分捕ニ相成候、八時過先ツ静謐ニ相成申候故、私ハ承明門を陣所と仕、肥後守は小御門之御庭を陣所とい

たし、所司代は日之御門を陣所と相定、何れも敵重相守申候、私儀数日休み不申余り草臥候ニ付、以後之為も有之候間、休息仕候、其夜誠ニ静ニ而相替候儀無之、翌廿日夕刻ニ至り、今夜十津川郷土俄ニ御鳳輦を奉奪と之儀承之、大ニ驚き、其趣御所江申上居候内、夜五時頃何者共不知三百人程常御殿

御庭内江参り候故、右之者共引払候様相違可申、不承知之節は不殘打取可申、御庭内江人数<sup>(總)</sup>探込、若討取候節ニ至り

御側近く

玉体江対し不慮之事あらんも難計候間、紫宸殿迄被為入、其跡ニ而様子次第討取可申手配仕候処、右之者共亦いつれ江引取候哉、一人も居不申候付、其後被遊御帰殿候、右奇怪成事ニ而実事今ニ分り不申、此夜は奇怪成事品々有之候、扱

御殿後御庭内御門等改候処、御門之錠ねち切有之、御門も開居候、何様

御鳳輦奪候策略ニ無相違と存候、其以来は格別怪事も無之、一体静謐ニ御座候、此度之儀は

御逆鱗甚敷、速ニ防長追討可仕旨被

仰出候付、討手之面々二十一家江相違申候、不日発向之儀と奉存候、私儀廿四日夜ニ至り旅館江引取、隔日宿番ニ相成、其後泊ニは不及趣ニ而、日々参内、此節は隔日参内相成、実ニ御用多少しも寸暇無之、且は不行届

之儀も御座候半と心配此事ニ御座候、其外申上度儀山々御座候得共、何分筆ニ尽兼、大略奉申上候、目出度嘉祝、

八月

一橋中納言

徳信院様

しん上

尚々、時候折角御厭可被遊候様奉存候、私儀無異罷在候へハ、御安心被遊候様奉願候、以上、

右之通一覽仕申候間、写取差上申候、以上、

丑  
四月

◇第一一四号 丑四月報告〔維新前後諸書付41〕

〔付箋〕「第三百一号」

一 四月八日關老松平豆州江差出

(一の1)

私家来江御預降人之内御裁許有之候間、介錯人差出候様去ル五日長田六左衛門・永井大之丞より違有之、介錯人三人・添介錯六人差出候処、申渡濟之上、別紙之

通御裁許相濟候旨、在所表家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

四月八日

土井大炊頭

(162)

右三付  
別紙

榊原新左衛門 谷 鉄藏 富田三保之介  
 中山 民部 谷 弥次郎 渡辺宮内右衛門  
 門奈三右衛門 里見四郎左衛門 福地政太郎  
 松本平左衛門 小池弾左衛門 三木孫太夫  
 鈴木庄藏 三好衛門八 小田部幸吉  
 真木彦之進 栗田八郎兵衛

右切腹

沼田久次郎 照沼平三郎 梶清次右衛門  
 森三四郎 林 了藏 大胡常藏  
 薄井十兵衛 綿川宗八郎 原熊之助  
 宮本辰之助 岡部藤助

右死罪

右之通御座候、以上、

四月八日

一二 前書拾七人之科書左之通

其方共儀、水戸殿領内不穩難被捨置御人数并諸家人数共被差向候処、常州那珂湊江引退、賊徒共一同同所江楯籠度々戦争ニおよび候段、公御印は勿論諸家旗指物ニも不心付御敵対可致心底無之との申分は難相立、水戸殿家来重き役筋相勤候身分、別而不届ニ付厳科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ随ひ、同志之者とも申合御人数引入候付、御宥免を以切腹被仰付之、

三

一 死罪之者拾式人科書

右同文言申分は難立、右始末不届ニ付厳科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ随ひ、同志之者共申合御人数引入候付、出格之御沙汰ニも可被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

一四

水野日州侯より閣老江届

(四の1)

兩宮鉄之助

右之者去ル三日死罪御裁許相済申候段、従在所家来之者申越候間、此段御届申上候、以上、

四月五日

水野日向守

(四の2)

一右同侯より別紙ヲ以、郡司忠助儀御宥免ヲ以水戸殿江引渡、其余降人之儀追而御寛大之御沙汰も可有之間、穩便ニ慎罷在候様御徒目付相達候段届有之、

一五

板倉内膳侯御預奥野助九郎科書

奥野助九郎

本多美濃守殿御差図之趣申渡間、其旨承れ、其方儀、水戸殿領内不穩難被捨置御人数をも被差向候処、常州那珂湊江引退、賊徒共一同同所江楯籠度々戦争ニ及段、公边御印は勿論諸家旗差物ニも不心付御敵対可致心底無之との申分は難立、右始末不届ニ付敵科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭論之趣ニ従ひ、同志之

者共申合御人数引入候付、出格之御沙汰ニも可被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

独行く死手の旅路の露けさをあはれとハいはん人たにもなし

一六

阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌

守る人の情ありてや故郷へ通ふ夢路はとかめさりけり  
枯果ん草木心も白露のかゝる情に春を待るゝ

ゆめ路さへかよはぬ里に冬籠世になき身にも春は待るゝ  
かく迄にあつき恵ミの嬉しさを袖につゝミて家つとに

せん

送りし歌のかへしに頼てそ来なんもへ出るといゝお  
こせしに

けふよりは春ならぬとも萌出ん君か言葉のあつきこゝ  
ろに

梅の花いと愛たきをおくり給りけるを見て  
ひとやまで君か恵し梅枝に賤かこゝろもひらき初けり

春來ぬと目には見へねと梅の花梢に留てひらき初けり  
歌書あまたかし給へるにつけてうれしきまゝにおも  
ひつゝけ侍りける

うは玉のくらき心も迷はしな我敷島の道をしるへに

七

一 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等左之通

(七の1) 町同心 鉄炮付火繩 武田伊賀 首

町同心 先手同心五十人 幟 捨札 台ニのせ

幟 捨札 山国兵部 首 幟 捨札 田丸左京 幟

捨札 小野斌男 伊賀妻 伊賀三男桃丸 同末子益吉  
台 捨札 首 捨札 首 捨札 首 俵入 俵入

町方勤 若党 合羽籠  
杉山七次郎 若党 箱

(七の2)

紙幟

武田伊賀

此武田伊賀と申もの、跡方重職之身柄犯国禁候儀不少、  
蟄居中窃ニ派党を結ひ悪行増長致し、山国兵部・稻之  
右衛門事田丸左京・藤田小四郎事小野斌男等申合、攘夷  
鎖港を口実ニいたし数百人をかたらい、国々所々於て  
放火・金策・争戦之指揮を司り、数度敵対城郭江発砲  
いたし、人道を取失ふのミならず、脱走先ニ於ても同  
様之及始末農民を悩し候段、累代之主君を令忘却旁之  
所行、不恐 公儀積悪天罪逆賊之張本無比類、言語同  
断ニ付、為誠後日存命ニ候ハ、礫可申付之処、首級ニ  
付上下御町引渡、於所々晒之上梟首ニ行ふもの也、

(七の3)

捨札

此武田伊賀と申者、年来窃ニ私党をむすひ、山国兵部・  
田丸稻之右衛門等申合、攘夷鎖港を唱数百人をかたら  
ひ、蟄居之身柄所々横行、放火・金策・争戦之指揮を  
相司り、官軍主家之人数江数度致敵対、城郭江発砲い  
たし、脱走先国々におゐて同様所行農民を為悩候旁始  
末、依重科如斯行ふもの也、

(七の4)

山 国 兵 部

田丸稻之右衛門

藤田小四郎

右紙のほり・捨札共似寄之分躰ニ而、梟首も同断、廿五日七新町札場ニ而晒、廿六日上野泉町、廿七日吉田境橋、廿八日湊晒、野捨ニ相成候、何方も見物人夥敷出候事、

一八 三月廿四日入獄

武田伊賀妻

かねて実はなきと思へと山吹の花も匂はてちるそかなしき

とき 四十八才

武田彦右衛門妻

引つれてかへらぬ旅をゆく身にも日本心の道は迷はし

いく 四十三才

数ならぬ身をおくれし死出の旅

田丸稻之右衛門娘 まつ 十九才

引つれて死出の旅路は花盛

同人次女 八重 十七才

右牢屋敷土手入口ニ而警固の役人江頼為認候由也、

一九 三月廿五日於獄屋斬罪、吉田原江梟首

人見又右衛門妹

武田伊賀妻

とき

武田伊賀娘

よし

同人三男

桃丸

七才

同人末子

益吉

三才

上金町小縮屋某娘之由 伊賀妻歟

こめ 十九才

一〇 右同日死刑取捨

藤田誠之進妹

武田彦右衛門妻

いく

四十三才

同人粹

三郎

十一才



一一二  
右同日永牢申渡

同二男	金次郎	九才
同三男	熊太郎	七才
田丸稻之右衛門娘	まつ	十九才
同二女	八重	十七才
同三女	梅	十才
山国兵部妻	なつ	五十八才
同娘	ちゑ	三十一才
山国淳一郎妻	名不知	三十七才
同娘	ミを	十一才
同二女	ゆき	七才
同三女	くり	五才

一一二 丑春白川・宮津兩閣老上京之趣意真偽不相分候得共

左之通風聞有之、

第一 一橋・会津東下之事、

第二 一諸藩士、宮・堂上方江立入停止之事、

第三 一御所六門、国持外様相除、幕府衛士一手之事、

第四 一堂上方江是迄被差送候十五俵、万駄以来相止候事、

第五 一諸侯参府并帰国之節

第六 天氣伺停止之事、

第七 一松平伯耆守所司代兼帯相勤候事、

一兵庫開港之事、

右之通被申上候処 御免無之、或は可申上機會無

之、其低ニ相成候由ニも相聞候事、

一一三 二月廿三日会津侯御請書

東下御暇之儀、先達而被

仰出候処、此節阿部豊後守江被

仰含、差下候ニ付而は、豊後守一応 奏

聞致し候迄は是迄之通罷在候様再被

仰出候旨 御沙汰之趣奉畏候、依之豊後守より一応

奏聞申上候迄差扣罷在ニ而可有御座候、此段御答申上

候、

二月

一四 四月十一日芸州侯江閣老より達

大目付塚原但馬守・御目付御手洗幹一郎、此度長州表

江為御用被差遣候ニ付而は、品ニ寄人数差出方之儀同

人より相達候儀も可有之候間、右之節差支無之様可取

計旨、早々国許江申遣候様、安芸守家来呼可達候事、

一五

四月十一日紀州卿より使者口達之趣

紀伊中納言殿

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付、時宜次第速ニ

御進発可被遊旨被仰出候付而は、被申立之趣も有之候

ニ付、最前被仰出候通 御旗本 御後備心得候様被仰

出、且右ニ付大坂御城御守衛之儀被成御免候段被仰出

候旨、昨日書付を以相達候趣忝被存旨御答、以御使者  
被仰聞之、

一六

四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡

(一六の1)

徳川玄同殿

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付、

御神忌御法会済 御進発も可被遊旨被 仰出候、依之

玄同殿ニは御先手惣督被 仰出候間、格別被尽忠勤候

様ニとの 上意ニ候、

(一六の2)

元千代殿

家老衆江

毛利大膳父子御征伐ニ付而は、先達而前大納言殿江諸

藩討手之惣督被 仰付候処、今般之儀は深き思召之御

旨も被在在、御先手惣督玄同殿江被仰出候、尤御病氣

之段は兼而御承知も被為在候得共、御勉強御出張被在

之候様被仰出候、此段玄同殿江可被申越候事、

一七 大目付江渡候書付  
御目付

来ル廿一日於駒場野御勢揃、其上行軍御押前御試可被遊旨被 仰出候、尤人数器械等不揃之分は其尻罷出不苦候、且廿一日雨天ニ候得は御替日廿三日迄被 仰出候、此段向々江可被達候事、

右書取伯耆守渡之、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

丑  
四月

◇第一一五号 丑四月報告〔維新前後諸書付42〕

(付箋)「第三百二号」

一 松平下総侯江御預降人之内床井庄三郎・園部俊雄・五十嵐宗四郎三人死罪被仰渡候段、在所役人共より申越候旨、同家来より四月五日閏老江届有之、  
一 稻葉備後侯より御預降人之内木村円次郎斬罪被仰渡候

段、在所家来共より申越候旨届有之、四月八日

一 佐倉侯より御預降人之内中田新之允・荒井豊吉・浅川吉藏・野本幸三郎・塙卯兵衛・今井久吉并宅藏・竹吉・新之助・常吉・利八儀、御宥免を以銘々領主又は地頭江引渡遣ス之旨被仰渡、残之者共は追而御沙汰可有之旨、御使番兩人相達候旨、四月七日届有之、

一一  
丑四月津輕侯より

去ル六日野宮中納言様より於京地家来之者被召呼、同八日越中守御暇之参 内被 仰出候旨御達有之、且亦少将之口

宣頂戴被 仰付候間家来差出候様御達御座候旨、去ル六日附飛脚を以申来候、然処越中守儀旧臈少将可被仰付御内慮御座候旨、于今表向被 仰付無之、右様口宣於彼地頂戴仕候儀ニ至候而は不輕儀、恐多申上候様も無御座候得共、御内慮被 仰渡相成候儀ニ付、名代ニ而右表向被 仰付被下置候儀は相成申間敷哉、御暇参 内相濟夫々交代濟之上は、当月下旬京地発足帰府

之積申來候間、何卒右等之程御汲取、格別之御沙汰被成下候様、此段御内慮偏ニ奉願候、以上、

津輕越中守家来

伴 清助

四月十三日

一三  
四月御沙汰書之内

松山侯世子

松平式部大輔

右御進発御供被 仰出候事、

一四  
乙丑孟夏風聞書

三月廿九日、会津藩井深宅右衛門と申者、水野閣老より御呼出ニ相成、仰ニは、同列之中茂彼は異論有之、且嫌疑之筋も有之、旁以兎角因循壅蔽之事ニ相成、昨年已來肥後守様より御進発御催促有之、一々御家来御下ニ相成候得共、右之次第ニ而は御逢も不申、然処此節ニ相成、

將軍様初此方共迄、是迄之弊風大ニ悔悟いたし、肥後守様初御臣下一統之御誠忠実ニ感服いたし、弥御進発

と申事ニ今日内決致し候、此段早速肥後守様江申上、

御安心被下候様頼入候、尤此方は近日日光江罷越候間、委細酒井大老より承候様ニとのよし、夫より井深宅右衛門直様酒井大老江罷出候処、早速御逢ニ相成、仰之

儀水閣老と同様ニ而、長防今以全鎮靜ニは相成不申、且長州は亞米利加と深く取むすひ居候由、旁以其低ニ

は難關弥御進発被遊候事ニ今日内決いたし、尤塚原但馬守・御手洗幹一郎兩人先達而御用之筋を以罷越候間、

其模様次第ニ而御進発被遊候、併右兩人持参十か十なから□□相違無之と見込罷在候、御進発之儀ニお

ては、中ニは異論之者有之候得共、此方泉州・豆州同腹同議論ニ御座候間、天地鬼神ニ誓て相違無之候、全

体御上洛之上御進発被遊度思召ニは候得共、昨年以來之御因循、被対

天朝御面目も不被為在次第故、御進発御成功之上御

奏聞旁段々の御託被仰上度思召ニ而、今直ニは御上洛不被遊候、京師より……は定而御上洛御催促として

勅使あるひは 勅命被下候ニは相違無之候、左様御座

候而は重々奉恐入候間、其辺之処肥後守様御周旋御尽力之程偏ニ奉願候、且京師之事情承合不申候而は都合故、野村左兵衛殿はしめ其外重役之御方ニ而折々早打ニ而御下り、京師之模様為御聞被下度、其節は何事も差置御逢可申と之由、井深宅右衛門当月朔日松前閣老御同様之由ニ而、井深宅右衛門上京云々、

一五 京師来飛之内

水仕所高橋、御取次高辻・渡辺、三人共差扣被仰付候、阿部豊後守本家相統已前御旗本之節、

禁裏附ニ而相詰罷在候時分、右高橋馴染ニ而、今度同人を以大奥江夥敷賄路被致候処、不残表ニ而御返しニ相成、両閣老共当惑、然処

去ル廿二日両閣老共参 内被

仰出、八半時頃より 大奥江被為 召、翠簾三重被為 隔

出御まし、関白殿下をはしめ国事掛堂上方残らす 出座、

殿下御沙汰ニは、近頃老衰耳遠ニ付大声ニ而應對可致旨被仰聞、夫より今般兩人上京之主意は如何之訳ニ候哉、

御請

今度上京之儀全京都之儀ニは無之、幕府甚手薄故、

一橋中納言江御暇給り帰府政務為救度、大概松前伊

豆守申述主意ニ御座候、

殿下仰

昨年大樹上洛之節、滞京之儀を被 仰付候節、一旦

帰府之上ならては中々不行届ニ付、速ニ御暇賜り、

跡々之儀は一橋中納言御守衛差置、小事之儀は同所

より御即答可申上筈、再三依願残置候、一橋当地御

手薄之義顯然之処、右願出候儀は如何様之訳ニ候哉、

御請

兩人共新敷者ゆえ其儀不弁旨、

殿下仰

たとへ其方共は不存共、既ニ酒井雅楽頭・水野和泉

守は願筋取扱候、兩人共いましたた在勤中、其根元は大

樹之出願ニ付、大樹不存と之儀は無之筈、夫等之儀

不相糺はるく、兩人上京は、大樹之使ニ不都合之儀

ニ候、於其儀は更ニ不相成旨被仰出、兩人閉口、

御請

右之儀一橋中納言と相談之上申上度、一応御下ヶ被

下度旨、

仰

毎度参 内無用ニ候、依之今日一橋を可被為

召 御前ニ於て相談可致旨、

御請

右様ならハ右相談蒙 御免度旨、

仰

今度其方何故多人數召連候哉、

御請

摂海等江異船乗込候哉之風聞有之候ニ付、若万一之

節のため召連候旨、

仰

左候ハ、当地ニ而は無用之人數、早速伯耆守召連撰

海江相越、右守衛可致、且今度長州父子召連御用済

之上、尾張前大納言参府可致旨被申付候由、右前大

納言江一同御用之儀有之候間、早速大樹上坂被

仰出有之候処、右体被申付候は、畢竟

勅諭を蔑ニいたし候次第、既ニ違 勅ニ而、其上今

般大樹発途可致と被 仰出有之、其後私ニ進発延引

之旨触渡候は如何様之儀ニ候哉、不埒至極、且長州

父子之儀は惣督之所置之義有之候ニ付、更ニ召寄之

儀は不相成、先般以来近々上坂被

仰出候義ニ付、豊後守ニは最早御用の儀無之ニ付、

速ニ帰府、大樹上坂之有之候様可申入、仍而夫々御

暇被下置候間、早々出立可致候、

御請

右御進発御延引之義は大樹ニは不知事、是は私共之

罪ニ候、最早長州鎮静之注進有之、且追々之上洛ニ

付関東ニは殊之外疲弊ニ付、ヶ様触渡し候次第奉恐

入候旨、

一六

丑二月 御沙汰書京師

昨秋以来大樹進発之儀御沙汰之上、豊後守再度上京時勢心得居尽力いたし候儀ニは無之哉、尤於関東無余儀事実ニ候共、海内安危ニ拘り候機會 震憂之儀故、厚き

朝命之所追々延引之処、不都合之次第ニ候事、

一 防長之儀、此上何様之取計候哉、定而見込可有之品

寄ニ後害難測者欵、今般屹度被安

叡慮候様、所置方巨細可被申上候事、

一 撰海外患之儀御委任之節、訳而御沙汰之趣有之候処、

其後一応之言上無之、実備之儀は急速難整事ニ可有之候得共、於支度は模様柄篤と可被申上候事、

一 国家の大議相伺

朝議候御請有之、諸藩之所置ニ付而は、以

震翰 御沙汰被成候処、復古之触渡有之由、右次第

柄情実具ニ可被申上候事、

一 御神事其外 御再興筋御崇奉御約束之条々、如何可

取計哉、此上之次第可被申上候事、

一 常野之浪徒多人数近畿ニ迫り候儀、右様之形勢ニ関

東取締如何之事ニ候哉被

思食、其上諸侯於入京は可伺

天機之処、無其儀及退去等之儀旁も不都合之次第不  
少、後來之製度見込、

一 前条之外総而

朝廷之御趣意徹底於不致は、次序不相立、時々転変

ニ随ひ詰り幕府始諸藩困弊、万民艱難、

御国体之放基被惱

叡慮之儀ニ付、実地之基本関東之見込可有之言上事、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑 四月

◇第一一六号（丑四月カ）報告〔維新前後諸書付43〕

〔付箋〕「第二百三十号」

千八百六十五年三月廿九日  
我元治二年三月三日

神奈川開版

## 米利堅戦争

千八百六十五年の戦争には北部屢々利を得、南部屢々利を失ふといえども、いまた其戦争平定する程の大勝敗なし、北部にては戰士は勿論諸武備等に至る迄南部にまさり、常に攻方となりて必勝を期し、南部は受方となりて負ざらん事を欲す、其志いづれも優劣なし、南部にて南部(符カ)にて奴隷を軍卒となして使役することなきも、尚數ヶ年の間ハ北部に敵し持堪る事の手段あるへし、今南部の為に計るに、奴隷を使役して兵となせるは甚上策といはん歟、夫れ奴隷を諭して之を使役すれハ、善く其兵を強ふし攻方となるの利あり、若奴隷を用ひずして只常に防拒を事とするも、尚持重して久きに堪ユヘし、然れとも千八百六十四年よりの跡を考ふるに一定して論しかたし、抑千八百六十四年の春中は戦争の地大に広く、波多麦、密西細比二水と海及び

ポトマック

ミシシピ

ハルベルの渡口よりメンピスに至る迄の地に在り、典  
尼西は兵患なくモビルの港ハ開港常のことし、惹阿日  
巫は山の手より攻撃せられたれども、海岸には其患なし、南加羅連に於ては查耳敦海浜の群島より北兵の突  
出せんとする謀策を拒き、南部の大將レーの兵はラピ  
タン河辺の要地に屯し、北部の將メード敢て之に向て  
手を下す事能はさりしか、千八百六十四年の諸合戦に  
は其形勢大に變し、北部の兵勢跋扈し、セオルジアを  
攻靡け、今其海岸の大都を取て之に抛り、オーキユス  
タ及び劫したり、是時南部の兵はコリントに屯したれ  
とも、不利の戦争より引退きたる軍勢なれば、戰士糧  
穀大に減し、北部の彼大都に抛れるとは雲泥の相違あり、是より先レーの兵はラピダンを去りアボマクスと  
ゼームスの間に至り、北部の將ホントルの虚に乘しマ  
リーランドを襲ふことを得たりと雖も、又セマンドア  
谷の數ヶ度の合戦にて利を失ひたり、北兵は屢々諸方  
より南部の地を攻撃し、ハルベルの渡口よりカタスー  
ガに至る迄の山谷を越へわたり、いまたノキスウイル



レの東北に当て一城を抜すといえとも、日を逐て其勢盛んなれハ、遂に西典尼亞と墨歌西灣の間には恐らくは之に敵する者寡きに至らん、之に依て之を觀るに、千八百六十五年の戦争はオコネーおよび下波麦多の間にあらんことを必せり、

南部の利は、いまた破れざる鉄道、いまた尽ざる武備、いまた挫折せざるの脱志、未だ取返されざる侵地の多きと、奴隸を兵に使用する事とにあり、而して其戦場に出張する兵十五万余人あり、北部の兵は野外に出張する者とワシントンの衛卒を合せて二十五万人但此数は南北シッピ両岸に相持し數月前より戦へる者を除く、此を以て之を觀るに、南部にても必ず敵抗の手段あるへし、南部の志互に屈せずんば、此後尚四ヶ年は戦争終わる事なかるへし、

○

◇第一一七号 (丑四月カ) 報告 [維新前後諸書付44]

(付箋) 「第三百三号」

一 丑四月十八日熊本藩より閣老江

此度 御進発被 仰出候付而は、右之趣於国許越中守承知仕候ハ、不取敢御先鋒相勸申度段奉願ニ而可有御座候、尤 御進発之上は御沙汰之筋も可被為 在奉恐考候得共、国許之儀は遠境懸隔候事故、往復手間取候而軍期を失ひ候様成行候而は、甚以残念之次第ニ奉存候、依之此節も最前之通御先鋒被仰付候様有御座度、左候は於越中守も面目無此上難有仕合可奉存候、右は越中守承知不仕儀ニ御座候得共、前文之次第ニ付此許限奉伺 御差図之趣、急速国許江申遣候ハ、時宜次第何時ニ而も出張差支無之様、兼而覚悟仕居可申奉存候、此段可然様被成御沙汰可被下候、以上、

四月十八日

細川越中守内  
青地源右衛門

二

細川越中守家来江口達之覚四月廿日達

(二の1) 此度 御進発被 仰出候ニ付而は、越中守承知已前之

事ニは候得共、格別之存意を以申立之趣各及言上候処、厚心入之段、御沙汰有之候、依之別紙之通被仰出候、此度相達置候事、

四月

一四 右同日銘々江相達

伊達遠江守

加藤遠江守

脇坂淡路守

細川越中守

此度毛利大膳父子始為御征伐五月十六日 御進発被遊候旨被 仰出候ニ付而は、申立之趣も有之候間、其方儀御先手之先鋒被 仰付候間、可被抽忠勤候、

毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊候旨被 仰出候ニ付而は、取扱之儀先不及其議候事、

三 一 丑四月廿日關老より

松平陸奥守

一五 四月廿日芸州侯江達

御進発御日限五月十六日と被 仰出候ニ付、兼而相達候趣も有之候間、此節参府候様可被致候、

毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊旨被 仰出候ニ付而は、取扱之儀先不及其儀旨、脇坂淡路守・

四月

一 (三)の二

南部美濃守

御進発御日限五月十六日と被仰候間、此節参府候様可

伊達遠江守・加藤遠江守江相達候間、得其意、先達而相達置候警固人数等之儀も相心得候ニ不及段、松平安芸守家来呼可達候事、

被致候、

一六

朝廷江因・備等之侯伯より建白書

臣等再拜稽首謹而奉歎願候、今般常野浮浪之徒南越今庄江屯集仕差出候歎願書、則遂被見候所、間々触忌諱候趣も相見得候得共、積年確乎たる攘夷之

詔命靡格醜夷猖獗之暴慢を忠憤慨歎之余、終ニ動干戈擅ニ為私闘之所業ニ及候得共、臣等実父斉昭存生中致口実居候尊攘大義遺訓地ニ墜落仕、列藩離叛、天下解体、慷慨激烈之徒所々蜂起、彼是以痛哭流涕之至不得

止事、此度兵挙不恐鉄鉞之敵罪之誠意可恤之次第ニ付、去五月彼より差出候歎願書、尚又臣茂政差添候建白、其節御採用不被為在候得共、方今外寇渡来より内乱相生し、長州脱藩士之覆轍も有之、須臾も難差置、臣等

蒙昧之身、是非得失も不相弁、遮而愚衷奉歎願候は恐縮之至御座候得共、何卒彼等志願之通洋夷掃攘之台命幕府江御沙汰被成下候上、彼か被任仰願先鋒之寸備を被為免候得は、一同感激奮発同心合力して夷虜陣營江突入、

神州之勇威を輝候は、

敵虜透徹之一端と、敢而雷霆之威を犯し奉懇願候、時勢之危急、天下人心之渴望、此事ニ御座候間、広海寛大之御所置、彼等之微忠

御哀憐被為在候は、

天恩之程深奉感戴候事ニ御座候、此段奉歎願候、宜敷御執成御執 奏奉願候、恐々謹言、

三月

因州 慶徳

備前 茂政

浜田 氏聡

喜連川 綱氏

島原 忠和

一七

四月十六日

佐竹右京大夫

相馬大膳大夫

織田筑前守

右当年御暇順年之处、御進発ニ付御暇不被下旨、

一八 三月十四日閣老松平伯州参 内之節御達書

水戸中納言家政向不締ニ付慎申付候哉ニ相聞、至当之儀と

思食候得共、猶、

叡慮之次第も可有之候間、水戸家之儀は経

奏聞所置可有之様 御沙汰之事、

一九 丑四月閣老本多美濃侯江届

松平阿波守

松平三河守

松平相模守

細川越中守

松平越前守

松平兵部大輔

立花飛驒守

松平右近将監

中川修理大夫

細川豊前守

池田信濃守

織田摂津守

戸川主馬助

右病氣又は海上不順等ニ而参勤延引之旨、

一〇 四月廿日閣老より大目付江

今般御進発被遊候付、中国・四国・九州筋之面々、何れも国邑江人数備置候様可被致候、

右之趣早々可被相触候、

四月

◇第一一八号 (丑四月カ) 報告 (維新前後諸書付45)

(付箋) 「第三百七号」

一 横浜出版外国語新聞紙 漂流人彦蔵訳

元治二乙丑年四月十二日、イギリス国の飛脚船此港に

入りしに依て、左の新聞を得たり、

二月十七日日本正月廿二日の朝、北部將軍シャリマンと云人、

コロンビヤ南地のを攻取りし、同夜チャリントン同上の軍

卒も残らず引払たり、依て又其地も奪取り、大に兵器

輜重を得たり、其内に大砲二百挺有りしか、火門には

残らず釘を打込て復ひ用る事能さる様に為し置けり、

其外玉葉及び大砲に附属の器若干有りし、○南之兵引

払之時ハ、或は綿蔵・焰硝蔵・食料蔵、或は蒸氣車往還

之橋々、或は鉄船但し二艘、其他造船場に在る所の舟残らず

みつから焼払て立去りし按るに是は戦の習として敵に有用之品を渡さぬ為なり、○或一

艘の船、ナソー蓋しフランスの港の名より来り、密にチャリントン

南の湊に入りし船北部にて兼てチャリントンは船止になし置地

有り、北部にて之を奪取りたり、○南兵チャリントン

を退きしと云文通ありて、ワシントン評定所の諸役人

をはじめ大に喜ひ合へり、○陸軍奉行より命ありて、

国中陸軍の陣營、或は砲台其外諸役人の詰所にて祝砲

二十発放せり、是は北部の国旗再びサンピールの砲台

に豎つことを得たるに依て也此台場はチャリントンの辺に在り、元北部の有なり、然処

四年前に南北始て戦い及しとき番兵甚、少くして防難く、遂に南部に渡したり、○時務宰相シーフル

と云人より命ありて、今月廿二日日本正月廿七日はワシント

ンの誕生日に当れり、依てワシントン中に在るところ

の役所ハ残らず盛に燈火を点してチャリントンの再度

手に入りしを祝ひし、○ニューヨークのヘルドールと

云新聞に載すには、レヂメント南地の軍勢もチャリス

トン地名軍勢に引統て退くならん、曾て南部の重役の人

より聞しに、南にてレチメントを引払と云事は、最早

以前より決定なし居れり、依て其地に在りし製鉄所の

器械等ハ残らず引取れり、○按するに、南の大將軍リ

カーなる者は、レンケホークといふ処へ引込様子なり、

然るに軍卒は猶処々巡警なし居、是は全く北軍の虚を

窺て不意に攻懸り一戦為んと欲するならん、○評定所

に於て陸軍の給金と其外の入用高を定む但一年分、此金五

兆八百万ドルラルなり、○上の評定所にて陸軍の給金

を増んと云議論ありしに、オリシンと云ふ人云に、一

兆三千八百万ドルラルの金不足にて、猶陸軍より借り

に成り居れり、○下の評定所の議論に、国内而已にて

商売為す者の税の取方模様替に為すといふ論を云出せしか、今全く模様替に為すことを決断に及ひたり、

○石炭油の税は少しく増して、一ギヤラン但二升五合位につき

六分の税なり、○ダキモンギヤマンを切る物、イマレド

是は石にして物の飾に用及び此二品の贖物共税は高くなせし、乍然

此外の小細工金物但人の身に帯る種々の細工もの也は税を軽く為し、五分に為す、○ビヤ酒の名也の税を重く為すことを停止せし

む、○大統領レンコロンより評定所に常に無き如くなる

敷敷命あり、其故は来る三月四日に評定所詰之者悉く会合すへし、然して我より如何様成書面を出すと

各々違背なく評議に及び給れとなり、○北部の軍艦ミ

リミキと名けたる蒸気船沈没せり按するに南之海、然れとも

其乗組の軍卒等は其辺を巡警なし居りたる軍艦

是はチャリントン港舟止の番をなし居たる船にて援けたり、其時此船には白旗を

揚て南部の海に乗り込て救たり、○サバナ南アメリカの内にある國

の綿船二十艘ニューヨルクに着したり、其綿の数は一

万二千箇なり、○サンフランシスコより支那へ月通ひ

の蒸気船を出さんことを評定所に願出てしに、是も免

許ありし、

#### オランダ國の部

三月八日、太后年七十才にて逝去せられたり、之に依

て國中之者慎み居れり、其病氣はアスマールと云ふ病

の由、抑此後プリンススウワン是は先代の國王なりに入興ありしは

千八百十六年の二月廿一日なり、其初ナボレヤン此後

を迎んと請しか、是は相談調すして此人と配偶せられ

たり、本月十七日に葬送の儀式を執り行るゝ様子なり、

○評定所の重役登城なして悔を申せしに、國王の挨拶

はなかりき、是は病氣にて有し故なり、○茶入札場

にて支那のカングーと云ふ茶千六百六十九箇と二百九十

半箇の二口入札に出せしに、買手か付さりき、夫に応

して価も下りたり、○烟草ジャバ、此品は前の新聞紙

に載せしと同じことにて、価も上らず、売買も少し、

○綿、此品は売買絶てなし、然れとも価少しく上りた

り、其ゆへはイギリス國のレバポール名に於て綿を持し者猶高価を唱へ居れハなり、

#### フランス國の部

三月九日日本二月十日に当プロキスの或新聞に、此国の国王自筆の書面をコンシユルに命じてサヤム印度の内の一ヶ国なりの国王に贈りし始末は、左のことに記せり、扱右の書面を金の花入れ按ずるに此金瓶と云は贈のものに為すものならんの中にいれ、サヤムより来りたる結構を尽して飾り立たる迎舟にのせ、其外四十艘の警衛船従て彼の国に趣きたり、既に城に着したる時は二十一発の祝砲を放ち、然して後又右の書面を美麗に飾りし輦輿に入替、千人余の歩兵警衛なし、音楽を奏して城内に昇入、然して客院に諸大名及びひの親類の人々、其他諸役人詰居、真中に国王みづからいて、コンシユルより書面を受取し、其時王の装束は甚美を尽したり、○按ずるに、此国に於て陸軍を減少するといふことを前之新聞紙に載せしに、是は出来難きならん、其故はメキシコより来る書面の文言に、穩ならざることあればなり、マーシロバセキンはハ仏国の役人にて此節メキシコに居れりといふ役人より書面を以て申来りしに、今メキシコ国に在留の軍卒を引取る時は、是迄此国の為に金銀を費し、且丹精を尽したるものも空敷な

らん、是に依て猶少しく増すことを欲するなり、右のことく為せる時は、再び兵端を開くことあらん、○此国とヘンズタウンズと云国と貿易条約を結ひたり、貿易ハ六月一日日本五月八日より始るといふ風説なり、

シラスホキギホレストアン国の部此国ハ昨年プロイス及ヒオーストレーの兩國を相手どり戦争なしたる国なり

プロイス国より書面を以て此国に懸合に及びし事、左のことし、第一には、プロイス国にてもし水主入用なる時は、此国より水主を出して其用を弁するなり、第二には、プロイスにて入用丈ケの地を遣す、右入用の地と云ふは、キネラー是ハ大なる溝を掘りて荷物運送舟の往来する処を云ふを造りて、シヨメン海とハルテキ海と水脈をつなぎ、然してキネラー兩端の入口には大なる台場を築き、ドック船をすへるを造り、プロイス国軍艦の爲になす、第三には、此国のテレグラフ又は飛脚等はプロイスにて支配す、第四には、此国陸軍の役人とプロイス陸軍の役人とは互に懇意に交るへし、右四ヶ条也、○フランス国ハリスの風聞には、プロイスにて右のことく掛合に及

ひしことは、オーストレーの方にてハ同意せざりし、  
○プロイスにてはフランスの意を用ひし也、○デイー  
ニスの地面のシラスボキキ丈ケはマーケに返して、其  
余のシラスボイキホレススタンドルーデンボイクとはプ  
ロイスにてデヌマーケと諸事相談して、共に支配すへ  
し、○アストレーは右の相談には加らず、然れども彼  
是と不承知の事はいはざりしと、

#### スキデン国の部

国王よりフランス政府或は大名の公子  
或ハ女帝の夫杯を云ふラキラスの但英国女帝  
の適男  
ナボレランフランス国帝なその人々へ申贈りしには、八九月  
頃には陸軍の大調練なすによつて、願くは見物として  
来り給れと、○テマーケ国王の若公も多分は行て見物  
為すよし、

#### オロシヤ国の部

三月一日日本二  
月四日の文通には、中のアジヤの外と国より  
海岸の方迄氷海のヤスコルと云処迄は此国の領分と成  
たる故、新に地名を付てオロシヤトルコスタンと呼ぶ、  
○ヨーロッパ国の数多の新聞には、フランス国のミニ

ストル交代なし、新規の人来りしにより、此国とフラ  
ンス国との間睦しく成様のことをなしたりと云へり、  
然るにケ様のことは見へず、其故はフランスにてホー  
レスに肩を持つ由、○去年冬より正月廿一日迄は寒氣  
も格別の事は無りしか、廿二日よりは近年になき寒さ  
にて、二月初に寒暖計は猶氷点より十四度下りて居れ  
り、其頃は西北の風厳しく吹けり、しかしながら此寒  
さは長き間ならず、僅に十二日の間なりき、夫よりし  
ては好き気候となりたり、○正月の遊ひに、アメリカ  
国のヘーニと云ふ人、氷の上を走るの妙を得たる者、  
其技を為せしかは、諸人は申に及はず、国王の後迄も  
出て見物なしたり、甚面白き事のよし也、○国中にて  
は処によりて少しの違ひはあれ共、極々寒き処にてハ  
雪及び氷夥敷ことにて、航海等も出来兼、故に穀物の  
直段大に上り、人民甚だ困りし、如此ことは六十年以  
来になきことのよし、

#### アストリヤ国の部

政府にてハ商人の願によつて、遠き東の国但し日  
本支那と条



約を結び、国旗を建度とのことにて、大なるフレゲット一艘を仕立たり、

イタリヤ国の部

ネーフルスと云城下の新聞に、二月十九日日本正月廿四日

晩よりピシジといふ山急に白き色に變りて、時々火を吹出し、夜なそハ誠に見事なり、○前の新聞に記せしイタナー山は、いまた硫黄を吹き居れり、夫を見たる人語りしに、思ひしよりも畏敷有様にて、其辺に近く時は其ひゞき恰も雷の轟く如くにて、吹き出す硫黄の一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山となり、林或は田畑杯は黒き荒地となれり、おもふに、今より百年も歴されハ穀物等の植付の成る様には成間敷ならん、右の模様は如何なる者も一度見たる時は忘れかたき程の畏敷有様なり、

スペイン国の部但日本にて云習ふ所のイスハニヤなり

三月二日、マーシロナーベーズ人名より評定所江ビルー南アメリと闘論の事を治めて、条約を結びし書面を差出したたり、然るにエホケーと云う新聞に在るには、軍

艦奉行パレンジャーと云人は尚ビルー国に在留せり、此故はビルーにて条約を全く守ると云事明白に見へされは、引取らずと也、○サニタードといふ処のノーセーと云町にて、蒸気車の道を造る為に、二百人計りの職人仕事為し居れり、或時其職人を遣ふもの金の払方悪きとて、其職人等大に怒り、道具を相破り、仕事を罷め、遂には其者に打掛らんとせし故、やむことを得ず金を払ひたり、

イギリス国の部

三月十日のことなりしか、女帝馬に騎りて遊びに出で、林の辺りを通りしところ、折あしく路の傍なる古き大木おれ掛りたり、別当と遙に後れたりしか、之を見て声をかけしにより、帝急に馬をとゞめし所、其大木六尺計りも前に倒れたり、誠に不思議の難を免れし、○軍艦奉行より令ありて、鉄張にして内車の蒸気船五艘程商人江詭へたり、此船ハ印度へ遣ス軍卒をのせて往來為すための由、船の長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、深廿二尺四寸、積荷の噸但一トンニ付数は四千百七十三

トン、蒸氣の力七百トンなり、併し十分に為すときは四千二百トンにもならん総て蒸氣の力をいふには馬力を以ていふは、按ずるに此トン數を動す程の力有、然るに此にトンを以て數あるといふことならん歟、船足は一時日本にて半時に當ルにつき十五里英國一里は日本十、四丁四十三間也、船内の広きこと水主を除きて千二百人を乗せらるゝ也、此船は動揺なしても

人の体に障らず、平安に乗り居らるゝ様に工夫なせし、

○今月三日はロシア國王位につきし日なるによつて、

此國に在留のミニストル寺江參詣為したり、西洋にてハ祝儀のことにてても寺參りを為す也、け、日本と違ひ、たし此寺參りは王の幸福を祈るならん、其外在留の諸役人

下々に至る迄残らず祝礼を為せし、其晩にいたりてミ

ニストルと妻のパロネス、フロナラの兩人にて重役の

人々を饗應なせし、○是迄用ひ来りし焰硝と異なる薬

を以て製する火薬を新に發明なしたり、其薬品はタネ

キギヤレッツキアセツト是は木のヤニなり、キロラキテー

是はナイツレポッタ、此二品を交ぜ合する時は宜敷火薬と

なる、此火薬は常の火薬と異り弾力も三倍も強くして、

且入用も半にて出来、其上発したる跡に滓残らず、平

生貯へ置にも、右二品を分けおく時は火の憂もなし、

入用の時は二品を合せてもちゆ、右の火薬試ミし上に

て右に云たる効能は、半は有るとも実に古今の良火薬

なり、これはエンフェールライフルおよびアームスト

ロング大砲に用ひて最も宜しからん、○或日大ひなる

商船マンフレドウ船名去年九月以前に上海を志さし出

帆なせしに、其後久しく音信絶而なきゆへ、多分破船

なせしとおもひ、其乗組の人々の家内にてハ大に愁傷

なし居れり、然処今度支那より文通ありて、此船別条

なく着したる趣申来りし故、今迄愁傷なせし者は死し

たる人の再ひ蘇生なしたる如くにおもひ、大に喜ひあ

へり、○此度アメリカ國と此國との文通弁利の為に海

底にテレカラフを入れ置んとて、海の深淺を測量なし

たり、昔より云伝るに、海の深さは山の高さ程あると

云しか、いまた其実検を得ざりしか、今量りて見るに、

一番深き処にては二万五千尺日本三十六丁一里にして二里計

尺程あれハ、凡、○女帝の輿但四ツ車ありては、富土山は一万四千五百

年之古き物にて、先代ジョーヅと云し帝の造られしも

のにて、其価二万七千パウン但パウンは洋銀四枚也掛りしとぞ、○

属国キヤナダ北アメリカに在る国也にては、是迄之通イギリスの属国と成居らんか、亦は手を離れて独立なさんかといふことを評定所にて入札ありし是ハ元よりイギリスの方にてキヤナダの手を切りて世に居りしによつてなり、然りし所属国を離るゝ方宜しからんと云札に落札なしたり、依て其故を女帝江申出すと云風聞也、○昨年迄支那江来り居りしミニストル替の暇を請て此国江帰りて、又再度支那江行んとせし処、合衆国在留のミニストル病氣なるによつて、此ミニストル支那行を罷免になし、一等高キ位を受けて合衆国江交代に行くことに定まりし、○日本に來りしアールコック漸帰国なしたり、按ずるに支那のミニストル此節あき居れば、此人支那へ行ならん、○此国の兩替屋にては金利五里程下りし此故ハ按ずるに金の出入少きによる也、○茶、此品は不景氣にして下直になれり、其故は支那より際限もなく積込によりて、此国全国へ売りさばくことは勿論、外か国江積出しても猶沢山残り居れハなり、○生糸、此品は支那のサタリーと云宜數品は變りしことなけれども、下物は向き惡敷由、此頃着きたる糸は下物多し、

日本前橋の糸は少しく売買ありしか、価を引さげ、尅斤につき元直よりもドル二分五厘程下げし、此節は宜數品は入荷なし、故に悉く尽きし、○後月一ト月に入荷ありし糸は、支那二千三百十二箇、日本八百八十九箇也、此頃飛脚船より申來りしに、日本と支那との荷を合して積出せしもの三万三百箇なりとぞ、○綿、此品は或るロンドン七曜日一の始めには少しく直ひ上りかゝりしに、三日周をいふの商人より書出す相場にて、此一工程すきたれハ又々引下けて、綿足短きもの一斤につきドル二厘ツ、下り、日本の極上のもの一斤ニ付ドル二分八厘より三分位下りし、○今月三日にロンドンにある綿、支那と日本とのものを合わして一万九千七百八十五箇也、○日本白蠟、此品は替りし事なし、二百箱入札ありしかとも売れさりし、

チュレー国の部南アメリカの西部に在り

政府にてヨーロッパ人を招く企を為し居れり、按ずるに、国中に人を多くなし国の蕃昌する為、且此国には金山・銀山・水銀山多き故、是を開き、且は田畑等を

も開発なさん為なり、○或城下のバラパーキソと云  
町の真中にて、水銀の在ることを見出したり、察する  
に此処には水銀多く有らん、

右のことく各国の新聞誌を日本のことにはなほし出  
す趣意は、各国の珍ら敷物をも知り、且物の価の相  
場高下をも弁え知れハ、貿易の為に弁利多きを思ひ  
てなり、英国の飛脚船ハ一月ニ二度ツ、は此港に来  
るものなれハ、便り有度毎に速に出板す、尤速なる  
を専一にすることなれば、検校の暇もなきゆへ、誤  
謬而已多くして通し難からん、且亦童子之輩にも読  
なんことを欲すれば、文章の雅俗は問はずして、唯  
元書の大意を撮とりて話の如くなせしもの故、読者  
幸に元書に就て論すること勿れ、又今よりしては横  
浜在留の異人より出す引札等をも訳して添可申候、  
敬白、

文  
書  
目  
録

## 例 言

- 一 本巻「南部弥八郎報告書一」に収めた◇第一号（文久二年戊五月三日）から◇第一一八号（慶応元年丑四月頃）までの報告史料の中にみえる文書・記事等の全てについて番号を付して、掲載順に目録題をとり集録した。
- 一 文書・記事等の題名については、原史料中に見出しのあるものはそれを取り、ないものは編集者が付した。
- 一 文書については、番号・題名のほか、発給年月日の付されたものは（ ）に示した。
- 一 原史料中に見出しのうち、それぞれの文書・記事等の内容を把握するのに不十分なものについては、補足の副題を（ ）中に付した。
- 一 原史料中に報告年月日記載を欠き確定できないものうち、一定の報告時期が推定できるものについては（ ）で示した。
- 一 月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

『鹿兒島県史料 玉里島津家史料補遺』 南郡弥八郎報告書一 記載順文書目録

文久二年壬戌自五月至十二月

〔番号〕

〔報告年月日〕

〔史料料の種類及び収載文書・記事等〕

◇第一号 戊五月三日報告〔戊四月中 風説書 追加〕

一 長井雅楽守於京師申立候書付

二 南部届記事三件（此度峰起仕シ者ノ頭取ハ本間精一郎・宮部貞三・長井次郎等ノ由外承リシ世上風聞）

◇第二号 戊五月六日報告〔玉里島津家史料〕一九六

一 孝明天皇勅諭

二 南部届記事二件（右勅状ノ趣ヘノ風説並ニ東禅寺異人切害一条ノ件）

三 二月十五日入港の仏国船「ヘロイス」持越候上海新聞紙抜萃翻訳（戊二月十八日長崎通辞兩人連名翻訳書）

四 唐国上海江被差遣候役々心得方之儀ニ付申上置候書付（戊三月高橋美作・有馬帯刀連名届書）

五 南部届記事一件（兩國辺ニテ狼藉ヲ受ケン目付妻木・田宮御役御免等ノ風聞）

◇第三号 戊五月六日報告〔維新前後諸書付1〕

一 手塚律蔵ヨリ承リシ京都様子外世上風聞ノ趣

◇第四号 戊五月七日報告〔戊五月 風説書 卷二〕

一 長井雅楽守於京師申立候書付

二 南部届記事六件（大坂群集浪人ノ内本間精一郎・宮部

◇第五号

戊五月十二日報告〔維新前後諸書付2〕

一 手塚律蔵ヨリ承リシ長州形勢並ニ御尋浪人清川八郎ノ事外

◇第六号

戊五月十七日報告〔維新前後諸書付3〕

一 手塚律蔵ヨリ承リシ長州形勢並ニ京都様子等世上風聞ノ趣

◇第七号

戊五月廿八日報告〔戊五月中 風説書 二〕

一 南部届記事一件（長州様御建白之儀ニ付主謀仕シ者ノ風聞アル長井雅楽・周布政之介ノ事）

二 伝奏衆江所司代酒井若狭守様より御直書之写

の1 酒井若狭守書届書（四月十日）

の2 南部届記事（右届後ノ所司代屋敷等大騒動ノ事外）

三 京師ニおゐて堂上方御達之写（四月十一日）

四 某書翰

五 南部届記事十七件（久世様京都御使仰出ラレシハ関白様名差ノ由外承リシ世上風説・外国新聞等ノ趣）

◇第八号

戊六月十八日報告〔維新前後諸書付4〕

一 宸筆ニ而公卿方江御下ニ相成候趣

◇第九号

戊七月五日報告〔維新前後諸書付5〕

一 肥後家中富田兼輔ヨリ承リシ肥後形勢外

◆第一〇号 戊七月廿一日報告〔維新前後諸書付6〕

一 英・仏兩國公使出府並ニ外國奉行転役ニ関ハル風説等

◆第一一号 戊七月廿五日報告〔維新前後諸書付7〕

一 幕府通詞立石得十郎ヨリ承リシ英国代理公使・仏国公使ニ対スル幕府応接様子並ニ大橋順蔵病死ノ趣

◆第一二号 戊七月廿八日報告〔風説書 戊七月中〕

一 戊七月中風説書〔南部届記事二十三件、三日勅旨大原左衛門督構武所並ニ昌平坂学校・海軍所等見分ノ由外承リシ世上風聞・外国新聞等ノ趣〕

◆第一三号 戊七月廿八日報告〔維新前後諸書付8〕

一 土藩士ヨリ承リシ松平土佐守参府日積リ並ニ支那海岸流行ノ「コレラ」病ノ風聞、加州・仙台侯等ノ動向

◆第一四号 戊八月朔日報告〔風説書 戊七月中 附録〕

一 南部届記事四件〔仙台片倉小十郎多人教召連上京之風聞ニ付同家中屋敷書生玉虫某・多田某ヨリ承候真偽外一昨廿八日届後承リシ事〕

◆第一五号 戊八月朔日報告〔維新前後諸書付9〕

一 仙台書生多田某外一人ヨリ承リシ仙台藩動向並ニ土州侯ノ参勤・長州侯ノ上洛ニ付承リシ趣外

◆第一六号 戊八月廿八日報告〔風説書 戊閏八月中 一〕

一 阿州侯再度建白之写〔松平阿波守建白書写〕

二 四五月頃同侯初度建白之大意〔松平阿波守建白大意〕

三 西航使節随行某氏より来書之写

四 松木弘安より申越候書状之写 六月十七日和蘭出立之前夜認

五 第三十八号

の1 外国事務宰相へ英国公使ニール書翰（一八六二年十月一日）

の2 右御返翰（水野和泉守・板倉周防守書翰）

の3 別紙

の4 記事

六 横浜伝聞之趣

七 第四十一号

の1 日本外国事務宰相へ英国公使ニール書翰（一八六二年十月十二日・文久二年閏八月廿一日）

の2 記事

八 肥後の慷慨家長岡帯刀江建白之写

の1 物頭兼砲術世話方魚住源次兵衛外四人連名建白書

の2 記事

九 八月二日議奏衆・伝奏衆より松平長門守江左之趣於関東周旋可有之旨被仰含（二通）

一〇 南部届記事二十件（英人打捨ノ節横浜ノ異国官吏共会評議論ノ決着外承リシ世上風説・外国新聞等ノ趣）

戊九月廿八日報告〔風説書 戊九月中 一〕

一 外国掛閣老より亜の公使「ブライン」江尋之趣

二 同人江外国奉行より相尋候趣

三 南部届記事三件（九月十日所司代牧野備前守様御暇ニ付御金・時服・御刀拝領ノ事外）

四 戊九月十二日頃横浜新聞抜書（異邦人説話三件）

五 南部届記事二十八件（九月十三日英国公使書翰ヲ呈セシ意図ニ付承リシ事外国新聞・世上風説ノ趣）



六 狂詩並ニ落首

◇第一八号 戊十月廿八日報告「風説書 戊十月中 二」

一 第五十四号（一八六二年十一月廿五日外国事務宰相へ

英国公使ニール書翰）

二 十月十三日外国懸閣老方江英吉利のミニストル「ニール」本國より申來候由の演説

三 同日生麦一件応接

四の1 石部宿にて渡辺金三郎外ニ三人逢殺害候一件御届

書（九月廿四日在所日付而十月五日江戸着）

の2 渡辺金三郎外二名誅戮ノ捨文（壬戌五月廿三日）

五 久我侯江捨文等之聞書

の1 久我家へ投入レラレン捨文（戊九月）

の2 京都詰細川家家士ヨリ申越シノ写

六 仙台藩玉虫左大夫風聞為探索京都町奉行家来ニ相成差

越居申越候風説書（戊九月廿一日九月二十七日）

七 南部届記事六件（亜国公使「ブライン」ヨリ書簡ヲ以

申上シ事外見聞仕シ趣）

◇第一九号 戊十一月廿八日報告「風説書 戊十月中 一」

一 江戸に居れる西洋諸國の欽差に上つる書（一八六二年

日本横浜新聞紙館活刷）

二 上書一通

の1 英国公使ニール書翰（一八六二年七月一日・文久

二年六月五日）

の2 記事

三の1 勤役中不束ノ儀ニ付達（十一月廿日井伊掃部頭

へ）

の2 同（内藤紀伊守へ）

の3 同（間部下総守へ）

の4 同（下総守嫡子間部安房守へ）

の5 同（酒井若狭守へ）

の6 同（堀田鴻之丞へ）

の7 同（久世謙吉へ）

の8 同（安藤鱗之助へ）

の9 同（御書院番頭小笠原長門守へ）

の10 同（中興御小姓薬師寺備中守へ）

四 松平右京大夫外十二名ノ処罰書上（十一月廿三日）

五 落首

六 落首類

七の1 松木弘安より申越候書簡（八月廿一日）

の2 前書の添文（松木弘安添別紙書簡抜書）

の3 仏国羅尼所訳之新聞紙

八 勅使兩卿持参之輪命

九 同別勅之御趣旨

一〇 中川侯藩小川弥右衛門帰國之節被仰渡候御沙汰之趣

一一 長州侯京師上書

一二の1 因州様より御末家江通達之趣（十月廿八日）

の2 右ニ添別紙

一三 南部届記事十七件（因州侯着府登城並ニ長州侯・土州

侯ノ参内外承リン世上風聞・開國新聞等ノ趣）

◇第二〇号 戊十二月廿八日・二十九日報告「風説書 戊十二月

中」

一 新選論語見立

二 皇風歌仙体

三 南部届記事十一件（先年蟄居ノ水府家老等此度復職シ  
当節迄在職ノ大小吏輩夫々御咎ノ事外見聞ノ趣）

四 十二月十三日惣出仕平服御達書

五 十二月十五日次御礼居残ニ而御達

の1 勅諭之書付写  
の2 右ニ付閑老演達

六 十二月六日於芙蓉間老中列座一役一人江申達

七 右ニ付田安様ニも左之通達

八 南部届記事七件（十二月十日仏郎西蒸氣船着ニテ使節  
竹内下野守・松木弘安等帰朝ノ事外承リシ風聞ノ趣）

九 南部追加届記事一件（手庇ヲ受ケ死亡セシ和学所瑞次  
郎内濟ニテ相濟ザル事）

文久三年癸亥自正月  
至十二月

◇第二一号 亥正月廿八日報告（風説書 亥正月申中）

一 南部届記事二十四件（御殿山異国館困地ノ儀ニ付評議  
ノ風評外承リシ世上見聞ノ趣）

二 狂詩等之類

の1 当時選 唐言句

の2 京師より到来 論孟諺解

の3 漁夫の話

の4 易卦

◇第二二号 亥三月廿八日報告（風説書 亥三月中）

一の1 池田大学誅戮梟首ノ捨文（亥正月）

の2 一橋君旅館東本願寺江首ニ添テ差置候書面（亥二  
月）

の3 千種家へ同家雜掌賀川肇両腕ニ添テ差置キン捨文

二 南部届記事一件

三 横港風説 三月四日より（南部届記事八件）  
同六日迄

四 同港風説 三月八日夕より  
同十日朝まで

の1 南部届記事二件

の2 京師より神奈川奉行江達（亥二月廿九日松平春嶽  
達書）

の3 南部届記事六件（船中ニ罷在リシ英国商館婦女子  
小児共追々商館へ歸リ平常ノ通商売仕リシ事外）

五 三月五日江戸町触（亥三月）

六 同十三日町触

の1 口達之覚（亥三月十三日）

の2 記事

七 南部届記事五件（三月十四日頃幕府旗下士ノ家族ヲ知  
行所或ハ遠里ノ本家・所縁ノ方へ立退カセ居住致サス  
コトヲ許可セシ事外）

八 京師におゐて二月廿七日晚會津侯之手先召取相成候浪  
士姓名

九 正月廿一日大坂難波橋梟首（亥正月廿一日池田大学梟  
首ノ捨文）

一〇 京都三条下河原に於て木像梟首

の1 足利三代將軍木像ノ梟首略図

の2 同所大橋高礼場江掛候罪状書（亥二月廿三日）

一 二月十九日英国ミニストルより書翰を以て申立候趣へノ閣老返翰(文久三年亥二月廿一日松平豊前守・井上河内守連名書翰)

二 南部届記事一件(幕府ニテ極秘トセシ英国ヨリ差出シノ書翰和解ノ大趣意等ノ事)

三 横浜(日本文久二年壬戌四月十三日(デ・キクン書状) 横濱千八百六十二年五月十一日)

◇第二三三号 亥四月廿八日報告(「風説書 亥四月中」)

一 亥二月十九日英国公使より差出候書翰(一八六三年四月六日ニール書翰)

二 横浜風説(同九日迄)

の1 南部届記事一六件(去ル七日外国奉行ト英海軍提督応接ノ事外横浜ニテ承リシ風説)

の2 南部届記事五件(去ル五日夜亞国ミニストル宿舎焼失ノ種々巷説ノ真相外四月中旬承リシ事共)

三 諸方雑説(南部届記事六件、四月十三日「スウィッツル」国ヨリ新条約願ノ使節伊皿子長応寺へ旅宿ノ事外)

四の1 南部届記事三件(四月中旬外国奉行横浜へ相越シ密々相談ノ儀ニ付横浜詰翻訳方木村宗三ノ物語ノ事外)

の2 横浜鎖港一件ニ付町触(亥四月廿三日)

◇第二四二号 亥五月二日報告(「風説書 亥四月中追加」)

一 横浜風説(南部届記事六件、閣老小笠原侯ノ横浜鎖港談判応接等ノ事外四月廿六日夕ヨリ同廿八日昼後迄逗留承リシ趣)

二 原文凡例

三 新撰都八景 亥五月廿八日報告(「風説書 亥五月中」)

◇第二五号 一 横浜風譚

の1 南部届記事九件(外国奉行菊池伊予守応接談判ニテ償銀十万ポンド渡方談判等ノ事外)

の2 市中触達(亥五月九日)

の3 南部届記事一件

二 市上雑説

の1 南部届記事十二件(魯西亞軍艦八艘長崎へ入港申立テシ大意ノ趣外)

の2 当時入港ノ外国軍艦

四 外国事務宰相小笠原函書頭へ仏国公使ドゥ・ベルクル書翰(一八六三年六月廿四日)

四 外国事務執政小笠原函書頭へ英国公使ニール書翰(一八六三年六月廿四日)

一 (亥六月カ) 報告(「玉里島津家史料」二五七五)

一 日本軍艦亞米利加蒸氣船江炮発せし新聞(神奈川) 抜萃翻訳並に日本軍艦弗船を襲し新聞(神奈川) 抜萃翻訳

二 下関交戦新聞(神奈川) 翻訳

三 亥六月朔日於下ノ関亞米利加軍艦接戦新聞(神奈川) 版

四 亥六月五日於長州下ノ関仏軍艦交戦之新聞(仏国水督幕下江送る所也) 翻訳

一 (亥六月カ) 報告(「玉里島津家史料」二五七六)

二 下関交戦新聞(神奈川) 翻訳

一 亥六月十二日報告(「玉里島津家史料」二五八九ノ一)

一 長州におゐて外夷と戦争有之其外風聞之趣横浜にて承

◇第二八号

得候次第(十日夕ヨリ十二日朝迄見聞仕リシ成形)

◇第二九号 亥六月十五日報告〔玉里島津家史料二〕五八九ノ二

一 横浜よりの書簡之大略(六月三日騰写)

二 五月廿六日長崎出帆之蘭船長州海ニ而発砲に逢候次第略記(亥六月十五日)

◇第三〇号 亥六月十七日報告〔玉里島津家史料二〕五九二ノ三

一 將軍家ノ掃府並ニ長州侯刺殺ノ風聞、仙台書生多田平次郎物語シ長州打払一件ニ対スル亞蘭公英ノ動向外

【参考】①藩家老喜入撰津へ江戸岩元太右衛門届書〔鹿兒島県史料二〕五九二ノ一

②加賀藩主前田斉泰外十二大名へ達書〔同二〕五九二ノ二

◇第三一号 亥六月十九日報告〔玉里島津家史料二〕五九四

一 於横浜英仏亞蘭四国衆議之上七八日以前申立候書翰之大意

の1 翻訳方出役福沢諭吉ヨリ承リシ翻訳書大意

の2 南部届記事三件(洋書調所教授杉田玄瑞見懸ケノ総髮者達ノ噂ニ対スル俗説風聞外)

◇第三二号 亥六月十九日報告〔玉里島津家史料二〕五九七

一 松木安右衛門へ南部弥八郎書翰

◇第三三号 亥七月五日報告〔風説書 亥六月中〕

一 長州戦争之儀ニ付横浜風説之趣(南部届記事五件)

二 長州騒乱之儀ニ付横浜より來書之大略(六月三日南部届ノ書翰騰写)

の1 五月廿六日ノ書翰大略

の2 五月晦日ノ書翰大略

三 去月廿六日長崎出帆之蘭船長州海ニ而発砲ニ逢候次第大略(六月三日)

四 長州再戦記聞

の1 六月二日長州下関ニテ戦争セシ米国軍艦ワイロミン当朝横浜入港ニ付学問所奉行動秋月右京亮ヨリ探索命セラレシ者ノ米国人ブランヨリ伝聞仕リ送

リシ書状拔書(六月六日)

の2 南部届記事一件

五 六月六日横浜新聞紙亞版翻訳

六 五月九日鎖港之御達ニ付差出候書翰

の1 外国事務宰相小笠原図書頭へ米国公使ブリュイン書翰(一八六三年六月廿四日)

の2 外国事務宰相小笠原図書頭へ李瀾生(プロシア)国領事フォン・ブランド書翰(一八六三年六月廿四日)

の3 外国事務宰相小笠原図書頭へ蘭国領事イ・メックトマン書翰(一八六三年六月廿四日)

の4 小笠原図書頭へ葡萄牙(ポルトガル)国領事カルルク書翰(一八六三年六月廿四日)

七 京師におゐて幕府江御届(六月六日松平大膳大夫届書)

八 六月十三日小倉より江戸御届

の1 小笠原大膳大夫家來某届書(六月十三日)

の2 別紙 松平大膳大夫様・毛利右京亮様より御使者口上書写(五月廿四日)

の3 大膳大夫方より返答書写

の4 御使者差置候書状写(五月廿五日太田市之丞外四人連名書翰)

九 六月十五日外国事務執政井上侯江小倉侯より御届

の1 口上覚(六月二日小笠原大膳大夫届書)

の2 口上覚(六月六日小笠原大膳大夫届書)

の3 右ニ相添別紙(一八六三年七月十九日・文久三亥年六月四日、仏海軍提督ジョーレスより長州住人

へノ告文)

一〇 南部届記事五件(翻訳方出役福沢諭吉・木村宗三・北村元四郎等ヨリ六月廿一日・廿二日承リシ内話)

一一 六月中旬於横浜英仏亞蘭四国之官吏會議之上申立候書翰之趣意(翻訳方福沢諭吉ヨリ六月十七日頃承リシ事)

一二 南部届記事一件

一三 小笠原函書頭へ達書

一四 横港新聞(一八六三年七月二十三日・文久三年六月八日)

一五 日本新聞(一八六三年七月二十四日・文久三年六月九日)

一六 京都より坊城大納言を以小笠原大膳大夫江御沙汰之趣(六月)

一七 南部届記事十件(六月十六日早々ノ参府ノ命ヲ受ケシ諸侯人名並ニ將軍家蒸気船ニテ帰府ノ事外)

一八 亥七月十一日報告(『玉里島津家史料』六一五)

一九 神奈川奉行へノ横浜英国官吏書状(一八六三年八月廿一日・文久三年七月八日)

二 横浜新聞(一八六三年八月廿一日・文久三年七月八日)

三 横港雑説等之趣(南部届記事九件、薩英戦争ヨリ帰帆ノ英国軍艦ノ被災状況及ビ交戦ノ様子外横浜ニテ見聞仕リシ事)

◇第三五号【参考】亥七月十一日南部弥八郎へ書翰(『玉里島津家史料』六一七ノ二)

一 木村宗三書翰

【参考】①家老川上式部等五人へ岩下佐次右衛門書翰(『鹿兒島県史料』六一七ノ二)

◇第三六号(亥七月カ)報告(『玉里島津家史料』六八二)

一 「神奈川増補新聞」

の1 横浜別段新聞(一八六三年八月廿五日)

の2 日本別段新聞(一八六三年八月二十八日・文久三年七月三日(ママ))

◇第三七号

一 亥九月廿八日報告(『風説書 亥九月中』)

二 日本貿易新聞 第二十三号(一八六三年十月十四日・文久三年九月二日) 九月七日翻訳

三 日本貿易新聞 第二十四号(一八六三年十月廿一日・文久三年九月九日)

四 南部届記事二件(旗下知行高割ニテ差出ノ歩兵ノ不法暴行取締鎮静方ノ事外)

五 高野山より御届(亥九月四日大徳院代正覚院ヨリ届ノ口上覚)

右ニ付往復書三通

の1 袖扣(八月廿二日)

の2 口上手扣(八月廿三日)

の3 口上手扣(八月廿三日)

◇第三八号

一 日本貿易新聞 第廿七号(一八六三年十一月十一日・文久三年十月朔日) 十月七日於開成所 宮崎元立訳

二 日本貿易新聞 第二十八号 宮崎元立訳

三 毎日出版新聞紙中抜萃 開成所におゐて市川弁官・宮崎元立訳

四 南部届記事二件(九月五日下午目黒村幕府合業製造所ニテ暴火激発ノ事外)

◇第三九号

一 日本貿易新聞 第三十号(一八六三年十二月二日・文久三年十月二十二日) 開成所にて翻訳

二 日本貿易新聞 第三十二号(一八六三年十二月十六日・文久三年十一月六日) 開成所に於て 加藤弘蔵訳

三 南部届記事七件(今以テ決着ニ至ラザル横浜鎖港談判ノ風説外)

◇第四〇号

一 拒絶攘夷論ノ甚シキ水戸・長州等諸藩ノ動静外横浜ニテ承リシ風説

◇第四一号

一 日本貿易新聞 第三十四号(一八六三年十二月三日・文久三年十一月二十日) 開成所に於て渡辺一郎・宮崎元立訳

二 英吉利本國出版之新聞紙近頃横浜江到來抜萃翻訳之大意

三 南部届記事四件(湯島學問所並ニ林家等ニオケル島津

◇第四二号

一 英吉利本國出版之新聞紙近頃横浜江到來仕抜萃翻訳大意之趣

二 南部届記事四件(湯島學問所並ニ林家等ニオケル島津久光ノ内評外)

◇第四三号

一 日本貿易新聞 第三十四号(一八六三年十二月三十日・文久三年十一月二十日) 開成所に於て渡辺一郎訳・宮崎元立校

二 南部届記事六件(和蘭取次ヲ以テ貿易・和親取結ノ為當春渡來セシ瑞士國使節へ応接ノ事外)

元治元年甲子自正月至十二月

◇第四四号

一 日本貿易新聞 第三十六号(一八六四年一月十三日・文久三年十二月五日) 開成所に於て佐波銀次郎・内山弥太郎訳

二 日本貿易新聞 第三十九号(一八六四年二月三日・文久三年十二月廿六日) 正月十一日開成所にて訳綴相成

三 南部届記事四件(將軍家・大小幕吏等上洛ニヨル留守中ノ江戸市中ノ正月景色外見聞仕リシ事) 子二月廿六日 風説書 子二月中

◇第四五号

一 日本貿易新聞 第四十号(一八六四年二月十日・文久四年甲子正月三日) 正月中旬開成所にて訳成

二 南部届記事二件(天誅連又ハ攘夷家ヲ唱エ所々ニ集散セシ浮浪党類ノ方今形容等ノ事外)

三 於京都二月十日

の1 松平肥後守へ仰出書

の2 戸田越前守へ達書

の3 戸田大和守へ達書

四 於二条二月十五日(松平肥後守外六名へ辞令達)

五 南部届記事一件

◇第四六号 子三月十六日報告(維新前後諸書付12)

一 二月十五日二条江登城之上御封書御渡之面々

二 二月廿七日肥後藩中より京都仕出之書状抜書

三 二月六日御用番防州侯江差出書付

の1 十二月廿九日 小笠原大膳大夫伺書

の2 二月十五日 書取(幕府指示書)

四 三月朔日閣老防州侯江差出(二月廿一日松平甲斐守届書)

五 南部届記事二件(三月六日京師ヨリ到来ノ書付ニテ有

馬遠江守・永井主水正ノ長州表使トシテ近々下向ノ由

並ニ去ル二月長州人数五六千人甲冑ニテ出雲大社ニ參

詣セシコトニヨル京地形勢等承リシ風聞)

子三月十八日報告(維新前後諸書付13)

◇第四七号

一 正月八日閣老井上侯江相届(正月八日松平大膳大夫内

山添金之助届書)

二 正月廿九日同侯江届書(三月廿九日松平大膳大夫内遠

藤太市郎届書)

三 子二月忠九条殿屋形之壁ニ張紙

四 同東洞院辺江張紙

五 二月十八日夜閣老水野侯より相達

六 二月十八日水野侯江伺書

の1 松平豊前守多喜弁吾伺書

の2 右ニ付札

七 二月十九日水野侯より御警衛衆之留守居呼出相達(二月)

月)

八 南部届記事三件(京師ニ於テ騒乱及ビ少将様・春嶽

様・容堂様激論ニテ容堂様掃国ノ風聞アリシ事外)

子四月朔日報告(風説書 子三月中)

一 於江戸正月八日閣老井上侯江届(正月八日松平大膳大

夫内山添金之助届書)

二 前同断(正月廿九日松平大膳大夫内遠藤太市郎届書)

三 南部届記事一件(横浜鎖港一件ノ内実世評並ニ横浜形

勢等ノ事)

四 二月十八日於京都閣老水野侯江相伺

の1 松平豊前守家来多喜弁吾伺書(二月十八日)

の2 右ニ付札

五 同夜相達(二月細川越中守へ達書)

六 於京師二月十九日閣老水野侯より相達

七 二月六日於江戸閣老防州侯江差出

の1 小笠原大膳大夫伺書(十二月廿九日)

の2 書取(二月十五日)

八 二月十五日二条江登城之上御封書御渡(紀伊中納言等

十一家へ)

九 京師表二月廿七日仕出肥後藩人之書翰(二月廿七日)

一〇 南部届記事二件(三月六日到来ノ書ニテ有馬遠江守・

永井主水正ノ長州表使トシテ近々下向ノ由並ニ去ル二

月長州人数五六千人甲冑ニテ出雲大社ニ参詣ニヨル京

地形勢外見聞仕リシ事)

◇第四九号 子四月二日報告『玉里島津家史料三』九九〇)

一 風説書ニ遅延ノ横浜新聞等追テ届ノ件

◇第五〇号 子四月十四日報告『維新前後諸書付14』

一 彼地懇意ノ向ヨリ申越ス京師ノ模様並ニ神奈川調役森

泰次郎ヨリ私限ノ極密ニ物語シ趣外、三件

◇第五一号 子四月廿日報告『維新前後諸書付15』

一 二月廿日仕出し京師より之来状抜書

二 三月廿一日閣老井上侯江差出

の1 阿部越前守家来芝崎津右衛門伺書(三月廿一日)

の2 同日夕付札(覚)

三 閣老井上侯江土州より再願書(二月七日松平土佐守歎

願書)

四 三月廿七日閣老同人ヨリ大目付・目付へ相渡ス書付

(三月井上河内守達書)

五 四月二日閣老牧野侯より水戸家老江相達候書付(牧野

備前守達書)

六 南部届記事二件(常州筑波山集結ノ浪士ノ頭取ハ水落

山田某・藤田某等其外七八人タル風聞外)

七 四月八日光道中石橋宿役人より支配所江相届候書付

(四月八日石橋宿役人総代問屋新右衛門届書)

八 南部届記事二件(日光門主当山ノ延期ニナリタル事

外)

九 四月六日京師より申来候内(当子年三ヶ月詰御警衛

割)

一〇 南部届記事三件(四月九日肥後藩上屋敷ニテ水落菊池

久四郎次男久藏ノ起コシタル切腹騒動ノ風聞外)

◇第五二号 子四月廿六日報告『維新前後諸書付16』

一 横港紀聞(当時横浜形勢並ニ外夷事情等、五件)

◇第五三号 子四月廿六日報告『玉里島津家史料三』一〇一九)

一 横港紀聞(当時横浜形勢・外夷事情等、五件)

◇第五四号 子四月廿六日報告『玉里島津家史料三』一〇二六ノ二)

一 英国公使ヨリ幕閣へ長州征伐決行ノ通告並ニ長州動向

ノ風説・水戸攘夷家筑波山辺ニテ騒動ノ事等、三件

英国龍動府新聞紙(一八六四年二月二十日)清水卯三郎

子四月廿六日報告『玉里島津家史料三』一〇二六ノ二)

◇第五五号 一 「風説書 子四月中」

の1 京師在留肥後藩人より之書状抜書(子四月廿日

仕出し)

の2 三月廿一日閣老井上侯江差出(三月廿一日阿部越

前守家来柴崎津右衛門伺書)

の3 同日夕付札(覚)

の4 閣老井上侯江土州侯より再願書(二月七日松平土

佐守歎願書)

の5 三月廿七日閣老同人より相渡ス書付(三月井上河

内守達書)

の6 四月二日閣老牧野侯より水戸家老江相達候書付

の7 南部届記事二件(水戸藩ノ攘夷党ニヨル筑波山騷

乱事件並ニ長州藩ノ動向等)

の8 日光道中石橋宿役人より支配所御代官福田所左衛

門江相届候書付(四月八日石橋宿役人総代問屋新

右衛門届書)



の9 南部届記事八件(当月十七日日光祭礼へノ御門主  
登山延期ノ事外)

◇第五六号 一 英吉利勸勤府新聞紙(一八六四年二月二十日)清水卯三郎  
子四月廿七日報告『玉里島津家史料三』一〇二〇

一 日光山辺江浪人致蜂起候段相聞得差越候而聞合仕候次第

◇第五七号 子五月九日報告『玉里島津家史料三』一〇三三

◇第五八号 一 日光山辺江浪人致蜂起候付再度差越候而聞合仕候成行  
子五月廿二日報告(維新前後諸書付17)

一 会津侯建白(二月松平肥後守建白書)  
二 細川侯之連枝建白(二月十八日長岡澄之助・同良之助連名建白書)

三 脇坂侯より建白(三月脇坂淡路守建白書)  
四 南部届記事三件(野州宇都宮最寄へ会集ノ水府其外浪士騒乱ノ事外当時横浜ノ形成等)

◇第五九号 一 子五月廿四日報告『風説書 子五月中』  
二 会津侯建白(二月松平肥後守建白書)

二 二月廿八日細川侯之連枝建白(二月十八日長岡澄之助・長岡良之助連名建白書)

三 三月脇坂侯より建白(三月脇坂淡路守建白書)  
四 横浜新聞紙第四十五号(一八六四年三月十六日・元治元年二月九日)

◇第六〇号 子五月廿九日報告『玉里島津家史料三』一〇二八

一 「風説書」  
の1 子四月十四日付同十八日達日光御奉行小倉但馬守  
殿家来島村清蔵ヨリ書状写

の2 戸田越前守届書(四月十二日)  
の3 先触写(四月十八日水戸田丸稻右衛門内川島忠兵衛触達書)

の4 今市宿人馬出払高届書(四月十一日)  
の5 井伊掃部頭内山元運平届書(四月十九日)

の6 秋本但馬守家来大沼太郎八届書(五月八日)  
の7 戸田長門守届書(四月十八日)

の8 大和五条一揆再発之節(四月廿九日五条代官中村勅兵衛届書)

の9 於京都被仰出候御書付之由(子五月)  
の10 井上伊予守届書(四月六日)

の11 井上伊予守届書(五月)  
の12 井上伊予守届書(五月五日)

の13 井上伊予守届書(五月十七日)  
の14 南部届記事一件(野州大平山・常州筑波表ノ浪士ノ動向ノ事等)

◇第六一号 子六月廿九日報告『風聞書 子六月』

一 鳥居丹波守家来服部弁蔵届書(六月五日)  
二 町触(六月十三日南北年番名主共へ)

三 六月十四日市中廻松平周防守様御家来江御達書並御口達書写

の1 達書  
の2 御口達書写(六月)

四 弘道館諸生より其筋へ指出候書付写(五月弘道館諸生共願書)

五 子五月十四日之夜水戸下町七軒町広小路高札場へ張札

之写（子五月報国赤心至誠至忠有志連激文）

六の1 松平右京亮伺書（五月廿九日）

の2 六月二日御附札

七の1 土屋采女正願書（六月八日）

の2 御附札

八 戸田越前守家来松浦東馬届書（六月九日）

九 水野日向守届書（六月十日）

一〇 六月十二日水府御家来根津権現後太田総次郎様御下屋敷御住居御隠居道淳様江罷出候風聞書写

一一 野州栃木町兵火ニ付風聞書写（子六月十二日）

一二 土屋采女正家来上田小兵衛届書（六月廿二日）

一三 土浦藩杉浦五郎より之書状写（六月廿四日）

一四 京都表浪士一条風説写（六月六日京都へ集結ノ水・長其外浪士ノ召取方騒動ニ付某書翰）

一五 南部届記事一件（筑波表浪士共ノ動向並ニ討手ノ諸家軍勢ノ様子等ニ付承リシ風聞）

◇第六二号

一 日本貿易新聞 第六十号（一八六四年六月廿九日・元治元年五月廿六日）

◇第六三号

一 日本貿易新聞 第六十一号（一八六四年七月六日・元治元年六月三日）

二 日本外国事務宰相へのサト一書翰草稿一部写

◇第六四号

一 臨時日本新聞紙 三百四十三号（一八六四年八月十日・元治元年七月九日）

二 横浜臨時新聞紙七月九日出版 即刻釈

◇第六五号

一 横濱貿易評判 第四号（一八六四年八月十三日・元治元年七月十二日）

◇第六六号

一 子八月末カ）報告（子八月 風説）

二 子八月二日頃風聞書写

の1 太田総次郎内島野十右衛門外二名連名上書（八月十二日）

の2 太田総次郎内島野十右衛門問合書（七月晦日）

の3 御書付、八月二日御渡

の4 本文水野和泉守様へ御差出候処御付札相濟候付同日直ニ左之通書面（七月廿九日松平大膳大夫内遠藤太市郎願書）

三 外桜田長州屋敷ニ有之品々

四 七月晦日附浪華来之状内写

五 松平大膳大夫家来より差出候書付写三通

の1 松平大膳大夫内正木駿熊届覚（七月廿三日）

の2 松平大膳大夫内某届（七月廿三日）

の3 松平大膳大夫内北条瀬兵衛届覚（七月廿三日）

六 京師兵火ニ付市中御触之趣（元治元年子七月町奉行触達書）

七 浜田様より御用番和泉守殿江差出（六月廿一日松平右近将監書）

八 子八月六日松平美濃守様より被差出候写（松平美濃守内永田直次郎伺書）

九 八月廿三日達

- の1 阿部豊後守殿御渡(大目付江)
- の2 御同人御渡(八月大目付へ)
- 一〇 子八月廿三日加州様衆より御近親方江左之奉札到来之由写(広瀬五十五郎・太田勘左衛門連名達書)
- 一一 子七月廿六日田沼玄蕃頭殿御渡御書付写
  - の1 野州常州之行の面々一覽(七月)
  - の2 筑波山口之御持場
- 一二 久世謙吉並三井上河内守へ達書
- 一三 八月十三日稻葉美濃守届書
- 一四 八月七日助御用番和泉守様より御達之由
  - の1 松平右京亮へ(八月)
  - の2 松平右京亮家来菅谷治兵衛歎願書(八月十一日)
- 一五 御用番備前守へ南部美濃守家来を以差出候書付写(八月廿一日南部美濃守家来沢田恒太届書)
- 一六 八月四日風説書写
- 一七 子八月十一日御用番牧野備前守様へ被差出
  - の1 新庄駿河守願書(八月八日)
  - の2 同十六日附札
- 一八 子七月晦日水野和泉守様より家来御呼出御書付御渡
- 一九 子八月十二日常州より来状之写
- 二〇 八月十六日夜被仰渡水戸殿庶流松平大炊頭一類之内並水戸殿家老ニ可渡書付
  - の1 水戸殿庶流松平大炊頭一類へ達書
  - の2 水戸家家老へ達書
- 二一 八月十八日夜常州より足輕飛脚着来状之内

の1 本郷内膳守在所より之書状(八月十五日)

の2 別状之内

二二 八月十七日風聞書写

二三 八月十七日夜牧野備前守より土屋采女正様御家来御呼出左之通御書付御渡

の1 牧野備前守達書

の2 口達之覚

二四 八月十九日夜同断御呼出ニ而御達(牧野備前守達書)

二五 同日御達

の1 加納官一郎へ

の2 山口長次郎へ

二六 八月廿六日御届

の1 本堂内膳届書(八月廿四日)

の2 山口長次郎届書(八月廿三日)

の3 別紙覚

◇第六七号(子八、九月頃カ)報告『玉里島津家史料三』一一五〇)

一 「新聞紙 翻訳」

の1 横浜新聞

の2 中国海戦争新聞(一八六四年九月廿一日・元治元年八月廿一日)

の3 日本貿易新聞 第七十一号(一八六四年九月十四日・元治元年八月十四日)

の4 第七十一号付録

の5 日本貿易新聞 第七十二号(一八六四年九月二十一日・元治元年八月二十一日)

◇第六八号(子九月カ)報告『玉里島津家史料三』一一四五ノ一

- 一 日本貿易新聞 第七十三号（一八六四年九月廿八日・元治元年八月廿八日）九月十日訳成 渡辺一郎訳
- 二 日本貿易新聞 第七十四号（一八六四年十月五日・元治元年九月五日）石橋鎗次郎訳
- 三 日本貿易新聞 第七十五号（一八六四年十月十二日・元治元年九月十二日）九月廿三日訳成 蘭鑑三郎訳稿 柳川春三校閲 献本扣本淨書小林（子九月カ）報告『玉里島津家史料三』一一五五
- 四 八月廿七日封廻状
- 一 右一条風聞（南部届記事、神奈川奉行支配脇屋卯三郎召取ニ相成リ揚座敷へ差遣サレシ事）
- 二 八月十九日御達（八月松平周防守宛幕府達書）
- 三 1 記事一件（河野伊予守始メ役々等江戸出立ノ事）
- 2 八月廿七日小笠原様より長州外国戦争御届（八月十八日小笠原左京大夫届書）
- 3 日本貿易新聞 第七十五号（一八六四年十月十二日）（子九月カ）報告『風説書』
- 4 常州一揆ニ付小筒組差込役下役木村友輔より之文通写（八月廿八日書状抜書）
- 一 九月二日常州鹿島郡鉾田村浮浪追討首級並分捕之品々且討死・手負（九月九日届書）
- 二 九月四日常州江罷越居候京橋鉄砲師新兵衛弟子乙次郎より之書状写（九月四日書状抜書）
- 三 堀田相模守人数ニテ下総潮来館へ出張ノ風聞書
- 四 八月十日御用番備前守様江豊後守様より御届御調査
- 一 阿部豊後守伺書（八月廿日）
- 二 御付札
- 五 八月廿八日野州より差越候書付写
- 六 八月晦日野州風聞書写
- 七 野州風説書写（子八月十日步兵組届書）
- 八 九月二日御用番因幡守様江鳥居丹波守様より被差出候届書（鳥居丹波守家来野崎仙右衛門届書）
- 九 酒井但馬守へ達（九月四日）
- 一〇 同日御用番様江被差出候届書
- 一一 松平周防守届書（九月四日）
- 一二 別紙
- 一 九月五日
- 一 松平周防守へ御沙汰書（九月五日）
- 二 本堂内膳家来田辺叶届書（九月五日）
- 三 本堂内膳家来田辺叶届書（九月五日）
- 四 八月十三日常州岩間より申来ル風聞書（八月六日大関肥後守届書）
- 一 八月十七日御用番牧野備前守様へ御届書写
- 二 土屋采女正届書（八月八日）
- 三 松平大炊頭届書（八月八日）
- 四 堀田相模守並に松平右京亮へ達書
- 五 探索書写
- 六 常州より来状之写（八月廿二日）
- 七 九月三日日附来状之写
- 八 紀伊殿より御使を以被差出候写
- 九

の1 紀伊中納言願書(八月)  
の2 御用人へ達書(八月廿一日)

二〇 松平陸奥守届書(八月)

◇第七四号

(子九月カ) 報告「風説」

一 元治元子年八月二日田沼玄蕃頭御出張先被仰渡之写  
二 常州より之来状之拔書

三 九月九日常州志筑本堂内膳様衆より之来状之内書拔

四 同月十一日同所より之来状之内

五 九月廿三日御用番因幡守様へ届(九月廿三日安藤理三郎届書)

六 某書状(九月十日)

七 九月廿二日御用番諏訪因幡守様ヨリ銘々家来呼御達之

覚

八 九月八日御用番諏訪因幡守様へ(八月十五日松平土佐

守伺書)

九 九月八日御同所様へ(八月加賀中納言願書)

一〇 九月十四日右御同所様へ(八月廿四日脇坂淡路守届書)

一一 九月九日同所へ

の1 伊達遠江守内八木志津馬届(九月九日)

の2 別紙(八月十六日根来上総・浦靱負連署書状)

二二 八月廿四日御用番牧野様へ伺(八月廿四日三浦備後守伺書)

一三 長藩村岡伊助より申立候書面

の1 村岡伊助申立ノ書取

の2 伊助牢内ニ而自作之由(村岡伊助自作詩歌)

の3 松平伊豆守書状(八月廿二日)  
一四 元治元子年八月廿二日三条河原於高札□□ニ認め有之候写(子八月日本義士書)

一五 此度英国より幕府へ差出候五箇条之写

◇第七五号

子十月三日報告「風説書 九月中」

一 会席料理三者論 儒者・医者・芸者

二 狂歌

三 諸国名産見立

四 長藩村岡伊助申立候趣書取

の1 村岡伊助申立ノ趣

の2 伊助牢内にて自作之詩歌(村岡伊助自作詩歌)

の3 松平伊豆守書状(八月廿二日)

五 漢詩・狂歌等

六 南部届記事五件(長州侯父子官位召放サレ江戸屋敷取揚ニ続キ長府・徳山・清末三家モ同様仰出サレシ事

外)

七 子八月廿二日三条河原高札場江捨札之趣(中川宮・薩州・松平肥後守・井伊掃部守外捨札)

八 此度英国より幕府江差出候五箇条之写

子十月三日報告「維新前後諸書付20」

一 列侯関東参暖ノ制復古令達ニ至リシ幕府ノ内状並ニ肥後藩ノ動向等

子十月報告「維新前後諸書付21」

一 甲子九月六日関老牧野侯江英仏亜蘭之ミニストル始都合十人罷出応接之大意(牧野

○異人)

子十月廿九日報告「維新前後諸書付22」

一 京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父佐々木矢太夫江差越候書状之趣

の1 佐々木只三郎書状(八月十日)

の2 南部届記事五件(常州屯集逆徒追討戦ノ風聞並ニ英国公使館通弁官シーポルトヨリ承リシ趣等)

◇第七九号

子十月廿九日報告(「風説書 子十月中」)

一 甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亜蘭之ミニストル始都合十人罷出応接之大意(△牧野)

二 南部届記事二件(横浜在留外国士官・商人共ノ内ニテ議論シタル趣並ニ水藩浮浪勢ノ討手面々敗軍ニ及ビタル事等承リシ風聞)

三 会津侯より子八月朔日家臣江申達

の1 松平肥後守達書

の2 右ニ添別紙(七月廿日書状)

の3 書状(七月廿三日)

四 九月十三日諏訪因州より越前侯江達(諏訪因幡守達書)

五 九月十四日御同所様江出ス書(九月十四日松平肥前守内佐藤文平伺書)

六 閣老諏訪侯江差出

の1 秋元但馬守家来押田六兵衛届書(九月廿四日)

の2 別紙覚

七 御同所江届

の1 板倉主計頭届書拔書(九月廿四日)

の2 別紙

の3 関民部少輔家来今村統届書(九月廿四日)

の4 別紙覚

の5 竹腰龍谷届書(九月廿四日)

の6 別紙覚

の7 加藤羽州侯より留守居を以御届書面ニ添別紙覚

八 松平土佐守内広瀬伝太夫願書(九月廿五日)

九 九月十二日月番閣老並松前侯江御届(九月十日堀田相模守届書)

一〇 新庄駿河侯御届(九月八日新庄駿河守届書)

一一 京都見廻組佐々木只三郎より養父矢太夫江さし越候書状之趣(八月十日)

一二 長州屋敷取潰し候材木を江戸中の風呂屋江被下候ニ付落首

一三 南部届記事五件(常州辺へ屯集逆徒ト近隣諸家・幕府追討軍勢トノ戦況外見聞仕リシ事)

子十月廿九日報告(「風説書」)

一 九月十三日御用番諏訪因幡守様江差出之写

の1 戸田越前守家来沢田五郎兵衛届書(九月十三日)

の2 土屋宋女正届書(九月十三日)

の3 土屋宋女正届書(九月十三日)

の4 松平右京亮届書(九月十三日)

の5 松平右京亮届書(九月十五日)

の6 別紙(九月八日松平右京亮へ戸田五助達書)

二 九月廿二日田沼玄蕃頭様より御使を以福島役所江御達

の1 田沼玄蕃頭達書

の2 別紙(九月板倉周防守家来馬淵清助達書)

三 九月廿九日諏訪様江差出之写

◇第八〇号

- の1 丹波左京大夫内小沢長右衛門届書（九月廿九日）
- の2 別紙
- の3 別紙演説（九月廿九日丹波左京大夫内小沢長右衛門届書）
- 四 九月晦日諏訪因幡守様御役宅へ家来呼御達之写
- 五 九月六日田沼様御出張先へ御伺
- の1 戸田越前守内藤田左京伺書（九月六日）
- の2 御書取（寛）
- 六 常州風説
- の1 風聞書写
- の2 風聞記事二件
- 七 九月廿九日諏訪様へ差出之写
- の1 鳥居丹波守家来清水文助届書（九月廿九日）
- の2 別紙
- 八 野州出張先より文通之写
- の1 渡辺力之助届書（九月廿日）
- の2 小野道太郎届書（九月廿日）
- の3 堀口喜一郎届書（九月十九日）
- の4 別紙
- の5 戸田五助届書（九月廿二日）
- 九 九月十二日根岸肥前守殿へ差出、同十五日御附札
- の1 山口長次郎家来鈴村伊織伺書（九月十二日）
- の2 御付札
- 一〇 十月廿日日付下総佐倉堀田相模守様御人教之内大砲方  
斎藤弥一左衛門より之来状写
- の1 斎藤弥一左衛門書状（十月廿日）

- の2 別紙
- 一一 御用番伯耆守宅へ家来呼達（小出伊勢守へ）
- 一二 九月廿一日御用番因幡守様江差出之
- の1 松平美濃守家来守田守請書（九月廿一日）
- の2 別紙（八月十三日松平美濃守請書）
- の3 別紙（八月十三日松平美濃守請書）
- 一三 九月廿六日達書（大目付・御目付へ）
- 一四 九月廿六日御用番諏訪様へ差出（九月廿六日小笠原左京大夫内宇佐見新届書）
- 一五 子九月御用番諏訪様へ家来呼達之寛（松平主殿頭へ）
- 一六 立花飛騨守様より御内意伺
- の1 立花飛騨守内高島茂作伺書（九月廿一日）
- の2 十月三日御達（立花飛騨守へ）
- の3 同日御達（立花飛騨守へ）
- 一七 九月廿七日諏訪様へ差出
- の1 阿部主計頭家来青山与一郎届書（九月廿七日）
- の2 別紙寛（九月廿七日阿部主計頭家来青山与一郎届書）
- 一八 十月二日御用番伯耆守様江被差出
- の1 南部美濃守届書（九月十九日）
- の2 別紙（九月）
- 一九 立花出雲守申渡（十月十六日）
- の1 日本貿易新聞 第七十六号（一八六四年十月十九日）  
元治元年九月十九日 十月二日訳成  
実作貞一郎訳
- ◇第八二号 報告『玉里島津家史料三』一一四五ノ四
- ◇第八二号 報告『玉里島津家史料三』一一四五ノ五  
（子十月カ）

一 日本貿易新聞 第七十七号 (一八六四年十月廿四日・

元治元年九月廿四日) 十月初七日訳成

◇第八三号

(子冬頃カ) 報告 (『玉里島津家史料三』一一九六)

一 花嶺新聞 (ニューヨーク開版 (一八六四年十一月十九

日・子十月二十日)

二 花嶺新聞 (ニューヨーク開版 (一八六四年十一月十九

日・子十月二十日)

◇第八四号

一 皇国の御めくみを報ひ奉る為天照大神宮江額面を献し

侍る (川柳)

二 道戯十歌仙

三 賊徒征伐見立八景

四 幕なき拍子木の音

五 長州 梅の春

六 乱軍氣を もみち葉

七 子十月中旬 上野山下大除明地捨文

八 於水府被処刑罰候由之人數

九 落しはなし

一〇 京師より十月廿二日到来 (十月達書)

一一 十月十九日夜申渡 (神奈川奉行支配組頭脇屋卯三郎

へ)

一二 十月十九日閣老松平伯州江差出

の1 久世謙吉届書 (十月九日)

の2 右ニ付別紙

一三 十月十二日水府野中三五郎差出

一四 同日閣老松平伯州侯より相達 (酒井若狭守へ)

一五 十月十七日閣老江差出 (子十月十七日酒井左衛門尉届

書)

一六 同断之儀ニ付閣老より達 (酒井左衛門尉へ)

一七 十月廿日庄内邸にて承候趣

一八 十月十三日北町奉行池田播磨守申渡

一九 十月廿二日浪賊惣敗一件来状之写 (子十月廿三日届

書)

二〇 新庄駿河侯より再届書 (十月四日)

二一 十月下旬田沼侯出張先ニ而申渡 (十月)

二二 田沼侯本陣ニおゐて申渡 (歩兵頭並北条新太郎外二名

へ)

二三 或藩之士記聞之趣

二四 長州之使者持参公武江差出候歎願書写 (八月三日)

の1 長州使者持参歎願書写 (八月三日)

の2 右ニ添状

の3 右使者持参之口上手控

の4 伝八・熊次郎応答口上之趣意

二五 子十月津藩建白 (十月藤堂和泉守内藤井鼎助外二人連

名建白書)

二六 当世見立貝づくし

二七 十月二日閣老松平伯州侯江出ス書付

の1 南部美濃守届書 (九月十九日)

の2 別紙 (九月)

二八 京都に於て十月十六日参政立花雲州侯申渡 (戸田鉦三

郎へ)

二九 十月三日閣老松平伯州侯江差出



の1 上杉駿河守伺書(十月三日)  
の2 御付札

三〇 京師ニ於て成瀬隼人正より達書

の1 成瀬隼人正達書

の2 別紙(十月)

三一 子十月久留米藩建白(十月有馬中務大輔内有馬内蔵助

外四名連名建白書)

三二 右同時肥後藩建言(十月細川越中守内家老代長岡衛門

外二名建白書)

三三 平磯砲戦略記(子十月御使番日根野藤之助届書)

三四 十月五日關老松平伯州侯江届

の1 松平周防守届書(十月五日)

の2 別紙(代官佐々木半十郎手代田中啓藏ノ松平大炊

獲囚ニ功アル事)

三五 十月五日夜於水戸表松平万太郎宅江大目付黒川近江

守・御目付羽田十左衛門相越近江守申渡之

の1 切腹申渡書(松平大炊頭へ)

の2 松平大炊頭内菊池庄助・平井久馬連署届書(九月

廿八日)

の3 松平大炊頭内菊池庄助・平井久馬連署届書(九月

廿八日)

三六 狂詠落首体

三七 野州賊徒一件最寄之諸家より届書

の1 大関肥後守届書(十一月六日)

の2 芦野采女正届書(十一月四日)

の3 左ニ付別紙(十一月四日武田伊賀守届書)

の4 前田丹後守届書(十一月十九日)  
三八 南部届記事四件(十一月十六日ノ戦争ニテ松平右京亮

等寄手ノ兵ガ武田耕雲斎率イル軍ニ大敗セシ風聞外見

聞仕リシ事)

◇第八五号

子十二月廿七日報告(子十二月 風説書)

の1 加納官一郎へ褒書

の2 別紙(褒美被下候人名)

二 十一月廿一日關老江差出(松平周防守届書)

三 十月廿八日土州留守居直話之趣

四 關老江差出(十一月廿七日松平土佐守内広瀬伝太夫届

書)

五 十月二日常州府中ニ於て死刑之者(十月)

六の1 戸田越前守届書(十月廿九日)

の2 別紙覚

七 日光山出役幕の小吏より来状(十一月十一日飯島清之

助書状)

八 十月廿六日關老松平伯州侯より一類松平織部江差

九 十一月六日光表江出立途中宇都宮より之来書(十一

月九日中谷某書状)

一〇 田沼玄蕃頭達書(安部撰津守へ)

一一 水戸表降参之賊徒千百人余御預ケ之侯伯

一二 十一月十七日關老江差出

の1 安部撰津守届書(十一月十七日)

の2 右ニ付別紙

一三 關老阿部侯江差出

の1 松平左兵衛督伺書(十一月廿二日)

の2 付札

一四 十一月廿六日関老江差出(米倉丹波守届書)

一五 水藩之内(割腹ノ風聞アル水戸藩人士書上)

一六 十月十六日(死罪申付ラル水藩人士並ニ松平大炊家来書上)

一七 上州高崎よりの来書

一八 大番頭・阿番頭・御先手・御徒頭・小十人頭へ達書

一九 十一月廿八日関老より勘定奉行江達

二〇 十一月廿日戦争之節松平丹州侯人数之内戦死・手負等

二一 十一月七日関老ヨリ相達(加賀中納言へ)

二二 十月所司代桑名侯江届(十月十六日松平出雲守・蒔田相模守連名届書)

二三 元治元年甲子十一月廿三日於浪華城長征御軍議列席

二四 長州征伐御軍令(元治元子年十月条々)

二五 御下知状(元治元子年十月和泉守外五名連名覚)

二六 御軍令等一同江御渡ニ付書付

二七 十月十六日伝奏衆より御渡之書付

二八の1 達書(十月別紙制札文村市所々へ可達事ニ付)

の2 別紙制札文(元治元子年十月)

二九 尾張前大納言出征泊割ニ付達書(十月)

三〇 長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩江触達之写

の1 尾張前大納言触達書(十一月十四日)

の2 心得書

三一 吉川監物歎願書(十月廿七日)

三二 吉川監物歎願書(十一月二日)

三三 大目付・御目付江達

三四 子十一月関老江差出(十一月四日松平美濃守内永田直次郎届書)

◇第八六号 (元治元年カ) 報告(『玉里島津家史料四』一二四五)

一 新撰妾子、時期集註(時勢並ニ諸藩動向へノ評言)

◇第八七号 (元治元年カ) 報告(『玉里島津家史料四』一二五一)

一 於長崎亞米利加船江日本水夫雇入度申出候処御免無之候ニ付同所詰之コムシユルより申立候趣有之、江戸江相詰居候ミニストル「ブロイン」より申上候趣

二 南部届記事五件(関白諸大夫ヨリ長州侯へ上京有ルベク御沙汰ニ付来ル廿日頃発駕内定ノ事外)

慶応元年乙丑自正月 至 四月

◇第八八号 丑正月三日報告(『風説書 丑正月中之内』)

一 関老諏訪侯江差出(十月廿八日松平阿波守願書)

二 右同所江差出(十月廿九日)

三 長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩江触達

の1 尾張前大納言達書(十一月十四日)

の2 右ニ付心得書

四 十一月十六日芸州出立之飛脚便より来書

五 十一月廿七日関老水野侯より達

六 関老本多侯江差出

の1 板倉主計頭外二名届書(十二月朔日)

の2 別紙(元治元甲子年十一月六日毛利淡路請書)

の3 別紙(元治元甲子年十一月六日粟屋内匠外五名添書)

七 紀藩某江神奈川住ニ而紀州七里役之者より文通之拔萃

八 清水清次獄門之節ノ応接並ニ科書(十一月七日柏木五十二届書抜書)

九 南部届記事一件(清水清次ノ豪勇氣象ヲ異人共賞讃セシ事等)

一〇 十二月九日尾州より関老江差出

一一 関老本多侯江差出(十二月十一日戸田采女正内太田多三弥届書)

一二 南部届記事五件(越前今庄へ滞留中ノ賊勢ヤ寄手ノ形勢等ノ風聞外)

◇第八九号

丑正月廿九日報告〔風説書 丑正中〕

一 子十一月七日書付(加賀中納言へ達書)

二 十一月十八日広島表尾張前大納言殿より奏聞之書付(前大納言徳川慶勝上書)

三 十月廿六日関老江差出

の1 板倉内膳正届書(十月廿六日)

の2 右ニ添別紙

四 十二月十二日於総州佐原宿仮吟味所引渡相成候房州勝山酒井侯御預ケ人数

五 十一月晦日関老より大小鑑察江達(十一月寛)

六 関老本多侯江差出(十二月朔日溝口主膳正内寺田鑲之助届書)

七の1 十一月十二日関老阿部侯より達(加藤左京大夫へ)

の2 右同案ニ而左之侯伯江も達有之(稻垣若狭守以下三八名へ)

八の1 松平伊賀守へ達

の2 同案ニ而左之侯伯江も達有之(鳥居丹波守以下四十六名へ)

九 十二月朔日差出

の1 諏訪因幡守届書(十二月朔日)

の2 右ニ相添別紙(戦死手負者人名覚書)

の3 討取候分覚

の4 分捕雜物品立書

一〇 京師ニ於て御達(十二月朔日野々宮中納言・飛鳥井中納言達書)

一一 十二月九日水府邸中下々迄通達之趣(十二月八日)

一二 断章取義 当世大学中庸

一三 十二月十五日関老より達(松平確堂へ)

一四 十二月十五日関老江差出(藤堂和泉守内松岡橋四郎届書)

一五 別紙四通

の1 織田市蔵・滝川播磨守連名達書(十二月十五日)

の2 届書抜書

の3 達書(十二月)

の4 達書(十二月)

一六 十二月十六日関老本多侯江差出(分部若狭守家来三宅頼母届書)

の1 分部若狭守家来三宅頼母届書(十二月十六日)

の2 別紙 去ル二日京都屋敷江大目付様より御達写

- (十二月小出五郎右衛門・滝川播磨守連名達書)
- の3 別紙 去ル四日大津蔵屋敷江大目付様より御達書  
写(十二月四日織田市蔵・滝川播磨守連名届書)
  - の4 別紙 去ル十五日大津宿より刻付を以左之封書到  
来之写(十二月織田市蔵・滝川播磨守連名届書)
  - 一七 子十一月廿五日会津侯より三十歳以下ニ而は養子願難  
相成儀ニ御座候得共格別之訳を以内意伺
  - 一八 子十二月十七日頃浪賊共より加州陣江差出候降伏状  
の1 武田伊賀守降伏歎願書
  - の2 賊徒共加州軍門江一同降伏之由ニ付届書
  - 一九 子十二月廿九日上方より来書之内  
の1 由比図書・織田市蔵連名達書
  - の2 別紙(出張人数引揚ノ書付)
  - 二〇 丑正月七日一橋附家老より差出候書付并別紙  
の1 一橋附家老より差出候書付
  - の2 別紙(子十二月一橋中納言へ達書)
  - 二二 子十二月常州那珂湊浮浪降人於佐原表御預人数四百六  
十六人之内訳
  - 二三 於上総国銚子表御預四百三十六人之内訳
  - 二四 於下総国関宿表御預二百五十二人之内訳
  - 二五 十二月十一日申渡(大御番頭丹波長門守外へ)
  - 二六 子十二月廿日歩兵頭小出播磨守江申渡
  - 二七 右同断御持小筒組之頭江申渡  
於焼火之間替席参政酒井侯申渡(御持小筒組勸方木村  
元次郎外へ)
  - 二八 十二月廿日關老江差出
- の1 戸田采女正家来葉山豊三郎届書
- の2 右同人届書
  - の3 生捕人書上
  - 二九 子十二月廿五日關老江差出(間部卍治届書)
  - 三〇 子十二月賊魁武田伊賀より加州江初度差出候歎願之書  
面(元治元年子十二月武田伊賀守歎願書)
  - 三一 丑正月五日越前より關老江差出  
の1 松平越前守内何某届書(正月五日)
  - の2 右同人(正月五日)
  - の3 別紙絵図面
  - 三二 子十二月小倉来書之内(十一月廿三日達書)
  - 三三 乙丑孟春附会之連歌
  - 三四 諸国十二景 名産美景
  - 三五 賊徒武田伊賀等申立候趣意書、加州ニ而周旋之一件  
の1 加賀中納言内不破亮三郎外二名伺書
  - の2 武田伊賀守謝罪歎願書(謝罪書等三通ノ内)
  - の3 武田伊賀守謝罪歎願書(右同、十二月)
  - の4 始末書(右同)
  - 三六 子十月廿三日水戸湊降参人之姓名
  - 三七 正月廿日關老江差出  
の1 中山備前守伺書(十二月十五日)
  - の2 付札
  - 三八 喜連川侯より關老江差出  
の1 喜連川左馬頭伺書(十一月十八日)
  - の2 付札
  - 三九 小田原侯より差出(十二月十五日大久保加賀守届書)

四〇 丑正月五日越前家臣より相届(本多興之助家来大井五右衛門届書)

四一 加州より差出

の1 加賀中納言内加須屋十左衛門届書(正月五日)

の2 加賀中納言内加須屋十左衛門届書(正月十日)

四二 丑正月十日關老江相届(正月十日内藤若狭守届書)

四三 丑正月十一日阿州侯より差出(十二月廿二日松平阿波守届書)

四四 子十二月十八日申渡(菅沼新八郎へ)

四五 子七月中長藩邸取こほちニ付府下町人人足等江被下候金錢等之高

四六 筑前侯より關老江差出

の1 松平美濃守届書(十一月廿八日)

の2 別紙(松平美濃守へ達書)

の3 別紙(細川越中守へ達書)

の4 別紙(松平修理大夫外二名へ達書)

四七 子正月芸州侯より關老江相達

の1 松平安芸守内梶川銀次郎届書(正月五日)

の2 別紙(諸藩侯・家来参着人名)

四八 日本貿易新聞 第八十五号摘要(一八六四年十二月廿一日・元治元年十一月廿三日)

四九 横浜新聞紙中抜萃(第七十八・七十九・八十号之内)

五〇 日本貿易新聞 第八十六号(一八六四年十二月二十八日・元治元年十一月三十日)

五一 日本貿易新聞 第八十七号(一八六四年一月四日・元治元年十二月七日)

五二 日本貿易新聞 第八十八号(一八六四年一月十一日・元治元年十二月十四日)

五三 子四月野州大平山屯集賊徒之魁首共より備前侯江建白書及侯より以添書内奏之書面

の1 田丸稻之右衛門外三名建白書(元治元年甲子四月)

の2 右江備前侯添書(松平備前守歎願書)

◇第九〇号 (丑正月カ) 報告『玉里島津家史料』一三三九

一 日本貿易新聞 第九十号(一八六五年一月廿五日・元治元年十二月廿八日) 柳川校正淨書 外山捨八訳

◇第九一号 (丑春頃カ) 報告(維新前後諸書付23)

一 子十月常野脱走之賊徒中山道より越前迄暴行之道之記(子十月廿三日ヨリ十二月廿九日迄)

◇第九二号 丑二月八日報告(維新前後諸書付24)

一 子正月月中旬到来一橋様附より紙面之写(某書翰)

二 正月十七日右同断(十二月廿七日石河佐渡守届書)

三 正月十五日御用番和泉守様江届

の1 稲葉民部少輔届書(十二月廿九日)

の2 稲葉民部少輔届書(十二月廿七日)

四 尾張前大納言ノ参府ニ付達

五 松平和泉守・内藤紀伊守へ達

六 正月十二日御用番様江池田信濃守様より御届(正月十二日池田信濃守西部儀右衛門家来届書)

七 子十二月廿九日京都御目付様へ差出(子十二月不破亮三郎外二人連名届書)

八 加州家風説

九 正月廿三日紀州殿御城付より被相伺候趣

一〇 丑正月三日御用番様江（正月三日久世謙吉家来丹羽儀藏届書）

一一 丑正月廿一日御用番和泉守様江（正月廿一日上杉彈正大弼届書）

一二 丑正月廿三日御用番和泉守様御宅江家来呼達（正月松平播磨守・松平大学守へ）

一三 正月廿四日右同断（大久保加賀守へ）

一四 元治元子十二月願出候書付（十二月幸若小八郎外二人連名願書）

一五 丑正月廿九日伝聞書

一六 丑正月十五日御用部屋ニ於テ和泉守申達シノ書付  
の1 松平伯耆守・阿部豊後守へ  
の2 松平伯耆守へ

一七 丑正月十五日御用番和泉守宅江家来呼達（安藤理三郎へ）

一八 正月十四日御用番様江御届（正月三日成瀬隼人正届書）

一九 丑正月十五日御用番様江因州侯より（松平相模守内山下判平届書）

二〇 子十二月七日美濃守様御宅江家来呼達（松平飛騨守へ）

二一 子十二月廿四日同断（牧野越中守へ）  
二二 子五月廿四日御用番井上河内守様江仙台侯より（五月松平陸奥守願書）

◇第九三号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付25〕

一 元治元子年十一月十一日芸州表於草津長州家老兩人呼

出御目付戸川鉾三郎殿より御達之享  
申渡之覚（十一月十一日）

二 同月十四日諸藩江御達之享（尾張大納言達書）

三 同月十九日御達之覚  
四 同月廿四日御達之覚（十一月廿四日尾張大納言達書）

五 十一月廿四日御達之覚（十一月廿四日尾張大納言達書）

六 子十一月廿三日総督尾張殿御陣江差出候書付享  
の1 吉川監物届書（十一月廿三日）  
の2 吉川監物届書（十一月廿三日）

七 同月廿六日御同所江差出候別紙三通  
の1 毛利大膳大夫御請書（十一月廿六日）  
の2 毛利大膳大夫御請書（十一月廿六日）  
の3 毛利長門守・同大膳大夫連名届書（元治元甲子年十一月廿六日）

八 末家中より歎願書  
の1 毛利淡路歎願書（元治元甲子年十一月廿四日）  
の2 毛利左京歎願書（元治元甲子年十二月朔日）  
の3 毛利讃岐歎願書（元治元甲子年十二月朔日）

九 元治二丑年二月二日尾張殿御城付より被差出候書付  
一〇 丑正月廿・四日御用番和泉守様江芸州侯より  
の1 松平安芸守届書（正月廿〇日）  
の2 別紙（正月四日松平安芸守届書）

一一 同月廿六日御用番様江  
の1 松平安芸守内福永助左衛門届書（正月廿六日）  
の2 別紙 毛利左京外毛利家家老へ達書（正月）

一二 別紙 毛利左京外毛利家家老へ達書（正月）

一三 別紙 毛利左京外毛利家家老へ達書（正月）

一四 別紙 毛利左京外毛利家家老へ達書（正月）

一五 別紙 毛利左京外毛利家家老へ達書（正月）

一 二月廿七日御用番様江間部侯より

の1 間部仕治届書

の2 別紙(正月達書)

一三 佐竹左京大夫外二名へ所司代等ヨリ達

一四 十二月十二日於大坂表建部三二郎へ達

一五 正月廿八日牧野越中守へ達

一六 正月廿六日井伊掃部頭へ達

一七 正月廿七日御用番様江(松平刑部大輔家来某届書)

一八 正月廿一日御用番様江彦根侯より

の1 井伊掃部頭内久保田庄司届書(正月廿一日)

の2 別紙(正月達書)

一九 正月廿四日御用番様江松山侯より(松平隠岐守家来安

藤取蔵届書)

二〇 松平老岐守届書(正月二日)

二一 松平三河守家来徳山米造届書(正月廿五日)

二二 松平讃岐守届書(五月五日)

◇第九四号 丑二月十三日報告(維新前後諸書付26)

一 秋元侯藩より内意伺書写(正月廿六日秋元但馬守家来

押田五兵衛伺書)

二 尾張殿御家老衆持参之書付(正月廿一日尾張大納言届

書)

三 正月廿九日之次飛脚ニ松平越中守様江被申遣候趣

の1 老中方連名達書(正月廿九日)

の2 別紙

四 丑二月五日御用番様より家来呼出御書付ヲ以御達(井

伊掃部頭へ)

五 尾張殿御城附より被差出候書付写

の1 渡辺半九郎届書(正月十八日)

の2 渡辺半九郎届書(正月)

の3 別紙(正月尾張大納言届書)

六の1 阿部主計頭届書(正月十一日)

の2 別紙(元治元年子十二月廿七日尾張大納言達書)

の3 達書(丑(子カ)十二月)

七 加賀中納言加次屋十左衛門届書(正月廿一日)

八 松平陸奥守内大童信太夫届書(正月廿一日)

九 板倉撰津守届書(正月)

一〇 板倉周防守届書(正月八日)

一一 元治元年十二月総督尾張前大納言殿より被遣候畑作之

右衛門申出候探索書

一二 萩中仕置

一三 松平備前守届書(正月朔日)

一四 正月廿一日御用番様江被差出書付

の1 本田主膳正届書(正月十四日)

の2 別紙(正月本田主膳正家来へ達書)

一五 石川保之助家来松井祐助届書(正月廿日)

一六 丑正月廿三日御用番水野和泉守様へ被差出候処同廿九

日夕御附札

の1 三浦備後守家来鳩山十右衛門伺書(正月廿三日)

の2 付札

一七 元治元年十一月十一日御用番豊後守様江進達書(十

一月亀井隠岐守内山崎伝兵衛届書)

一八 丑二月三日和泉守様より阿部主計頭様外五名江御達書

写(二月)

◇第九五号 丑二月廿八日報告(維新前後諸書付27)

一 横浜表当分の形勢為探索去ル廿二日罷越同廿六日罷帰

り見聞之趣(南部届記事六件)

◇第九六号 丑二月報告(維新前後諸書付28)

一 世上風刺狂歌

二 彦根侯より御届書

の1 井伊掃部守内山本運平届書(二月十四日)

の2 別紙(二月掃部守方より差出候斬人斬首仕候賊徒)

三 越前敦賀表より申越候賊徒一条文通写(二月二日)

四 丑二月彦根手ニ而討捨介錯之者名前

◇第九七号 丑二月報告(維新前後諸書付29)

一 元治二丑年正月五日御用番様江会津侯より(子十二月

松平肥前守内石沢武兵衛歎願書)

二 元治元子年十月十八日於加州表刑罰申渡写

◇第九八号 丑二月報告(維新前後諸書付30)

一 筑前侯より御用番水野侯江

の1 松平美濃守伺書(正月二日)

の2 二月九日御渡之覚書

二 丑二月十日尾州侯より御届

の1 届書(二月)

の2 御沙汰書(尾張女同へ)

三 丑正月廿七日松平越前侯より届

四 同月同日芸州侯より届

五 丑正月十八日被仰出書(正月)

六 丑二月十日小笠原左衛門佐へ達

七 丑二月常野脱賊一件御称美(一橋中納言外十九名へ)

八 丑二月五日御用番様より御達(酒井雅楽頭へ)

九 同月六日松平山城守より内意伺

一〇 丑二月六日神奈川奉行江相達

一一 丑二月六日御用番様より向々江御渡書付

一二 丑正月長州より吉川監物江頼之書面

の1 口上之覚(正月)

の2 木村左馬介外二名運署書翰(正月十六日)

の3 御総督様江御届(正月十八日松平右近将監届書)

一三 子九月十一日

の1 芸州表ニ而八月頃より正奸二手ニ相成、建白之趣

意奸物之為ニ誠心難尽、九月十一日君公先靈江参

詣之節直訴致し府中岩屋山江屯集之人々

の2 奸者等御糺之上切腹被仰付候者

一四 丑二月六日次飛脚ニ京都松平越中守様へ関老方より申

遣之趣(二月六日関老方連名達書)

一五 右同断牧野越中守様江被申遣候趣(二月六日関老方連

名達書)

一六 同断松平伯耆守様・阿部豊後守様江申遣候趣(二月六

日関老方連名達書)

一七 丑二月十九日石州表より到来風聞書并来紙写

の1 某書状(二月十九日)

の2 長州表風聞書(丑正月廿四日塘藤十郎探索風聞

書)

◇第九九号 (丑二月カ) 報告(維新前後諸書付31)



一 子十二月会津侯より関老江差出(十二月松平肥後守内石沢民衛願書)

二 丑二月四日彦根侯より関老江差出(井伊掃部頭内山元運平届書)

三 右ニ添別紙二通

の1 滝沢嘉太郎・黒川近江守連署達書(正月十八日)の2 幕府達書(正月十八日)

四 京都警衛向外諸侯動靜

五 丑二月十六日小倉侯江関老より達

六 丑二月九日筑前侯より関老江差出(正月十六日松平美濃守届書)

七 丑二月十七日因州侯より関老江別紙之通所司代より被達候旨家来を以届(正月達書)

八 大目付黒川近江守・御目付滝沢嘉太郎断状(丑二月五日)

◇第一〇〇号 (丑二月カ) 報告『玉里島津家史料』二二八五)

一 九十五号 横浜貿易新聞付別段新聞

の1 九十五号 横浜貿易新聞(一八六五年三月一日・丑二月四日)

の2 横浜別段新聞(一八六五年三月一日・丑二月五日)

◇第一〇二号 (丑二月カ) 報告『玉里島津家史料』二二八六)

一 九十五号 横浜貿易新聞付別段新聞

の1 九十五号 横浜貿易新聞(一八六五年三月一日・丑二月四日)

の2 横浜別段新聞(一八六五年三月一日・丑二月五日)

◇第一〇二号 丑三月五日報告(風説書 丑二月中)

一 子十一月十一日於芸州草津長州家老兩人江鑑察戸川鉾三郎申渡

の1 戸川鉾三郎口上

の2 申渡之覚(十一月十一日)

二 丑十一月十九日達之趣

の1 達書(毛利大膳父子へ)

の2 毛利大膳より差出候書面抜書(十一月廿六日)

の3 毛利大膳・同長門連名謝罪書(元治元甲子年十一月廿六日)

の4 毛利淡路歎願書(元治元甲子年十一月廿四日)

の5 毛利左京歎願書(元治元甲子年十二月朔日)

の6 毛利讃岐歎願書(年月月日右同)

三 丑二月二日尾州より関老江差出

四 丑正月廿四日芸州侯より関老江差出

の1 松平安芸守届書(正月四日)

の2 別紙(正月四日松平安芸守届書)

五 同月廿六日関老江

の1 松平安芸守内福永助左衛門届書(正月廿四日)

の2 別紙(正月尾張前大納言より吉川監物外三名及び松平大膳家老等へ達書)

六 丑正月十日京都所司代より達(間部出治へ)

七 丑正月十日右同断(佐竹右京大夫外二名へ)

八 子十二月十二日大坂御城代より達(建部三二郎へ)

九 正月廿八日関老より達(牧野越中守へ)

- 一〇 正月廿六日達（井伊掃部頭へ）
- 一一 丑正月十日所司代より達彦根候江（正月）
- 一二 丑正月廿六日閣老江内意伺（秋元但馬守家来正月廿六日押田五兵衛伺書）
- 一三 尾州老臣丑正月廿八日差出（正月廿一日尾張前大納言達書）
- 一四 正月廿九日京都所司代松平越中侯江閣老中より申越之趣
  - の1 閣老連名達書（正月廿九日）
  - の2 別紙
- 一五 丑二月五日閣老より達（井伊掃部頭へ）
- 一六 仙台侯より閣老江差出（正月廿一日松平陸奥守内大董信大夫届書）
- 一七 丑十二月中尾張総督より被遣候長防探索之儀畑作之右衛門申出候書面
  - の1 畑作之右衛門探索届書（子十二月）
  - の2 萩藩中仕置
- 一八 丑正月廿三日閣老水野泉州江差出廿九日付札（正月廿三日三浦備後守家来鳩山十右衛門伺書）
- 一九 丑二月三日閣老より阿部主計頭・酒井大学頭・松平山城守之三侯江相達候趣（二月）
- 二〇 丑正月五日閣老江会津侯より再願（子十二月松平肥後守内石沢武兵衛歎願書）
- 二一 子十月十八日於加州藩士刑罪之書付
- 二二 新撰妾子
- 二三 日本貿易新聞 第九十三号（一八六五年二月十五日）

- 元治二年正月廿日
- 二四 日本貿易新聞 第九十卷号（一八六五年二月一日・元治二年正月六日）十二月二十六日晚誌
- 二五 日本貿易新聞 第九拾貳号（一八六五年二月八日・元治二年正月十三日）
- 二六 横港方今之形勢為探索二月廿二日より同廿五日迄同所滞留見聞之趣（南部届記事六件）
- 二七 丑二月付会
- 二八 彦根侯より閣老江差出
  - の1 井伊掃部頭内山本連平届書（二月十四日）
  - の2 別紙（二月井伊掃部頭・酒井若狹守方ヨリ差出ノ斬人斬首賊徒人名書上）
  - の3 浮浪人員六百貳拾貳人ノ打捨内訳
- 二九 筑前侯より閣老水野泉州江差出二月四日差出  
同九日覚書渡
  - の1 松平美濃守伺書（正月二日）
  - の2 覚書
- 三〇 丑二月十日尾州より閣老江差出
  - の1 届書（二月）
  - の2 別紙書付（御沙汰書）
- 三一 丑正月廿七日越前侯より閣老江差出
- 三二 同月同日芸州侯より閣老江差出
- 三三 京師に於て丑正月十八日被仰出（正月）
- 三四 丑二月京都ニ於て御沙汰（一橋中納言外十九名へ）
- 三五 丑二月六日神奈川奉行江達（二月）
- 三六 丑二月六日閣老より申渡（井上信濃守外一名へ）
- 三七 丑正月長州より吉川監物江頼之書面（正月口上之覚）

三八 子十一月風聞

の1 芸州表ニ而八月頃より正姦二手ニ相成、建白之趣

意奸者之為ニ被隔、誠心難尽九月十一日君公先靈  
江参詣之節直訴致し、府中岩屋山江屯集之人々

の2 奸徒糾明之上割腹者人名書上

三九 丑二月六日所司代江閣老より申遣候趣意(二月六日松

平越中守へ閣老連名達書)

四〇 右一件大坂城御城代江問合之趣(二月六日牧野越中守

へ閣老連名達書)

四一 右同断ニ付滯京阿部豊州・松平伯州江申遣候趣(二月

六日閣老連名達書)

四二 丑二月十九日石州より到来風聞書并來書

の1 石州より到来書状(二月十九日)

の2 右ニ添長州表風聞書(丑正月廿四日堀藤十郎届

書)

四三 丑正月月中旬到来一橋付之士より書状

四四 閣老水野泉州江差出(正月十九日問部正治伺書)

四五 閣老水野泉州江差出

の1 稻葉民部大輔届書(十二月廿九日)

の2 稻葉民部大輔届書

四六 尾州より閣老江差出

四七 正月廿三日通達

の1 松平謙翁(和泉守)・内藤藤翁(紀伊守)へ

の2 右兩人へ

四八 常野之流賊降伏一件加州藩之風説

四九 正月廿三日参府伺

五〇 久世侯より御預降人病氣之儀ニ付月番閣老江差出(正

月三日)

五一 米沢侯より水野泉州江差出(正月廿一日上杉弾正大弼

願書)

五二 丑正月廿三日水野泉州より達(松平播磨守・松平大学

頭へ)

五三 丑正月廿九日伝聞書

五四 丑正月十五日達

の1 松平伯耆守・阿部豊後守へ

の2 松平伯耆守へ

五五 丑正月十五日水野泉州より達ス(安藤理三郎へ)

五六 丑正月十四日閣老江差出(正月三日成瀬隼人正届書)

五七 仙台侯より子五月廿四日閣老井上河州江差出(五月松

平陸奥守願書)

五八 国許側役衆へ市来次十郎書翰(丑三月五日)

◇第一〇三号 丑三月廿四日報告(維新前後諸書付32)

一 本朝之子十一月九日和蘭差立丑正月廿八日御軍艦方よ

り相達候政府より為伝習彼国江遣置候生徒より之書状

(元治元年子十一月八日赤松大三郎書状)

◇第一〇四号 丑三月廿六日報告(維新前後諸書付33)

一 三月七日小倉侯より閣老江

の1 小笠原左京太夫届書(二月四日)

の2 小笠原左京太夫家来宇佐美新届書(三月七日)

二 三月九日越前侯より閣老江(三月朔日松平越前守届

書)

三 御所より丑二月被仰出候御書付

四 高崎侯より閨老江内届（二月廿八日松平右京亮家来膏谷次兵衛届書）

五 丑正月会津侯より閨老江差出

の1 松平肥後守内田口治八願書（正月）

の2 覚

六 子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書

七 越前敦賀之者出府談話之書取

八 肥前侯より閨老江差出

の1 松平肥前守内岡本忠兵衛届書（二月十二日）

の2 別紙（十二月廿九日松平美濃守桐山作兵衛伺書）

◇第一〇五号（丑三月カ）報告（維新前後諸書付34）

一 毛利左京暴臣之刑罪相成候者

二 二月八日島原侯より閨老江差出（正月十四日松平主殿頭届書）

三 松山侯より閨老江差出（二月十二日松平隱岐守家来相田六左右衛門届書）

四 丑二月十七日閨老江差出

の1 松平播磨守口上之覚（二月十七日）

の2 覚

五 狂句之連歌

六 丑三月風聞

七 三月十四日大監察より諸向江触達

八 丑正月廿七日大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借家播磨屋庄次郎方ニ旅宿罷在佐々木源氏末流之由相唱居候者共会津侯預り新撰組三十人計差向召捕入牢相成候者

九 丑正月廿八日夜盜賊方兵庫表江出張召捕之者（丑三月カ）報告（維新前後諸書付35）

一 丑二月紀州藩人之談話

二 京都於て子十二月十日被仰出候御書付

三 丑二月廿六日加藤遠州侯江閨老より相渡候封書

四 丑二月下旬閨老より達（戸田土佐守へ）

五 丑三月八日達

の1 松平周防守へ

の2 松平周防守へ

の3 戸田土佐守へ

六 丑七月より九月迄京都御警衛ニ付達（有馬中務大輔へ）

七 丑三月二日閨老より達（酒井若狭守へ）

八 丑二月閨老江差出（二月廿五日松平伯耆守届書）

九 子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申渡

一〇 二月十八日小倉侯より差出

の1 小笠原左京太夫届書（正月十五日）

の2 小笠原左京太夫家来宇佐美新届書（二月十八日）

一一 南部届記事二件（三月十三日加州侯江戸着ノ事外）

一二 三条殿より筑前侯江答書（十二月三日）

一三 丑二月廿日佐竹侯より届ノ趣

◇第一〇七号（丑三月カ）報告（維新前後諸書付36）

一 尾州老卿之本陣芸州沼田北郷江大小監察持参之書付

の1 幕府達書

の2 右ニ付御請書（正月）

の3 届書

- 二 京都より丑三月被仰出(三月)
- 三 丑三月十八日閣老より達
- 四 子十一月松平老岐侯より芸州ニ而建白(十一月廿九日)
- 五 建白御尋之上は左之趣ニ御答口上之事
- ◇第一〇八号 (丑三月カ) 報告「維新前後諸書付37」
- 一 日本貿易新聞 第九十五号(一八六五年三月一日・元治二年二月四日)
- 二 附録別段新聞(一八六五年三月二日・元治二年二月五日)
- 三 日本貿易新聞 第九十六号(一八六五年三月八日・元治二年二月十日)
- 四 日本貿易新聞 第九十七号(一八六五年三月十五日・元治二年二月十八日)
- ◇第一〇九号 丑四月五日報告「玉里島津家史料四」(一二九〇)
- 一 横浜風説並ニ市中等之雜説(南部届記事十一件)
- ◇第一一〇号 丑四月五日報告「風説書 丑三月中」
- 一 子十二月会津侯より閣老江差出(十二月松平肥後守内石沢民衛願書)
- 二 丑二月四日彦根侯より
  - の1 井伊掃部頭内山本運平届書(二月四日)
  - の2 滝沢憲太郎・黒川近江守連名達書(正月十八日)
  - の3 別紙達書(正月十八日)
- 三 記事五件(朽木近江守坂元警衛向御免ノ事外)
- 四 丑二月十六日小倉侯江閣老より
- 五 二月九日筑前侯より閣老江(正月十六日松平美濃守届書)
- 六 丑二月十七日因州侯より閣老江別紙之通所司代より被達候旨家来を以届(正月京都所司代達書)
- 七 丑二月大目付兼勘定奉行黒川近江守・目付滝沢憲太郎断状(丑二月五日)
- 八 子十月常野脱走賊徒中山道より越前迄暴行之道之記
- 九 丑二月紀州藩人の談話
- 一〇 京師ニ於て子十二月十日被仰出候御書付(十二月)
- 一一 丑二月廿六日閣老より相渡候封書(加藤遠江守へ)
- 一二 丑二月下旬閣老より達(戸田土佐守へ)
- 一三 丑三月八日達
  - の1 松平周防守へ
  - の2 同人へ
  - の3 戸田土佐守へ
- 一四 丑七月より九月まで京都御警衛ノ事ニ付達(有馬中務大輔へ)
- 一五 丑三月二日閣老より達(酒井若狭守へ)
- 一六 丑二月閣老江差出(二月廿五日松平伯耆守届書)
- 一七 子年安戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申渡
- 一八 二月十八日小倉侯より差出
  - の1 小笠原左京大夫届書(正月十五日)
  - の2 小笠原左京大夫家来宇佐美新届書(二月十八日)
- 一九 南部届記事二件
- 二〇 三条殿より筑前侯江答書(十二月三日)
- 二一 届記事一件(中山大納言外五名守衛ノ件)
- 二二 尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付

の1 達書(毛利大膳父子・三条以下五人ノ処置ノ事外)

の2 別紙(達書)

の3 右ニ付御請書(正月)

の4 届書(正月)

二三 京都より丑三月被仰出(三月)

二四 丑三月十八日関老より触達(三月)

二五 子十一月芸州ニ而松平老岐侯建白

の1 松平老岐守建白書(十一月廿九日)

の2 建白御尋之上左之趣ニ御答口上之事

二六 毛利左京暴臣之刑罪相成候者

二七 二月八日島原侯より関老江(正月十四日松平主殿頭届書)

二八 松山侯より関老江(二月十二日松平隠岐守家来相田六左衛門届書)

二九 二月十七日関老江

の1 口上之覚(二月十七日松平播磨守届書)

の2 覚

三〇 肥前侯より関老江

の1 松平肥前守内岡本忠兵衛届書(二月十二日)

の2 別紙(十二月廿九日松平美濃守内桐山作兵衛伺書)

三〇 肥前侯より関老江

の1 松平肥前守内岡本忠兵衛届書(二月十二日)

の2 別紙(十二月廿九日松平美濃守内桐山作兵衛伺書)

三三 丑正月廿七日大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借家

三二 三月十四日大監察より諸向江触達

三一 届記事二件(丑三月聞込ノ事外)

三三 丑正月廿七日大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借家

播磨屋庄次郎方ニ旅宿罷在佐々木源氏末流之由相唱居候者共会津侯預り新撰組三十人計ニ而召取入牢相成候者

三四 丑正月廿八日夜盜賊方兵庫表江出張召捕之者

三五 丑三月七日小倉侯より関老江

の1 小笠原左京大夫届書(二月四日)

の2 小笠原左京大夫家来宇佐見新願書(三月七日)

三六 昼寝の夢一巡

三七 丑三月九日越前侯より関老江(三月朔日松平越前守届書)

三八 子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書(十一月)

三九 高崎侯より関老江内届(二月廿八日松平右京亮家来菅谷次兵衛届書)

四〇 御所より丑二月廿二日被仰出関老阿部豊州持帰之御書付

四一 丑正月会津侯より関老江差出

の1 松平肥後守内田口治八願書(正月)

の2 覚(付札)

四二 越前敦賀之者出府談話之書取

四三 越前国敦賀表ニ而賊徒刑罪之者

四四 日本貿易新聞 第九十四号(一八六五年二月廿二日・元治二年正月廿七日)

四五 本朝子十一月九日和蘭差出丑正月廿八日江戸江相違候政府より為伝習彼国江遣置候航海生徒より之書状(元治元年子十一月八日赤松大三郎書状)

四六 日本貿易新聞 第九十五号(一八六五年三月一日・元

治二年二月四日)

四七 附録別段新聞(一八六五年三月二日・元治二年二月五日)

四八 日本貿易新聞 第九十六号(一八六五年三月八日・元治二年二月十日)

◇第一一一号 丑四月五日報告(維新前後諸書付38)

一 清水卯三郎ヲ以テ探索仕ラセシ横浜外國人之形勢並ニ世上風説等(南部届記事十一件)

◇第一一二号 丑四月報告(維新前後諸書付39)

一 京都町奉行より申立之趣

の1 京都町奉行願書(丑正月)

の2 右ニ付名前書

の3 右源氏大夫身上探索書面之内(元治元年十二月家

席掟)

二 丑三月下旬肥後藩人探索書

三 丑三月十八日閣老本田濃州より達ス

四 丑二月白川・宮津之両閣老上京一件風説

五 越前敦賀降参族徒之風聞

六 丑四月五日山里御庭拝見ニ付御成

七 丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談ニ付雜説

八 丑四月五日頃尾州卿より被差出候書付

九 二月十八日京都所司代より達(松平土佐守へ)

一〇 三月九日大坂御城代より達(松平土佐守へ)

一一 閣老松前豆州京師行之賦

一二 四月十日久世侯より閣老江

の1 久世謙吉届書(四月六日)

の2 右ニ付別紙

一三 保科侯より閣老江

の1 保科弾正忠家来山田鑄左衛門届書(四月六日)

の2 右ニ付別紙

一四 阿部駿州侯より閣老江届

の1 阿部駿河守家来石田鉄之助届書(四月七日)

の2 右ニ付別紙

一五 板倉内膳正より閣老江届(四月七日)

一六 四月五日大岡兵庫侯ヨリノ届書ニ付別紙申渡書

一七 松平右京侯ヨリノ四月七日届書ニ付別紙覽

一八 丑三月筑前より来書中五卿付属之姓名

一九 三月廿五日五島侯より届

の1 五島飛驒守家来日比野新作届書(三月廿五日)

の2 五島飛驒守家来日比野新作願書(三月廿五日)

二〇 丑三月十一日京師所司代江

二一 丑三月廿日閣老同人より最初御馳走人内達有之向江

二二 三月廿日掛之面々江

二三 丑三月廿五日駒場野大調練上覧ニ付御定書

の1 山口駿河守・神保山城守連名調届書(三月廿二

日)

の2 駒場野大調練大略覽

二四 丑二月尾張前卿江再度被仰出赴

の1 尾張前大納言へ

の2 駒井甲斐守・御手洗幹一郎へ

◇第一一三号 丑四月報告(維新前後諸書付40)

一 子八月一日一橋卿より御母堂徳信院江京師騷擾一条之

御書翰京都町奉行より申立之趣（八月一橋中納言書翰）

◇第一一四号 丑四月報告〔維新前後諸書付41〕

- 一 四月八日閣老松平豆州江差出
- の1 土井大吹頭届書（四月八日）
- の2 右ニ付別紙（四月八日切腹・死罪ノ人名書上）
- 二 前書十七人之科書
- 三 死罪之者十二人科書
- 四 水野日州侯より閣老江届
- の1 水野日向守届書（四月五日）
- の2 記事
- 五 板倉内膳侯御預奥野助九郎科書
- 六 阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌
- 七 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等
- の1 武田伊賀守始運累者首級引渡シ諸所晒シノ行列図
- の2 紙幟（武田伊賀守科書）
- の3 捨札（武田伊賀守）
- の4 山国兵部外二名ノ紙幟・捨札・梟首・市中晒ニ付  
記事
- 八 三月廿四日入獄（武田伊賀守妻とき外三名詠歌）
- 九 三月廿五日於獄屋斬罪吉田原江梟首ノ人名書上
- 一〇 右同日死刑取捨人名
- 一一 右同日永牢申渡人名
- 一二 丑春白川・宮津兩閣老上京之趣意ニ付真偽不相分候得  
共左之通風聞
- 一三 二月廿三日会津侯御請書（二月松平肥後守請書）

一四 四月十一日芸州侯江閣老より達

一五 四月十一日紀州卿より使者口達之趣（紀伊中納言へ）

一六 四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡

の1 達書（徳川玄同へ）

の2 達書（徳川元千代家老衆へ）

一七 大目付・御目付江渡候書付

◇第一一五号 丑四月報告〔維新前後諸書付42〕

- 一 南部届記事（三件松平下総守在所役人ヨリ閣老へ預リ  
降人三人ニ死罪申渡シノ届有之事外）
- 二 丑四月津輕侯より（四月十三日津輕越中守家来伴清助  
願書）
- 三 四月御沙汰書之内（松山侯世子松平式部大輔へ）
- 四 丑孟夏風聞書
- 五 京師来飛之内
- 六 丑二月御沙汰書京師
- ◇第一一六号（丑四月カ）報告〔維新前後諸書付43〕
- 一 日本貿易新聞 第九十九号（一八六五年三月廿九日・  
元治二年三月三日）四月廿五日訳成
- ◇第一一七号（丑四月カ）報告〔維新前後諸書付44〕
- 一 丑四月十八日熊本藩より閣老江（細川越中守内青地源  
右衛門願書）
- 二 細川越中守家来江口達之覚（四月廿日）
- の1 口達之覚
- の2 別紙達書（細川越中守へ）
- 三 丑四月廿日閣老より
- の1 松平陸奥守へ



- の2 南部美濃守へ
- 四 右同日銘々江相達（伊達遠江守外二名へ）
  - 五 四月廿日芸州侯江達
  - 六 朝廷江因・備等之侯伯より建白書（三月松平慶徳外四名歎願建白書）
  - 七 四月十六日達拔書（佐竹右京大夫外二名へ当年御暖不被下旨）
  - 八 三月十四日閑老松平伯州参内之節御達書
  - 九 丑四月閑老本多美濃侯江届（松平阿波守外十二名ヨリ参勤延引之旨）
  - 一〇 四月廿日閑老より大目付江（四月）
- ◇第一一八号（丑四月カ）報告〔維新前後諸書付45〕
- 一 横浜出版外国新聞紙 漂流人彦蔵訳

